

中間市こども計画 (答申案)

中間市

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1.	こどもに関する福祉行政の動向	1
2.	「中間市こども計画」について	3
3.	計画の策定体制	7
第 2 章	こどもを取り巻く環境の変化	9
1.	人口統計等からみた課題	9
2.	こども計画策定に係るアンケート調査等の概要	20
3.	主なアンケート調査結果	22
4.	サービス提供事業者意向調査の概要	53
5.	子育て・教育関係団体意向調査の概要	55
6.	グループヒアリングによる調査の概要	57
7.	教育・保育施設及び 地域子ども・子育て支援事業の現状	60
第 3 章	計画の基本的な考え方	67
1.	基本理念	67
2.	計画の基本目標	68
3.	計画の体系	70
第 4 章	施策の展開	71
	基本目標① こどもの権利	
	…すべてのこどもの権利を保障する	71
	基本目標② 育ち、学び、遊び、体験	
	…こどもを安心して生み育て健やかな成長を育む	73
	基本目標③ 安心と希望	
	…きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する	86
	基本目標④ 若者と未来	
	…若者の生活を支え希望に応じた未来を支援する	95

基本目標⑤ 地域力

・・・こどもたちの育ちを地域社会全体で支援する・・・ 1 0 0

第5章 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 4

1. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 4
2. 幼児期の学校教育・保育に係る
見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 5
3. 地域子ども・子育て支援事業の
見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 0
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の
一体的提供、推進体制の確保・・・・・・・・ 1 2 7
5. 産後の休業及び育児休業後における
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・ 1 2 7
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する
支援に関する福岡県が行う施策との連携・・・・ 1 2 7
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が
図られるために必要な雇用環境の整備に
関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 8

第6章 計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・ 1 2 9

資料編

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 1
- 中間市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・ 1 4 2
- 中間市子ども・子育て会議開催経過・・・・・・・・ 1 4 3
- 中間市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・ 1 4 4

第1章 計画の策定にあたって

1. こどもに関する福祉行政の動向

(1) これまでの国の取組み

近年の我が国のこども及び子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法制度に基づき、各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する、こども・子育て支援の取組みに加え、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻くさまざまな環境や課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取組みが進められています。

こども支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行、少子化に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、母子保健体制の充実、生活環境の整備、経済的負担の軽減などを基本施策とする）
 - 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
 - 次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組を定めた法律）
 - 当初 10 年間の時限法として成立し、令和 6 年度までが有効期限だったが、令和 6 年 5 月の改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長
- 子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える若者の社会参加を支援する施策について定めた法律。内閣府に育成支援推進本部を設置し、支援をネットワーク化するなど国・地方公共団体・児童相談所や NPO による協力体制の整備などを施策とする）
 - 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1 施行）

同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定。令和 5 年 12 月 22 日付けのこども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（R6.6.26 公布、公布日から 3 月以内に政令で定める日に施行）に改正。解消すべき「こどもの貧困」を具体的に明記。
- 子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行、核家族や共働き、一人親の増加等の環境変化に対応した支援を行うことにより、より良い保育を提供するための法律）

(2) こどもを取り巻く現状

我が国ではこどもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少等による貧困世帯での学習機会の減少、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の年齢別労働力人口の割合をグラフで示したときの M 字カーブの問題等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みがスタート

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うことが期待されています。

同じく令和 5 年 4 月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱） 【こども基本法第 9 条に規定】

- ① こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ② これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化

こども計画の策定 【こども基本法第 10 条に規定】

- ① 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務となった
- ② こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

こども等の意見の反映 【こども基本法第 11 条に規定】

- ③ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること等が求められている

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）されるなど法整備が進められています。令和 5 年 6 月 13 日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業・給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

2. 「中間市こども計画」について

（1）策定の背景と概要

令和 2 年 3 月に策定した「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」（中間市次世代育成支援行動計画を包含している）が令和 6 年度末をもって終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とする中間市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定します。

こども計画は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法に基づくこども大綱やこども基本法、福岡県のこども計画との整合性に留意し、次の計画を包含し、一体的なものとして策定することとします。

母子保健を含む成育医療等に関する計画については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）に基づき、市町村において計画を策定するものとされていることから、同様に一体のものとして策定することとします。

また、学童保育を含め、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについても、計画的に進めることが求められていることから、本市の基本方針を策定します。

本計画は、「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」による取組みを継続、発展させるとともに、国の動向や社会情勢、本市における諸課題、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、本市の実情に即したこども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目的として策定するものです。

こども計画に包含する計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
(未策定)
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」(未策定)
- 成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」(未策定)

【国】こども大綱

少子化対策大綱

子供の貧困対策に関する大綱

子供・若者育成支援推進大綱

市町村こども計画（「こども基本法」より抜粋）

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・ 子供・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子供・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例

次世代育成支援対策推進法第9条に基づく市町村行動計画

成育基本法第17条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

子供・子育て支援法第61条に基づく子供・子育て支援事業計画



中間市こども計画【新計画】

子供・子育て支援事業計画

子供・若者計画

次世代育成支援行動計画

子供の貧困対策計画

母子保健を含む成育医療等に関する計画

こどもの居場所づくりの推進

（2）計画の対象

本計画においては、下記の年齢等を対象としています。

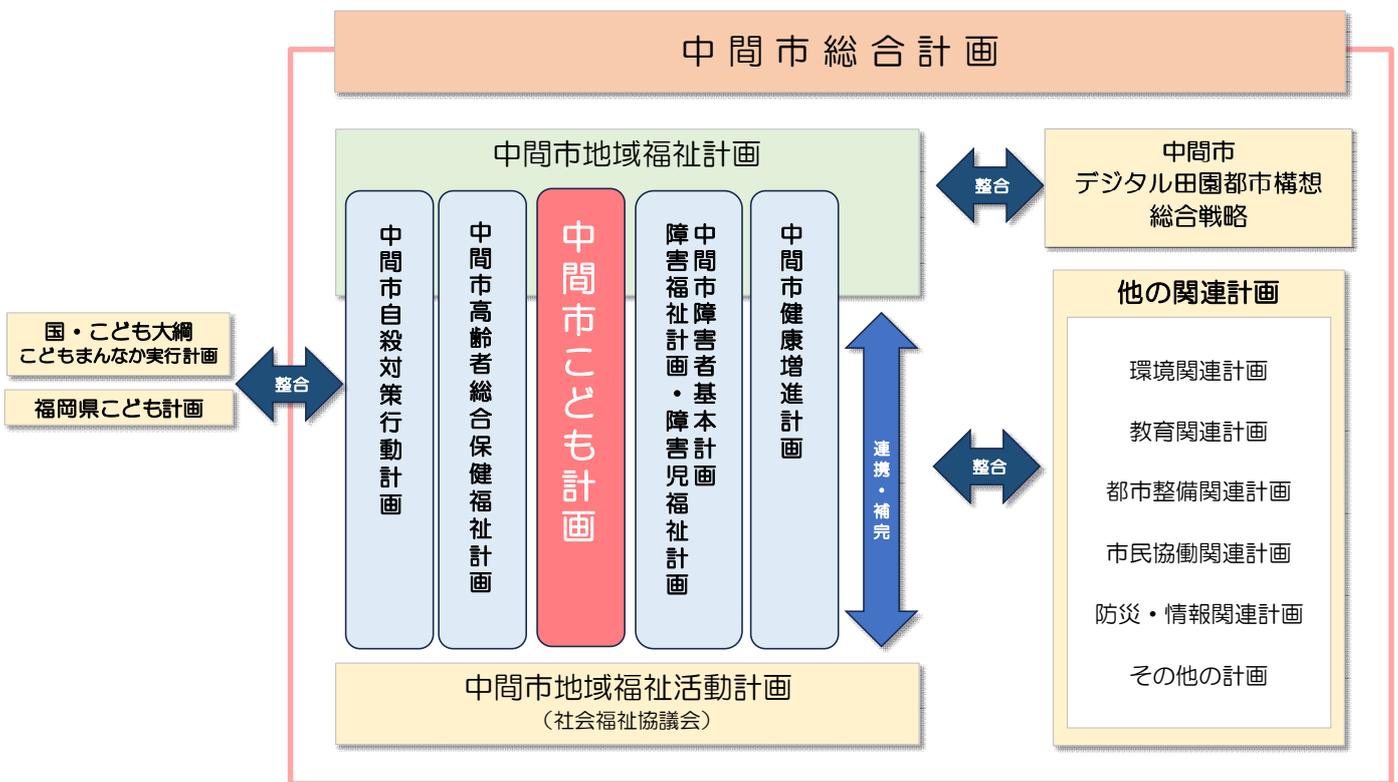
- 「子供・子育て支援」については、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としています。
- 「若者支援」については、おおむね15歳から40歳未満の者としています。
- 「次世代育成支援」については、次代の社会を担うこどもを育成し、又は育成しようとする家庭としています。
- 「子供の貧困対策」については、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階としています。
- 「母子保健を含む成育医療」については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦としています。

こども基本法では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

(3) 他の計画との関係

中間市こども計画は、中間市総合計画及び中間市地域福祉計画を上位計画とする、福祉分野の個別計画の位置づけであり、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」です。加えて、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を包含するものとなっています。

また、本計画は、国の策定する「こども大綱」と、福岡県の策定する都道府県こども計画「福岡県こども計画」との整合に留意しました。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。なお、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
次世代育成支援行動計画 (H22~H26)					子ども・子育て 支援事業計画(第1期)					子ども・子育て 支援事業計画(第2期)					こども計画				

(5) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略であり、令和12年までの長期的な開発の指針として、平成27年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsを意識し、各施策・事業を推進していきます。SDGsの17の目標のうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。



3. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

次ページ参照

(2) 会議における協議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育ての当事者で構成する「中間市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に必要な事項の議論を行い、その結果をもとに計画書を策定し、市長に答申します。

(3) パブリックコメントの実施

素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。

中間市こども計画策定に係るアンケート調査等実施内容について

1. 各種調査の目的、対象等について【下記の表参照】

2. 調査の時期及び期間

こども・保護者、若者対象：令和6年9月12日から9月24日まで
 サービス提供事業者対象：令和6年9月24日から10月21日まで
 子育て・教育関係団体対象：令和6年10月3日から11月12日まで

グループヒアリング：令和6年11月6日、11月19日

調査名	関係する計画	調査の目的	調査の対象	調査の方法
こども計画策定に係る市民アンケート調査	①、②、⑤、⑥	教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況とニーズ（計画①に関する量の見込み）を把握する。学童保育の利用意向をはじめ、こどもの居場所に関する現状と今後の需要等を把握する。	就学前児童の保護者（全数）	就園児、小中学生及びその保護者は、学校や保育所等を通じて、QRコードを貼付した依頼文書を配布し、WEB上で回答（小1・小2は紙で回答）。未就園児の保護者は、郵送により同一の依頼文書を送付し、WEB上で回答。
			小学生の保護者（全数）	
こどもの生活に関する意識調査（保護者用）	③、④	子育て家庭の生活実態・意識を把握する。	小学1年生から中学3年生までの保護者（全数）	就園児、小中学生及びその保護者は、学校や保育所等を通じて、QRコードを貼付した依頼文書を配布し、WEB上で回答（小1・小2は紙で回答）。未就園児の保護者は、郵送により同一の依頼文書を送付し、WEB上で回答。
こどもの生活に関するアンケート調査（こども用）	③、④、⑥	こどもの生活実態・意識を把握する。	小学1年生から小学3年生までの児童生徒（全数）	
			小学4年生から小学6年生までの児童生徒（全数）	
中学1年生から中学3年生までの児童生徒（全数）				
若者の生活に関する調査	③、④、⑥	若者の生活実態・意識を把握する。	15～39歳の市民（2,000人を無作為抽出）	郵送によりQRコードを貼付した依頼文書を送付し、WEB上で回答。
子育て支援サービス提供事業者（調査票A）	①、②、④	教育・保育事業の運営状況や課題、事業展開の予定、支援ニーズ等を把握する。	市内の保育所等（認定こども園、小規模保育所、認可外届出施設）、幼稚園	調査票を電子メールにより送付し回答。
子育て・教育関係団体（調査票B）	①、②、③、④、⑥	こどもの支援にかかわる団体の活動内容や活動上の課題、支援者側の視点でみたこどもや子育て環境の状況等について把握する。	校区まちづくり協議会、学習支援団体、子育て支援団体、学童保育所、こども食堂事業団体、生活困窮・若者支援団体、障がい児支援事業所、市民生委員・児童委員協議会、市子ども会育成連絡協議会、市社会福祉協議会、市少年相談センター	
グループヒアリング（こども・若者対象のワールドカフェ）		当事者であるこどもの意見をこども計画に反映させるため、あらかじめ決められたテーマについて、一緒に考え、意見交換を行う。	中間東小学校 中間高校 各1回実施	ワールドカフェ形式

※表中の「関係する計画」の表記について

- ①子ども・子育て支援事業計画 ②次世代育成支援行動計画 ③子ども・若者計画 ④子どもの貧困対策計画
 ⑤母子保健を含む育成医療等に関する計画 ⑥こどもの居場所づくり推進

第2章 こどもを取り巻く環境の変化

1. 人口統計等からみた課題

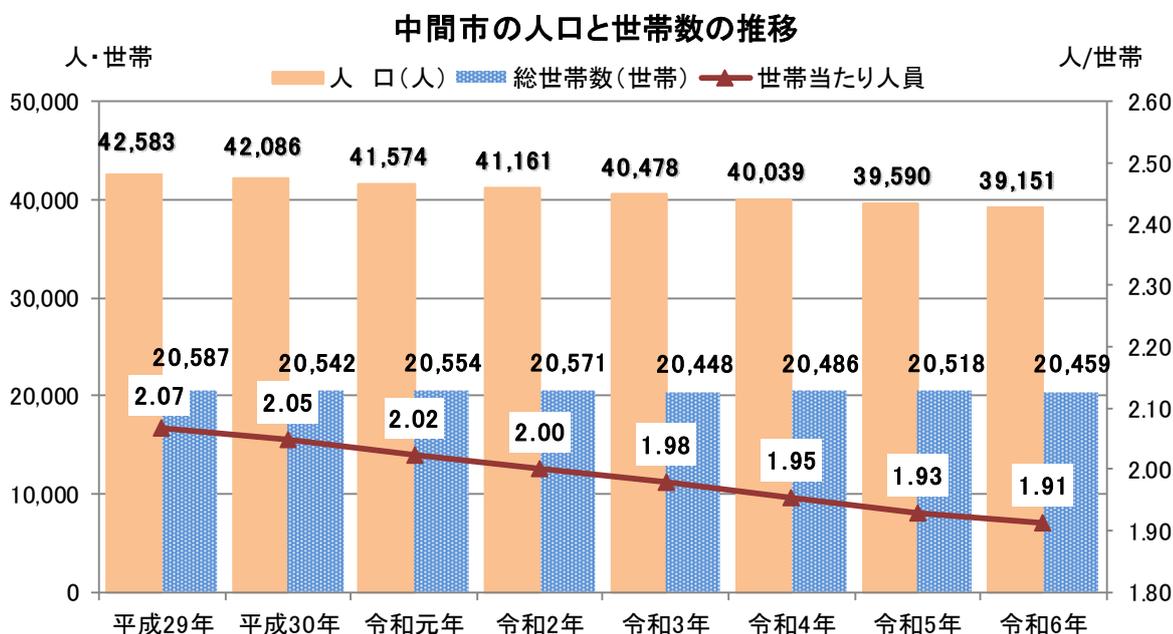
(1) 人口及び世帯構成の変化

本市の総人口は、平成29年の42,583人から令和6年には39,151人となり、3,432人減少しています。総世帯数をみると、平成29年の20,587世帯から令和6年には20,459世帯に減少しています。世帯当たりの人員は、平成29年の2.07人から減少傾向が続き、令和6年には1.91人となっています。

年少人口（0～14歳）は、平成29年の4,678人から令和6年は4,122人となり、556人減少。総人口に対する年少人口の構成比は、平成29年は11.0%、令和6年は10.5%で推移しており、年少人口の減少傾向が認められます。

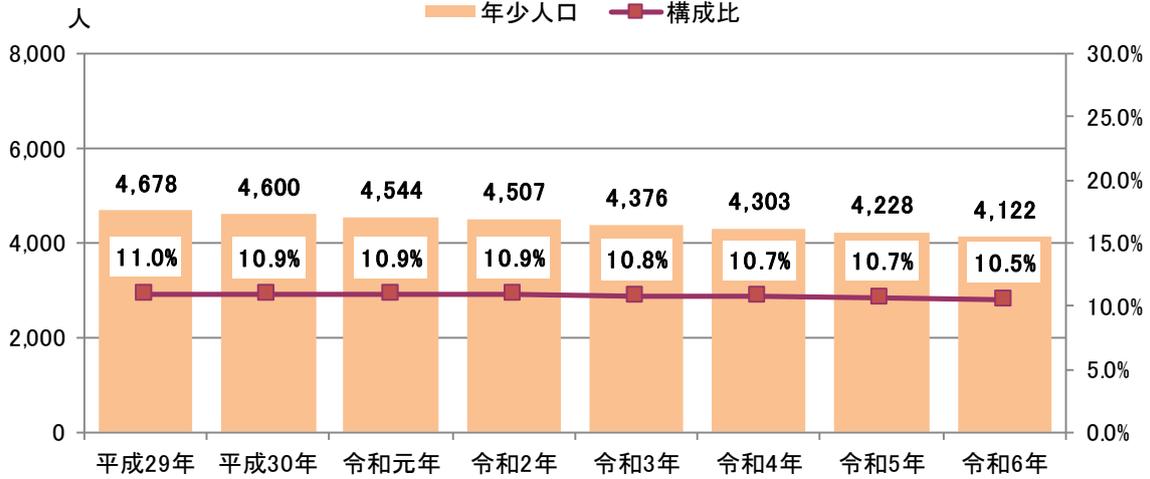
施設等の世帯を除く一般世帯数は、平成7年と令和2年を比較すると16,913世帯から17,331世帯となり、418世帯増加しています。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、ひとり親（男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯）が増加傾向にあります。

6歳未満の子どもがいる一般世帯は、平成7年の1,792世帯から令和2年では1,157世帯と635世帯減少し、18歳未満の子どもがいる一般世帯も平成7年の5,302世帯から令和2年では2,962世帯と約半数に減少しています。一般世帯全体に占める割合も減少しています。



※住民基本台帳。各年9月末時点、令和6年は7月末時点

中間市の年少人口の推移



※住民基本台帳。各年9月末時点、令和6年は7月末時点

世帯構成の推移

単位：世帯、構成比%

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯 (計)	核家族世帯					その他の 親族世帯		
			核家族 (計)	夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども			
平成7年	16,913	14,221	11,895	3,856	6,352	249	1,438	2,326	38	2,654
	%	84.1%	70.3%	22.8%	37.6%	1.5%	8.5%	13.8%	0.2%	15.7%
平成12年	17,560	14,132	12,027	4,270	5,870	243	1,644	2,105	65	3,363
	%	80.5%	68.5%	24.3%	33.4%	1.4%	9.4%	12.0%	0.4%	19.2%
平成17年	17,864	13,781	11,740	4,379	5,234	272	1,855	2,041	99	3,984
	%	77.1%	65.7%	24.5%	29.3%	1.5%	10.4%	11.4%	0.6%	22.3%
平成22年	17,778	12,963	11,078	4,331	4,677	277	1,793	1,885	165	4,645
	%	72.9%	62.3%	24.4%	26.3%	1.6%	10.1%	10.6%	0.9%	26.1%
平成27年	17,389	12,239	10,638	4,268	4,206	276	1,888	1,601	117	5,029
	%	70.4%	61.2%	24.5%	24.2%	1.6%	10.9%	9.2%	0.7%	28.9%
令和2年	17,331	11,486	10,008	3,972	3,892	296	1,848	1,478	191	5,654
	%	66.3%	57.7%	22.9%	22.5%	1.7%	10.7%	8.5%	1.1%	32.6%

※国勢調査

6歳未満・18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯の推移

単位：世帯、構成比%

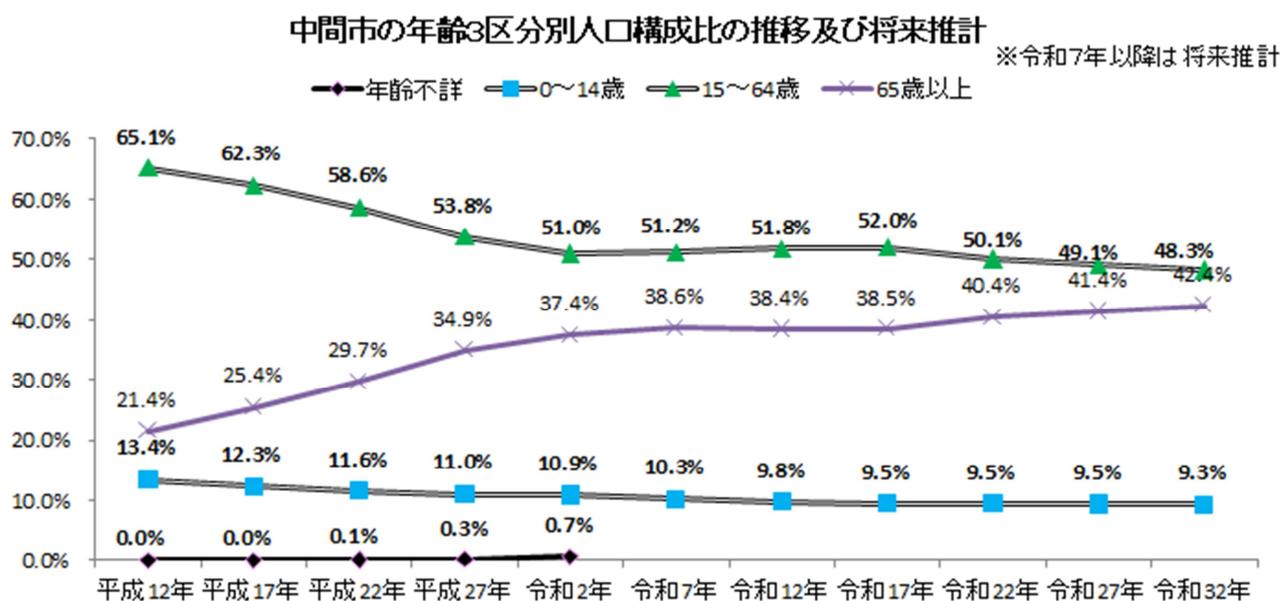
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯①	16,913	17,560	17,864	17,778	17,389	17,331
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯②	1,792	1,684	1,572	1,436	1,250	1,157
構成比 ②/①	10.6%	9.6%	8.8%	8.1%	7.2%	6.7%
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯③	5,302	4,677	4,102	3,629	3,205	2,962
構成比 ③/①	31.3%	26.6%	23.0%	20.4%	18.4%	17.1%

※国勢調査

(2) 将来推計人口

「国立社会保障・人口問題研究所」(令和5年推計)の将来推計人口によると、本市の総人口は将来的にも減少を続け、10年後の令和17年には32,979人になると見込まれています。

年少人口についても、令和2年の4,405人から令和17年には3,122人になると見込まれています。

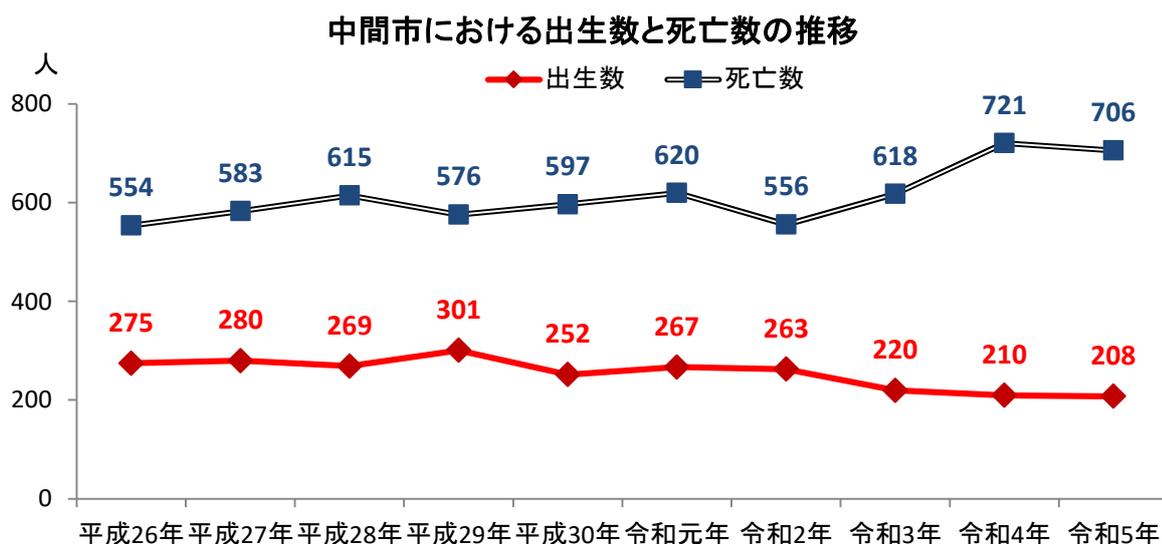


※国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」(令和5年推計)の将来推計人口

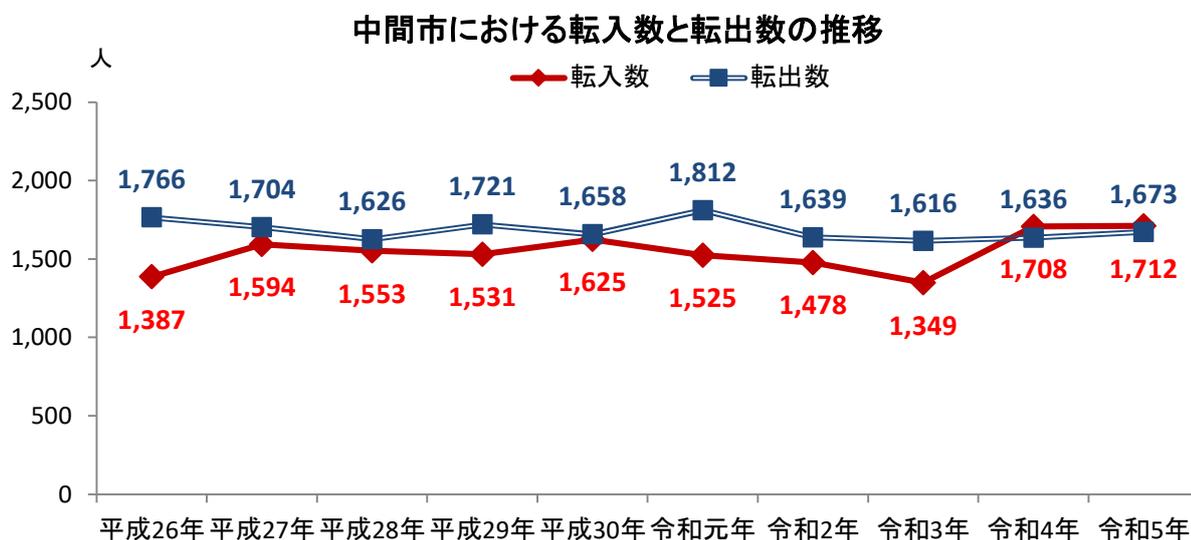
(3) 人口減少の背景

出生と死亡による自然の増減をみると、平成26年から令和5年のいずれの年も出生数が死亡数を下回っており、総人口は自然減の状況が続いています。また、出生数は平成29年の301人から年々減少し、令和5年は208人となっています。

社会的な人口の増減を転出・転入でみると、令和3年までは転出数が転入数を上回っていましたが、令和4年以降は、転入数が転出数を上回る社会増が続いています。



※住民基本台帳

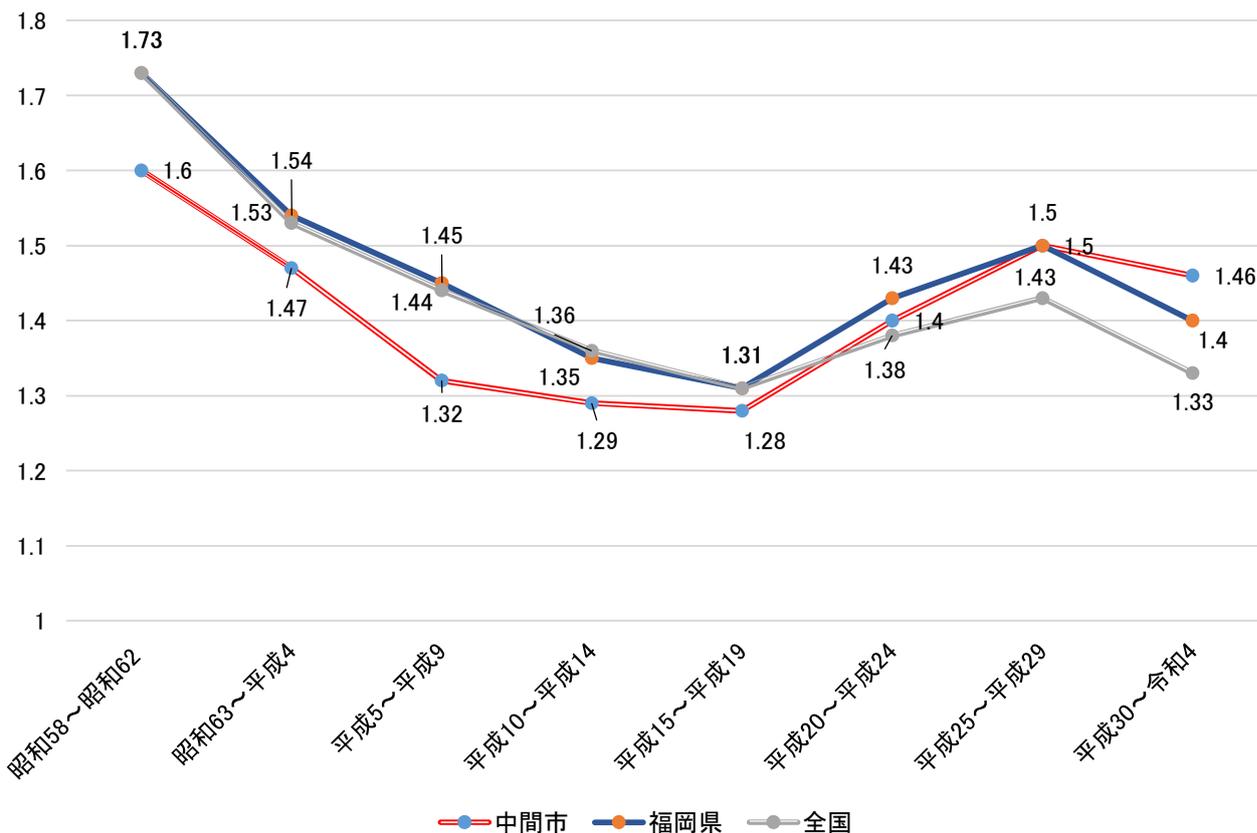


※住民基本台帳

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に出産することの平均）の推移をみると、国、県を下回る水準で推移していましたが、平成15～平成19年以降は一定期間上昇傾向が見られ、平成30～令和4年では若干減少したものの、国、県を上回り1.46となっています。

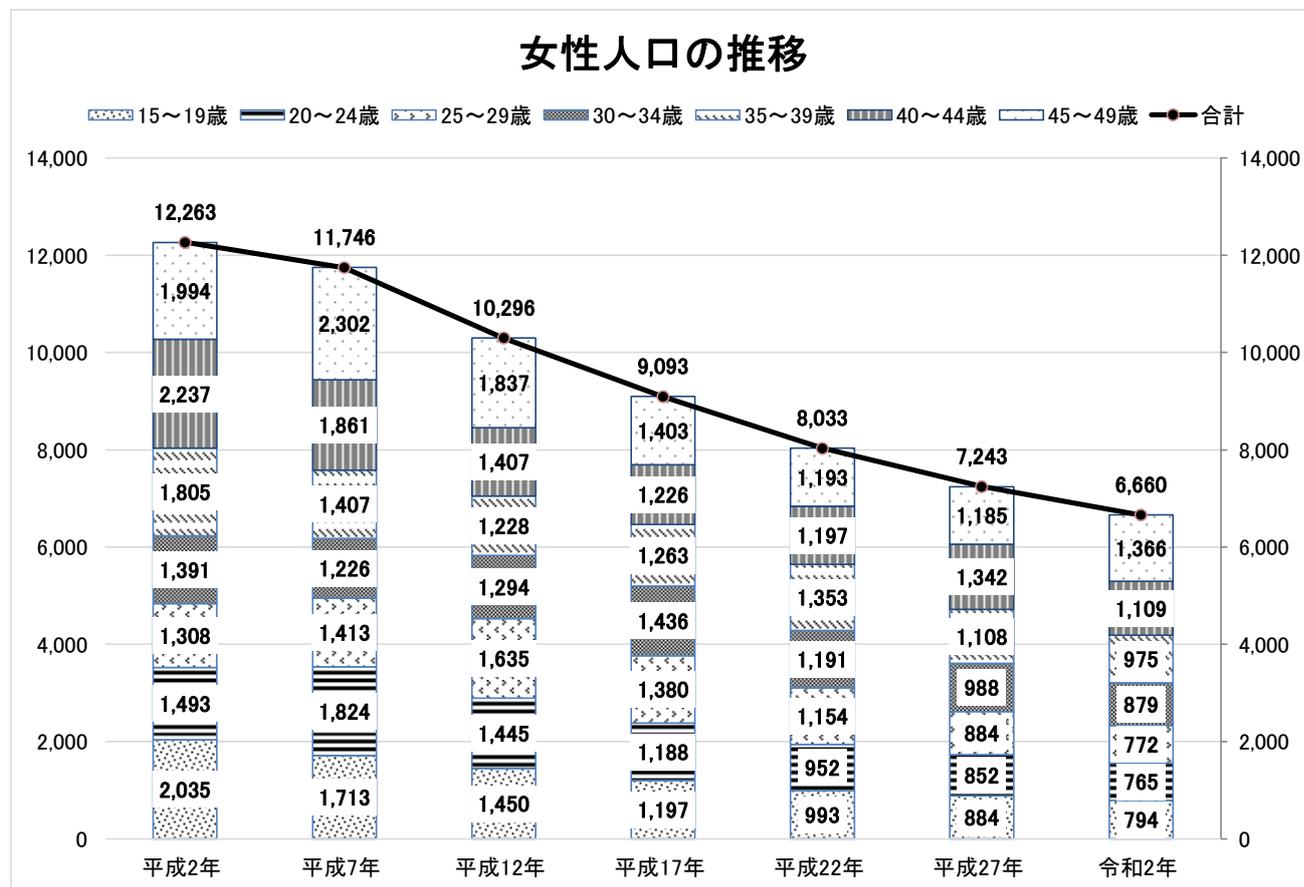
合計特殊出生率の推移



※厚生労働省「人口動態統計」

(5) 女性人口の推移

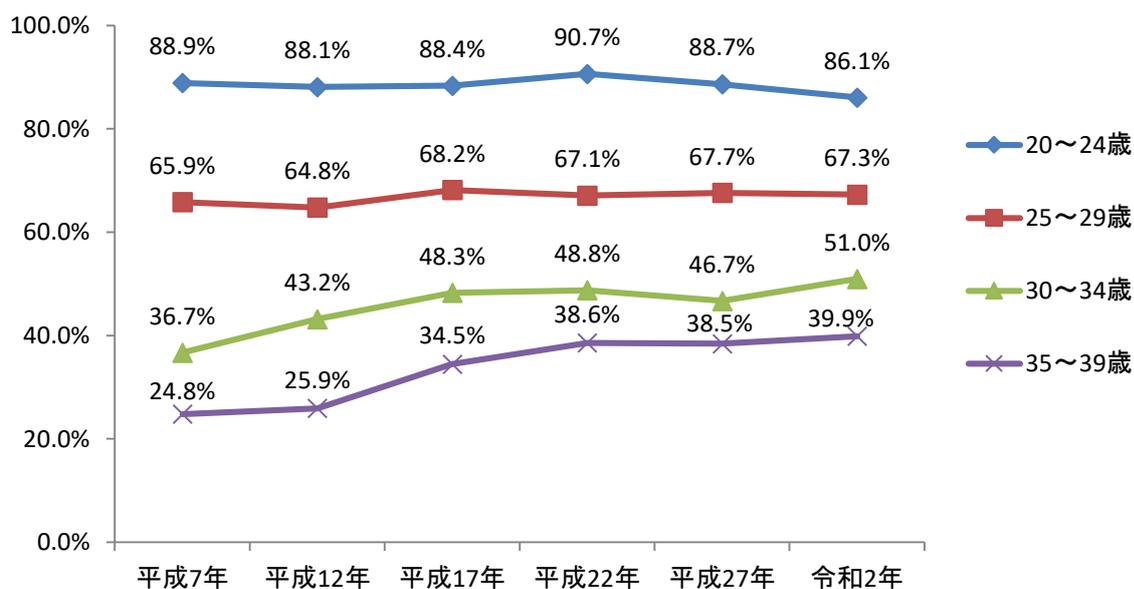
合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性の人口は平成2年の12,263人から令和2年の6,660人へと減少が続いており、今後、合計特殊出生率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。



(6) 未婚率の推移

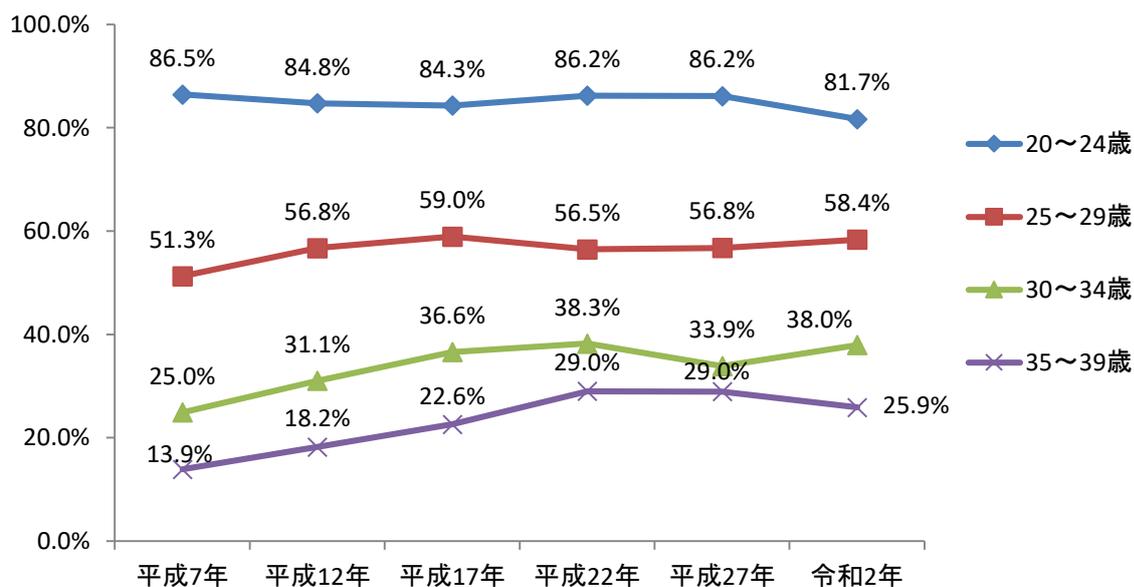
本市における子どもを産み育てる若い世代の未婚率は、平成7年と令和2年を比較すると、30歳以上の女性、男性ともに上昇傾向にあることがわかります。また、女性よりも男性の未婚率がすべての年齢階層で高くなっており、令和2年の35～39歳男性の未婚率は39.9%と10人に4人が未婚であることがわかります。女性についてみると、令和2年では30～34歳の未婚率が平成27年と比べ4.1ポイント上昇しており、35～39歳の未婚率が3.1ポイント下降しています。

中間市における男性の未婚率の推移



※国勢調査

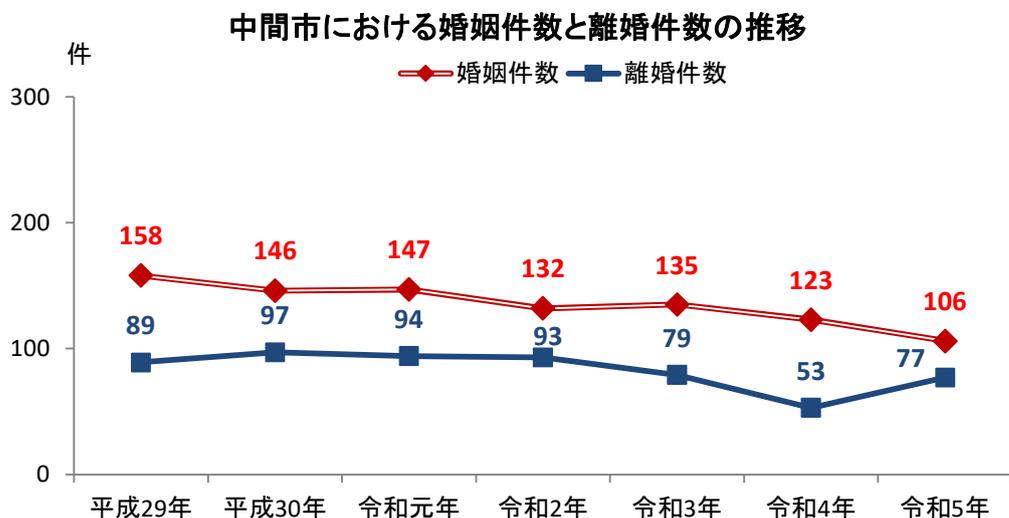
中間市における女性の未婚率の推移



※国勢調査

(7) 婚姻件数と離婚件数の推移

本市の婚姻件数の推移を見ると、平成29年は158件でしたが、令和5年は106件と減少傾向にあります。離婚件数の推移をみると、令和4年の53件を除き、70～90件台で推移しています。



※庁内資料（統計なかま）

(8) 母子・父子世帯数の状況

令和2年における本市のひとり親家庭の状況を見ると、母子世帯は358件で本市の一般世帯に占める割合は2.07%となっています。この割合は県や全国を上回っています。父子世帯は30件で一般世帯に占める割合は0.17%となっており、県や全国の値をやや上回っています。

ひとり親家庭の状況

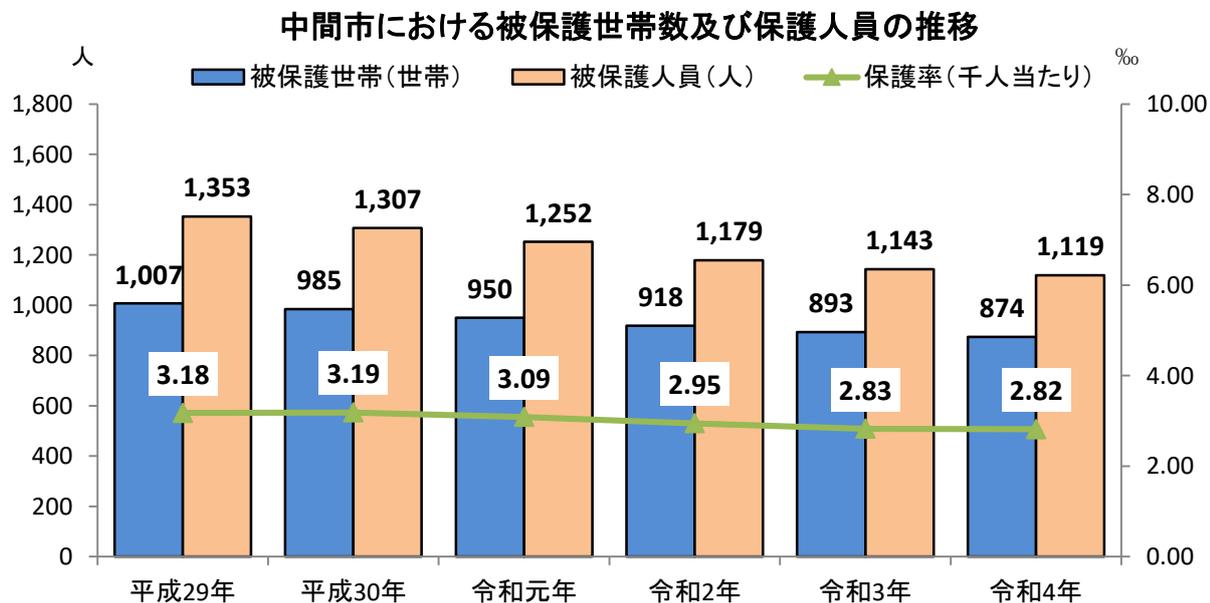
単位：人

一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
中間市 17,331	358	2.07%	30	0.17%
福岡県 2,318,479	35,804	1.54%	3,280	0.14%
全国 55,704,949	646,809	1.16%	74,481	0.13%

※令和2年国勢調査

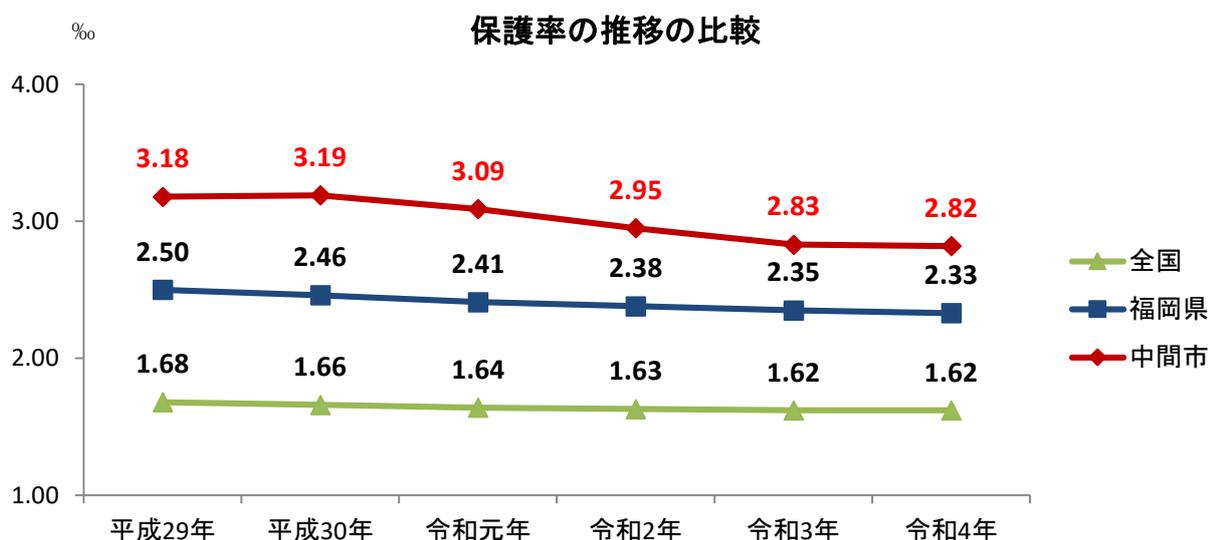
(9) 被保護世帯数等の推移

本市内の被保護世帯数、被保護人員のいずれも緩やかな減少傾向を示しています。人口千人当たりの保護率を県と比較すると高い水準にあります。



※保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は年度平均

※福岡県生活保護速報



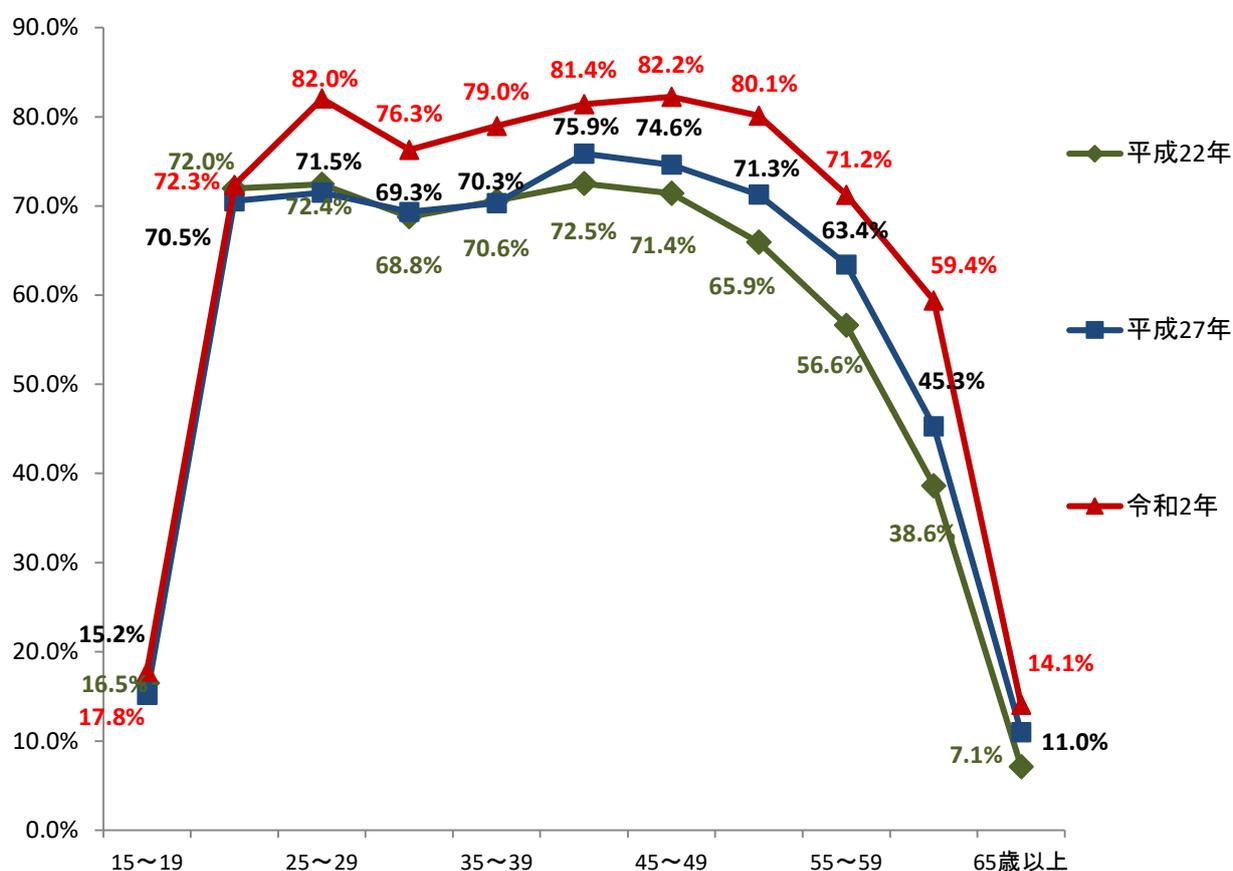
※福岡県生活保護速報

(10) 女性の就労状況

本市の女性の年齢階級別労働力率について、平成22年をみると、20～24歳から45～49歳まで労働力率がほぼ横ばいで推移している状況が確認できます。これに対し、令和2年をみると、25～29歳で82.0%と平成22年を10.5ポイント上回る労働力率となっており、30～34歳で76.3%に減少します。しかし、その後、上昇傾向を示し、45～49歳では82.2%と全年代で最も高くなっています。5年前、10年前と比べ女性で就業している人の割合が各年代で上昇していることがわかります。

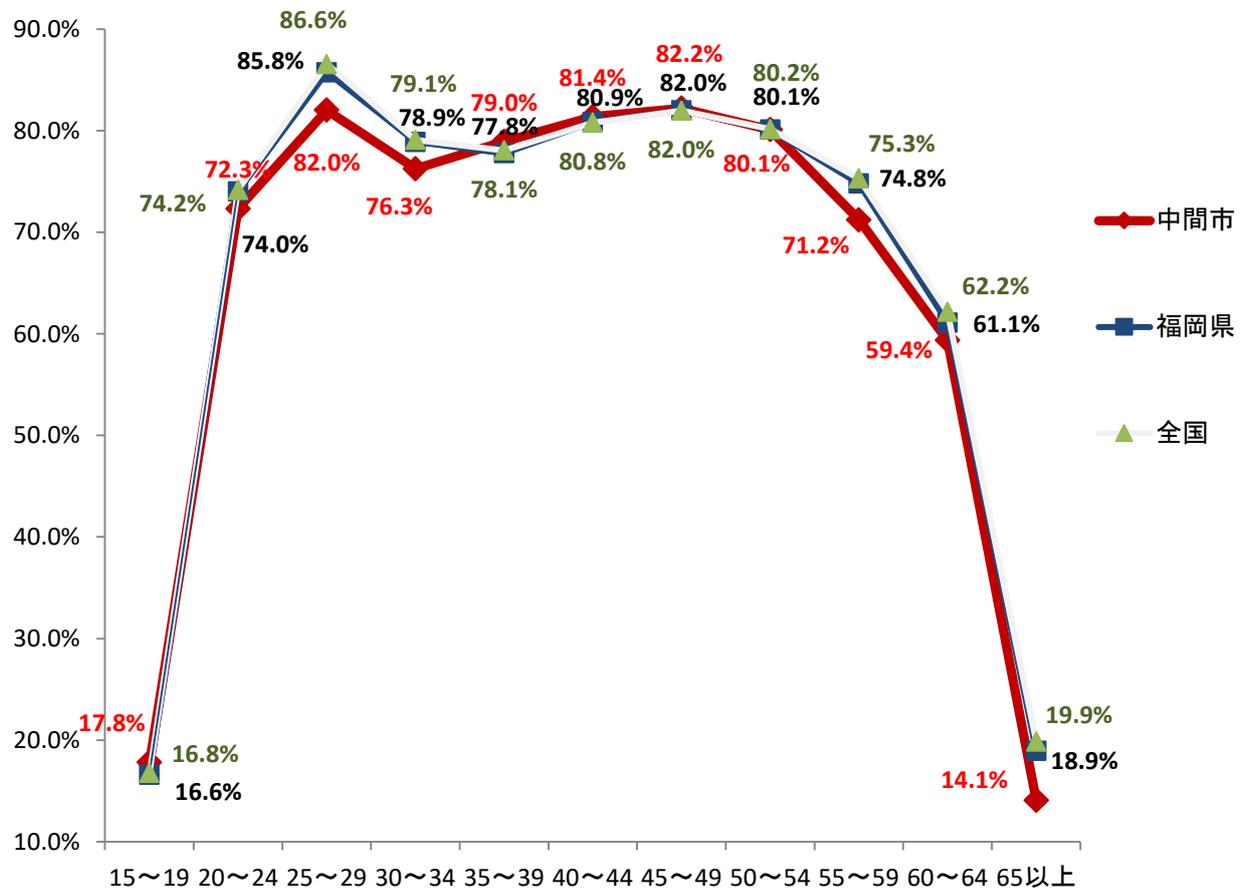
また本市の女性の労働力率（令和2年）をみると、25～29歳では82.0%と、全国や県平均と比べ5ポイント程度低くなっています。

中間市における女性の年齢階級別労働力率の5年ごとの比較



※国勢調査

中間市における女性の年齢階級別労働力率の全国・県との比較(令和2年)



※国勢調査

2. こども計画策定に係るアンケート調査等の概要

(1) 調査設計

子育ての現状やお考えなどをうかがい、中間市の今後の子ども・子育て支援行政を効果的に行うための基礎資料とし、令和7年度からの「中間市こども計画」に反映させていただくことを目的に、アンケート及びグループヒアリングによる調査を実施しました。

■こども・保護者へのアンケートの構成

- ・こども計画策定に係る市民アンケート調査
(対象：就学前児童の保護者及び小学生の保護者)
- ・こどもの生活に関する意識調査
(対象：中学生の保護者対象)
- ・こどもの生活に関するアンケート
(対象：小学1年生～3年生、小学4年生～6年生、中学1年生～3年生)
- ・若者の生活に関する意識調査
(対象：15～39歳の市民)

・調査地域

- ・中間市全域

・調査対象

- 1) 中間市在住の就学前児童の保護者 1,079人
- 2) 中間市在住の小学生児童の保護者 1,721人
- 3) 中間市在住の中学生の保護者 962人
- 4) 中間市在住の15歳～39歳の市民 1,990人
- 5) 中間市の小学校に通う1年生～3年生の児童 851人
- 6) 中間市の小学校に通う4年生～6年生の児童 845人
- 7) 中間市の中学校に通う生徒 962人

・調査方法

- ・上記5) 中間市の小学校に通う1年生～2年生のみ、調査票配布・回収
それ以外は全てwebによる回答

・調査期間

- ・調査対象5)～7)：令和6年9月12日～同年9月24日
- ・調査対象1)～4)：令和6年9月17日～同年9月24日

・有効回収数と回収率

- 1) 中間市在住の就学前児童の保護者 227件 (有効回答率 21.0%)

- 2) 中間市在住の小学生児童の保護者 274 件 (有効回答率 15.9%)
- 3) 中間市在住の中学生の保護者 122 件 (有効回答率 12.7%)
- 4) 中間市在住の 15 歳～39 歳の市民 324 件 (有効回答率 16.3%)
- 5) 中間市の小学校に通う 1 年生～3 年生の児童 685 件 (有効回答率 80.5%)
- 6) 中間市の小学校に通う 4 年生～6 年生の児童 843 件 (有効回答率 96.9%)
- 7) 中間市の中学校に通う生徒 788 件 (有効回答率 81.9%)

・ 調査項目

- 1) 中間市在住の就学前児童の保護者
 - ・ お子さんのご家族の状況について
 - ・ お子さんの保護者の就労状況について
 - ・ お子さんの平日の日常的な幼稚園・保育園等のサービスの利用について
 - ・ お子さんの地域の子育て支援サービスの利用状況について
 - ・ お子さんが病気の際の対応について
 - ・ お子さんの不定期及び宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- 2) 中間市在住の小学生児童の保護者
 - ・ お子さんのご家族の状況について
 - ・ お子さんの保護者の就労状況について
 - ・ お子さんの放課後の過ごし方について
 - ・ 子育ての環境や生活状況について
 - ・ 子育てに係る相談先や支援策の考えについて
- 3) 中間市在住の中学生の保護者
 - ・ あなたのことについて
 - ・ 子育ての環境や生活状況について
 - ・ 子育てに係る相談先や支援策の考えについて
 - ・ お子さんやあなたの、家庭以外での活動等について
 - ・ 中間市の取組や印象などについて
- 4) 中間市在住の 15 歳～39 歳の市民
 - ・ あなたのことについて
 - ・ あなたの居場所や悩んだ時の相談先について
 - ・ あなたの結婚や子をもつことに対するお考えについて
 - ・ ヤングケアラー・若者ケアラーについて
 - ・ 中間市の取組や印象などについて
- 5) 中間市の小学校に通う 1 年生～3 年生の児童
 - ・ あなたのことや、おうちでのことについて
 - ・ 学校での生活について
 - ・ あなたの健康や悩み、おうち・学校以外での生活について
 - ・ あなたがお世話している家族について
 - ・ 中間市の印象などについて
- 6) 中間市の小学校に通う 4 年生～6 年生の児童
 - ・ あなたのことや、おうちでの生活について
 - ・ 学校での生活や勉強、進学のことについて
 - ・ あなたの健康や悩み、おうち・学校以外での生活について

- あなたが中心になってお世話している家族について
 - 中間市の取組や印象などについて
- 7) 中間市の中学校に通う生徒
- あなたのことや、おうちでの生活について
 - 学校生活に関わることや勉強、進学のことについて
 - あなたの健康や悩み、おうち・学校以外での生活について
 - あなたが中心になってお世話している家族について
 - 中間市の取組や印象などについて

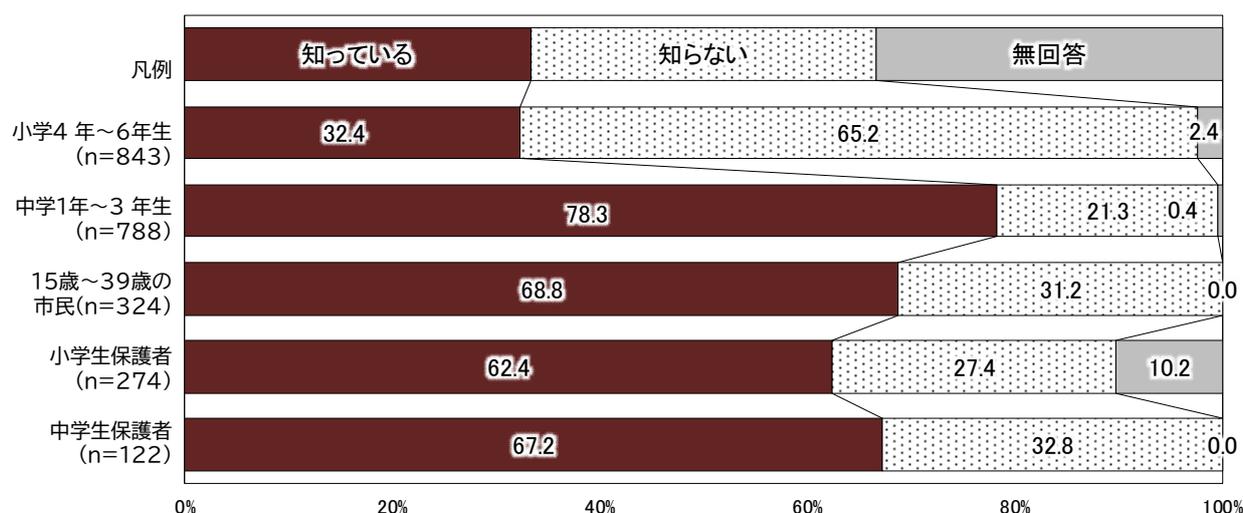
3. 主なアンケート調査結果

この節では、こどもの権利についての認知度、子育て環境の満足度、保護者の就労状況とサービスの利用状況、子育てに必要な支援・対策、小学生及び中学生の学校での生活状況、小学生及び中学生、若者の居場所、中間市での居住意向など、こどもや若者のアンケート調査結果の概要を掲載しました。

(1) こどもの権利についての認知度

- 小学4年生～6年生、中学1年生～3年生、15歳～39歳市民対象、小学生保護者、中学生保護者対象

国際条約で、こどもには主に「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」の4つの権利があると定められています。これらのこどもの権利についての認知度をみると、こどもの権利について「知っている」の割合は中学1年生～3年生の78.3%が最も高く、以下、割合が高い方から15～39歳の市民（68.8%）、中学生保護者（67.2%）、小学生保護者（62.4%）、小学4年生～6年生（32.4%）の順となっています。

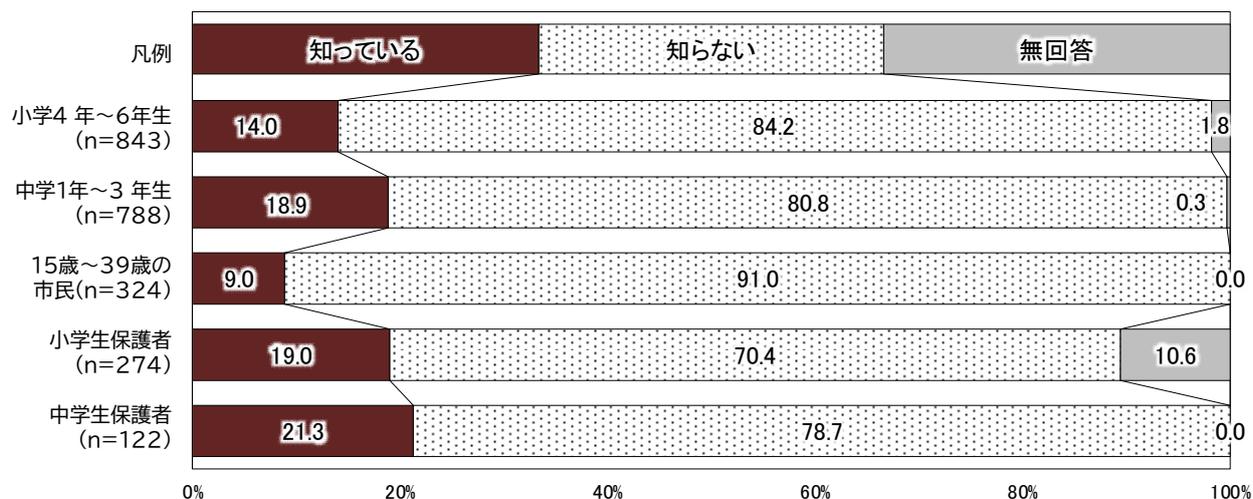


(2) 中間市子どもを守る条例についての認知度

- 小学4年生～6年生、中学1年生～3年生、15歳～39歳市民対象、小学生保護者、中学生保護者対象

本市では中間市子どもを守る条例を制定しています。この条例についての認知度をみると、条例を「知っている」の割合は中学生保護者の21.3%が最も高く、以下、割合が高い方から小学生保護者（19.0%）、中学1年生～3年生（18.9%）、小学4年生～6年生（14.0%）、15歳～39歳の市民（9.0%）の順となっています。

こどもの権利の認知度と比較すると、条例の認知度は低くなっています。



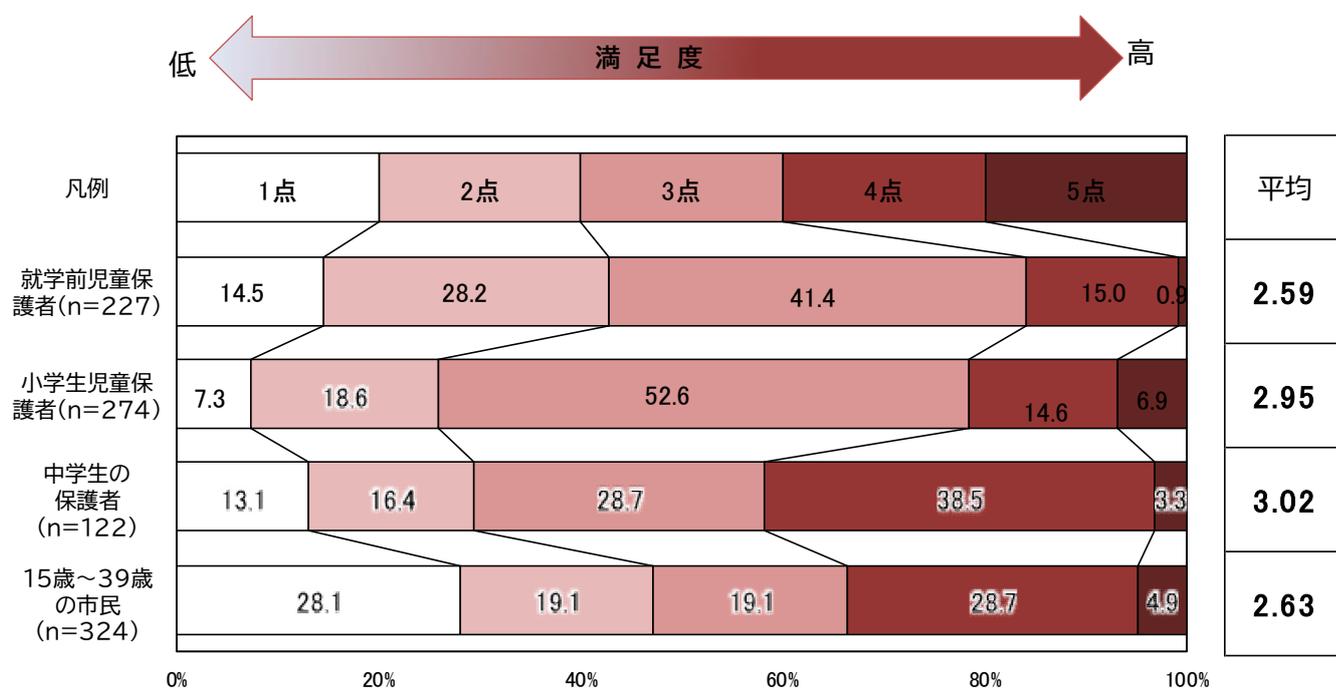
(3) 子育て環境や支援に対する満足度

- 就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者、15歳～39歳市民対象

子育て環境や支援に対する満足度の平均値をみると中学生の保護者の3.02が最も高く、以下、平均値の高い方から、小学生児童保護者(2.95)、15～39歳の若者(2.63)の順となっており、就学前児童の保護者の2.59が最も低くなっています。中学生の保護者では「4点(やや満足)」の割合が38.5%を占め他の対象者よりも高くなっています。就学前児童の保護者では「2点(やや不満)」が28.2%で他の対象者よりも高くなっています。

【就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者、15歳～39歳市民との比較】

■ 子育て環境や支援に対する満足度



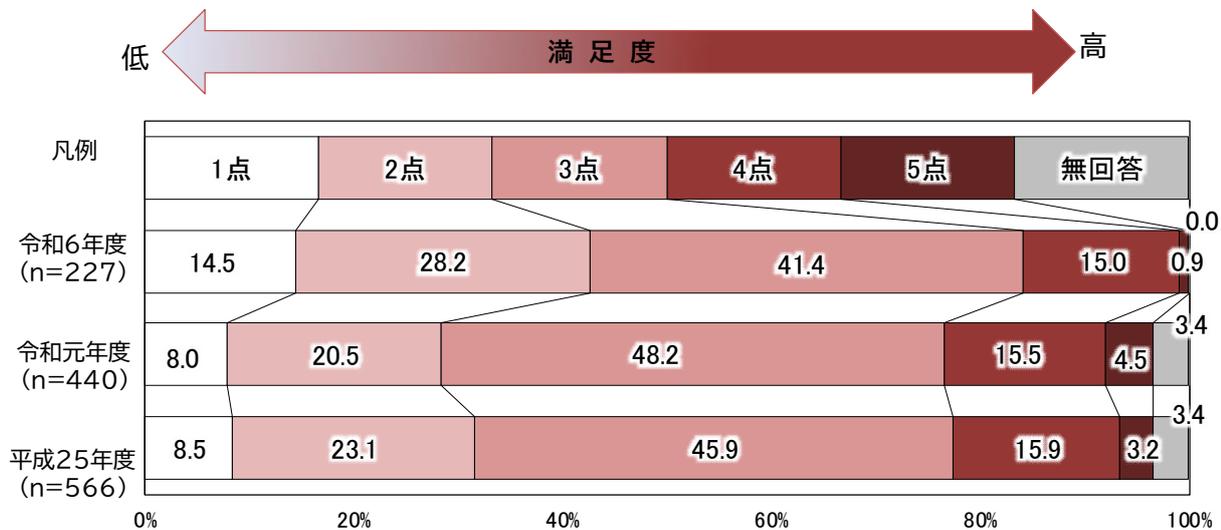
就学前児童と小学生児童の保護者については、今回の令和6年度の結果と平成25年度及び令和元年度の結果と比較しました。

就学前児童の保護者では、過去2回の調査と比較して「2点(やや不満)」が増加し、「3点(どちらともいえない)」が減少しています。

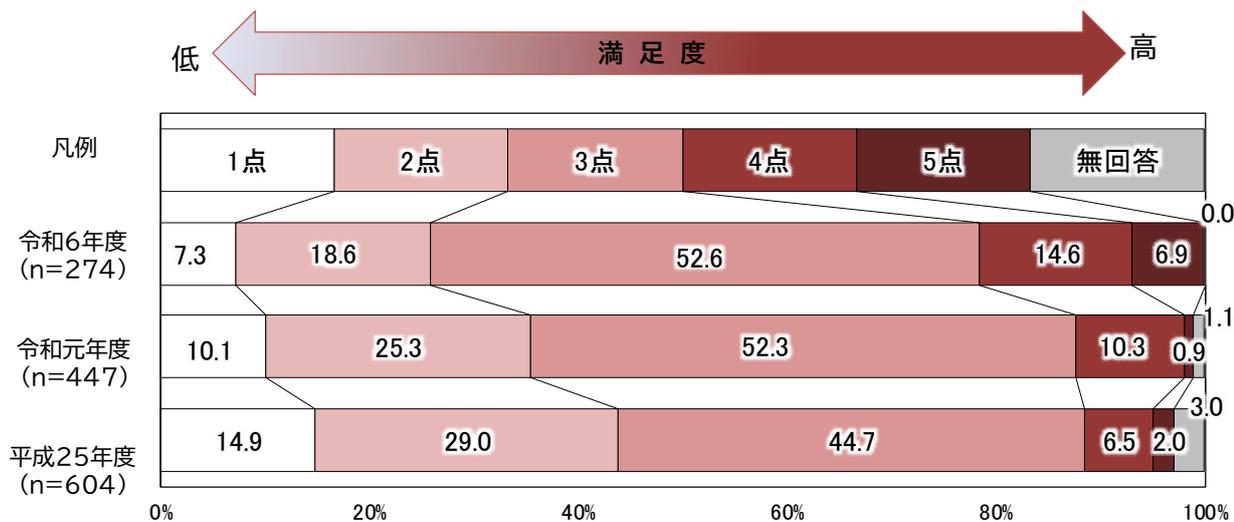
小学生児童の保護者では、過去2回の調査と比較して「4点(やや満足)」が増加し、「2点(やや不満)」が減少しています。

【前回、前々回調査との比較】

■ 就学前児童の保護者の子育て環境や支援に対する満足度



■ 小学生児童の保護者の子育て環境や支援に対する満足度

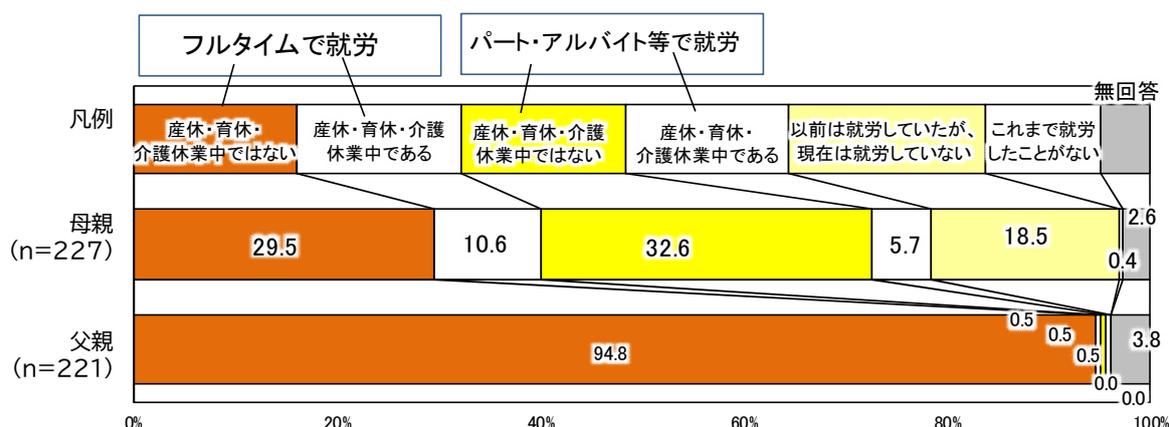


(4) 保護者の就労状況とサービスの利用状況

● 就学前児童保護者の就労状況

就学前児童の保護者を対象とした調査結果によると、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人の割合が94.8%を占めています。

一方、母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.6%で最も高く、これと近い割合の29.5%で「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が続いており、母親で就労している人の割合の合計は78.4%と、5人のうちの4人の母親が何らかのかたちで就労していることがわかります。

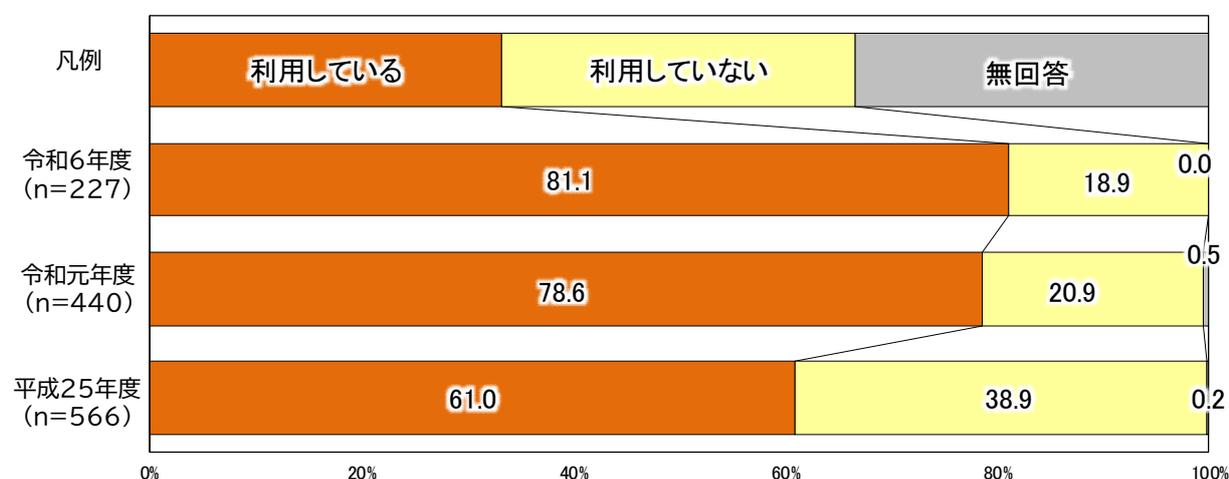


● 就学前児童のサービス利用状況

令和元年度は「利用している」人の割合が平成25年度に比べ17.6ポイント増加しており、この期間で日常的な幼稚園や保育園等に対する需要が大きく増加したことがうかがえます。令和6年度は、「利用している」人の割合が令和元年度に比べさらに増加し、81.1%となっています。

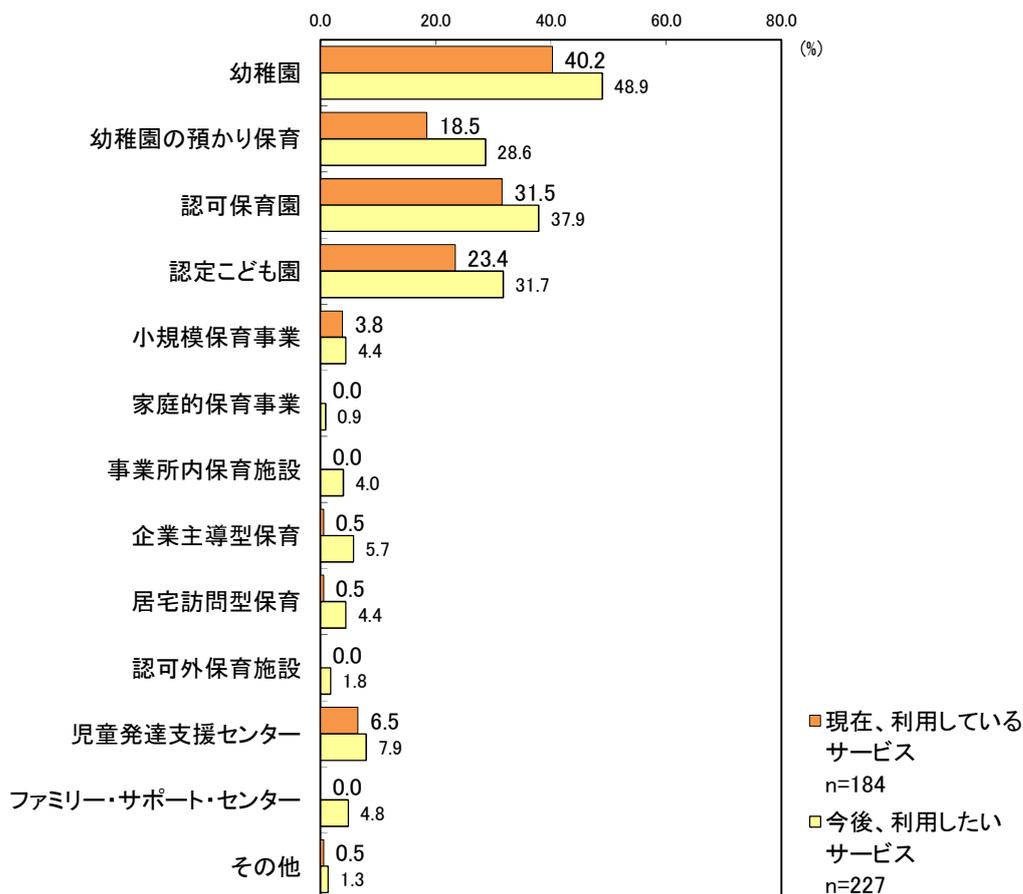
【前回、前々回調査との比較】

■ 日常的な幼稚園・保育園等のサービス利用状況



また、(a)現状のサービスの利用状況と(b)今後の利用意向との差が大きいサービスは、「幼稚園」(b-a=8.7ポイント)、「幼稚園の預かり保育」(b-a=10.1ポイント)となっており、就学前児童の保護者において、幼稚園に対する一定のニーズがあることがうかがえます。

■ 平日の幼稚園・保育園等のサービス利用状況と今後のサービス利用意向

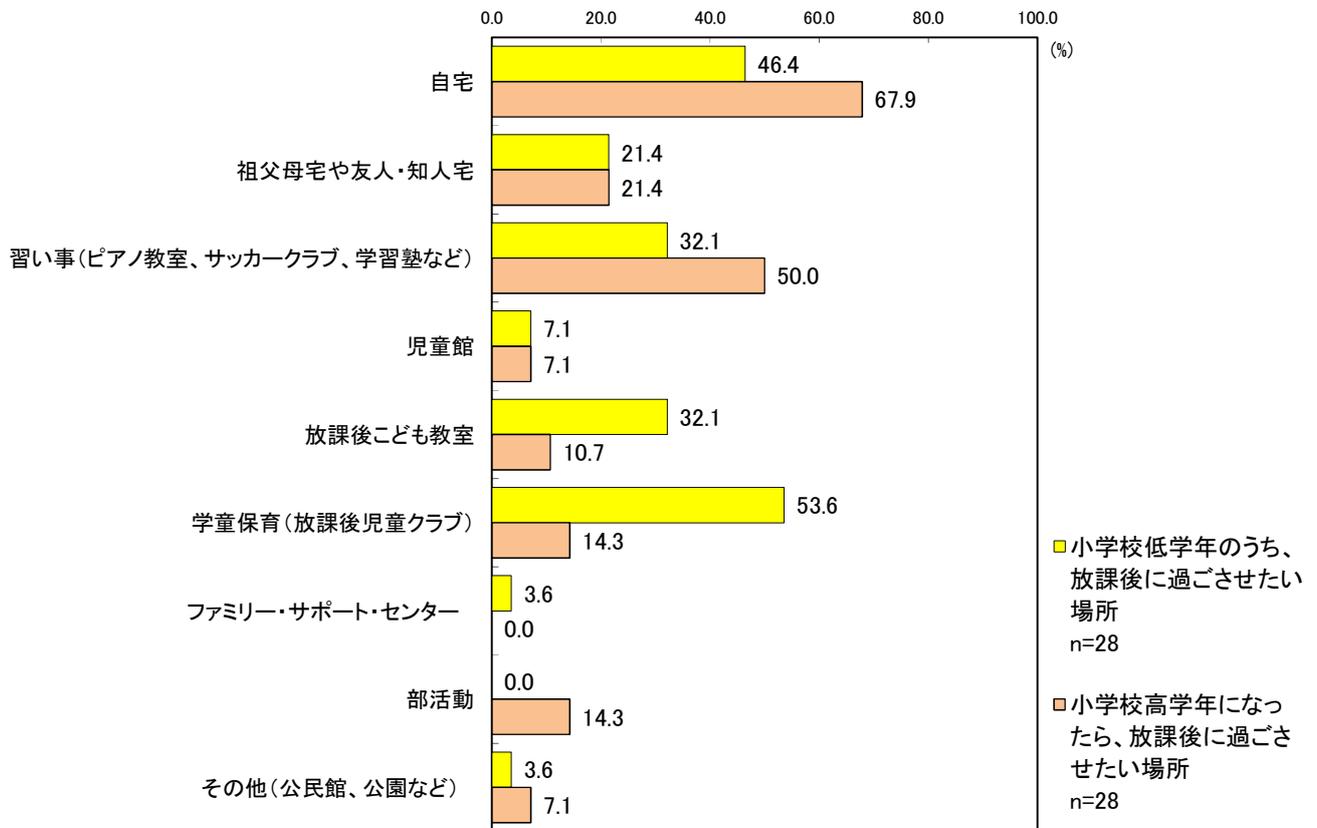


- 就学前児童保護者のこどもの放課後についての意向
- 平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれのこどもの保護者のみ

こどもが小学校低学年のうち放課後に過ごさせたい場所については、「学童保育（放課後児童クラブ）」の53.6%が最も高く、これに「自宅」の46.4%が続いています。

小学校高学年になったら過ごさせたい場所については、「自宅」の67.9%が最も高く、これに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の50.0%が続いています。

■ 放課後に過ごさせたい場所



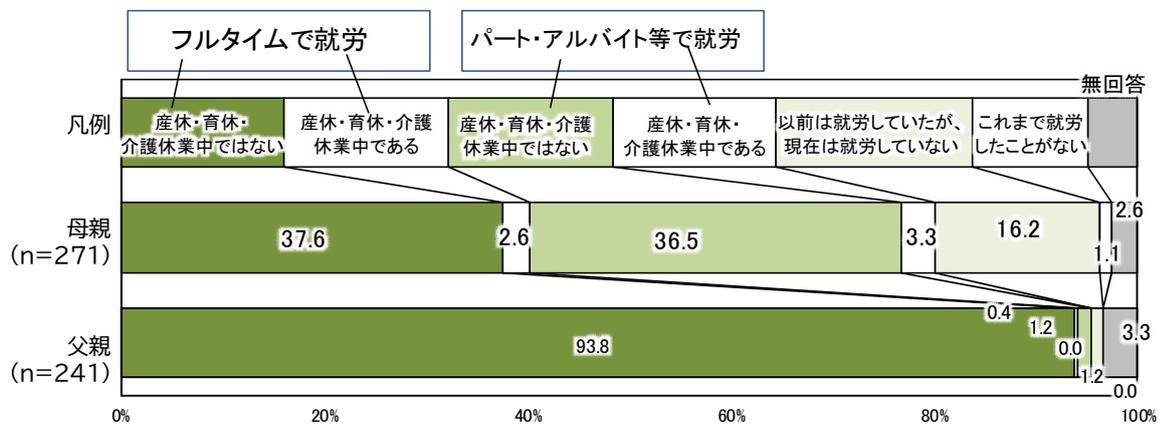
● 小学生児童保護者の就労状況とサービス等の利用希望

小学生児童の保護者を対象とした調査結果によると、父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人の割合が93.8%を占めています。

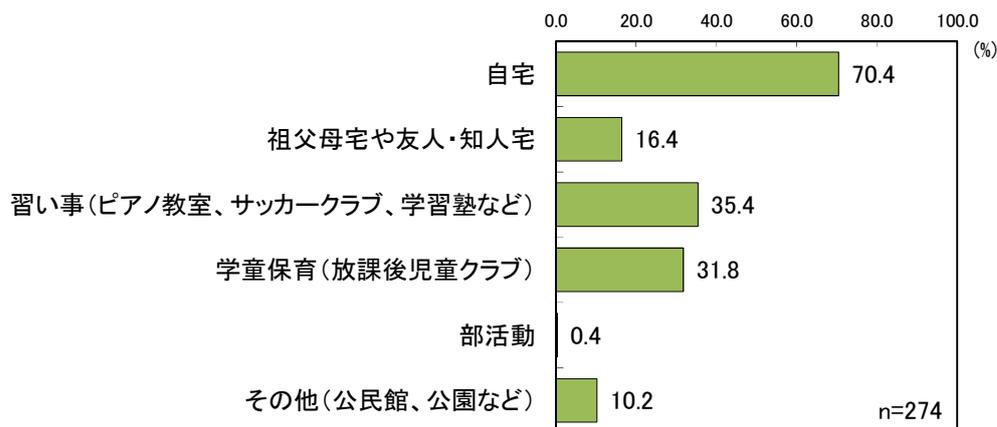
一方、母親でも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.6%で最も高くなっていますが、これと近い割合の36.5%で「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が続いており、母親で就労している人の割合の合計は、休業中を含め80.0%となっています。

平日の小学校終了後の過ごさせたい場所としては、「自宅」の70.4%が最も高く、これに「習い事」の35.4%、「学童保育」の31.8%が続いています。

■ 小学生児童保護者の就労状況

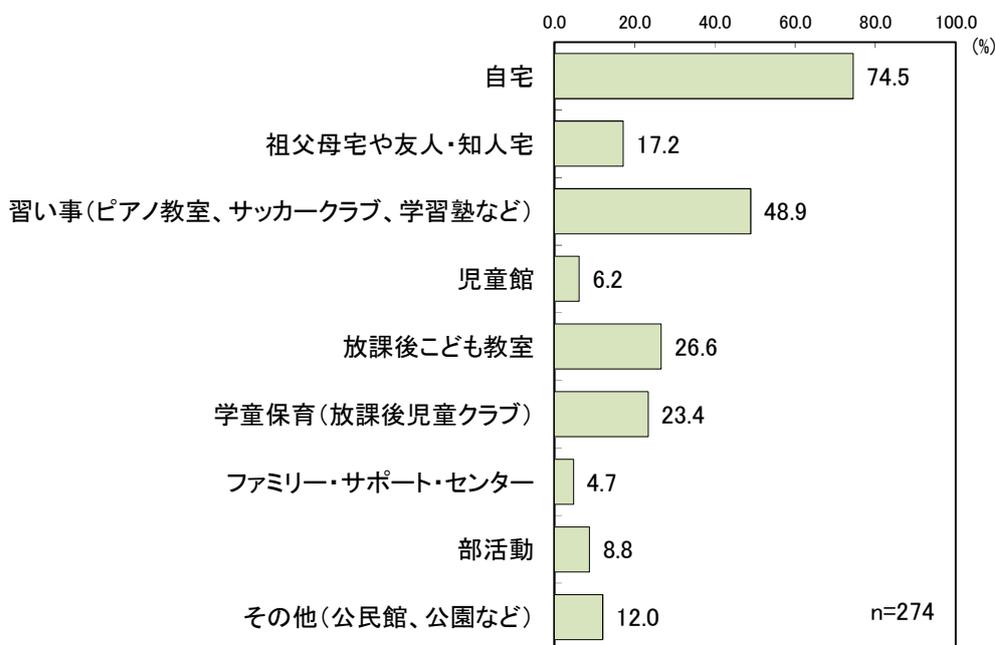


■ 平日の小学校終了後の過ごし方（現状）



また、(a)現状のサービスの利用状況と(b)今後の利用意向との差が大きいサービスは、「習い事」(b-a=13.5ポイント)、「学童保育」(b-a=-8.4ポイント)となっており、小学生の保護者において、習い事に対するニーズが高いことがうかがえます。

■ 平日の小学校終了後の過ごさせたい場所（希望）

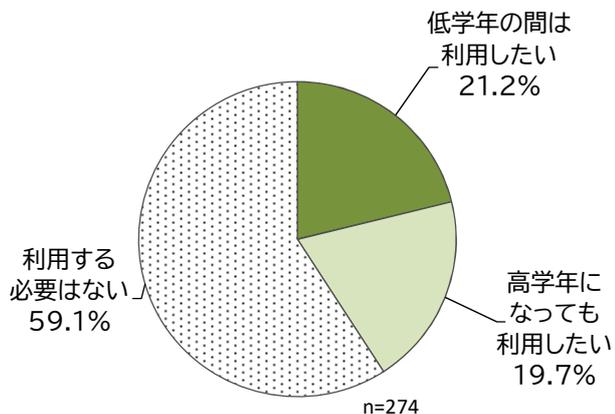


● 小学生児童保護者の学童保育に対する利用意向

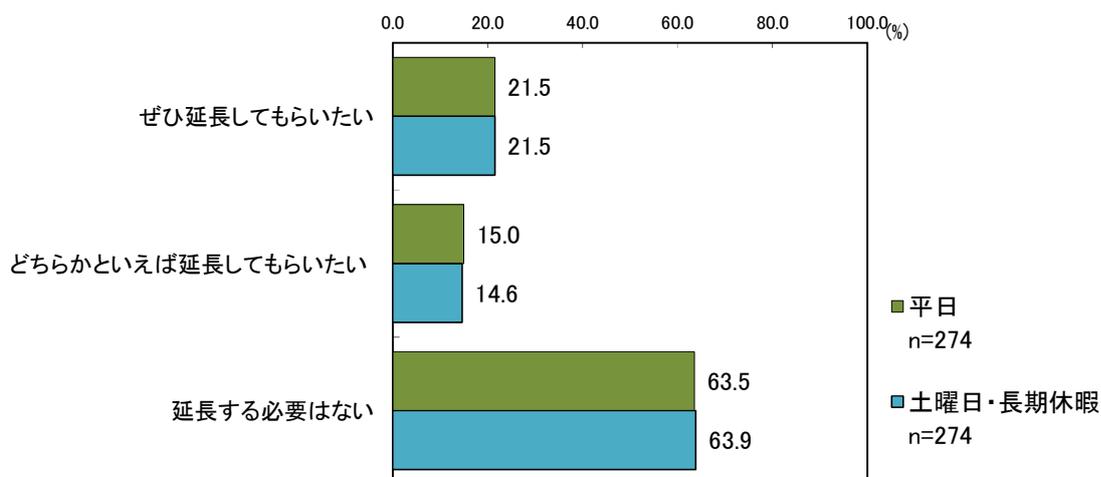
小学生児童保護者の学童保育（放課後児童クラブ）に対する利用意向をみると、「利用する必要はない」の59.1%が最も高く、これに「低学年の間は利用したい」の21.2%、「高学年になっても利用したい」の19.7%が続いています。

学童保育の利用意向で「低学年の間は利用したい」または「高学年になっても利用したい」とした人のみに聞いた、学童保育（放課後児童クラブ）の開所延長希望をみると、「ぜひ延長してもらいたい」は平日と土曜日・長期休暇のいずれも21.5%で、「どちらかといえば延長してもらいたい」は平日15.0%、土曜日・長期休暇14.6%となっています。

■ 学童保育の利用意向



■ 学童保育の開所延長希望

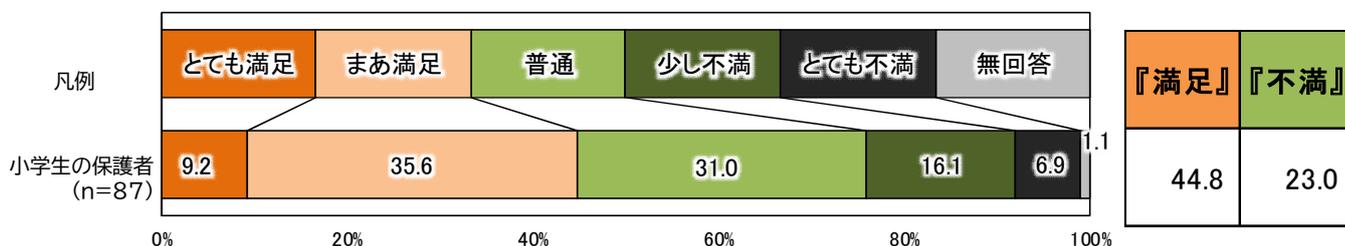


● 学童保育（放課後児童クラブ）の満足度

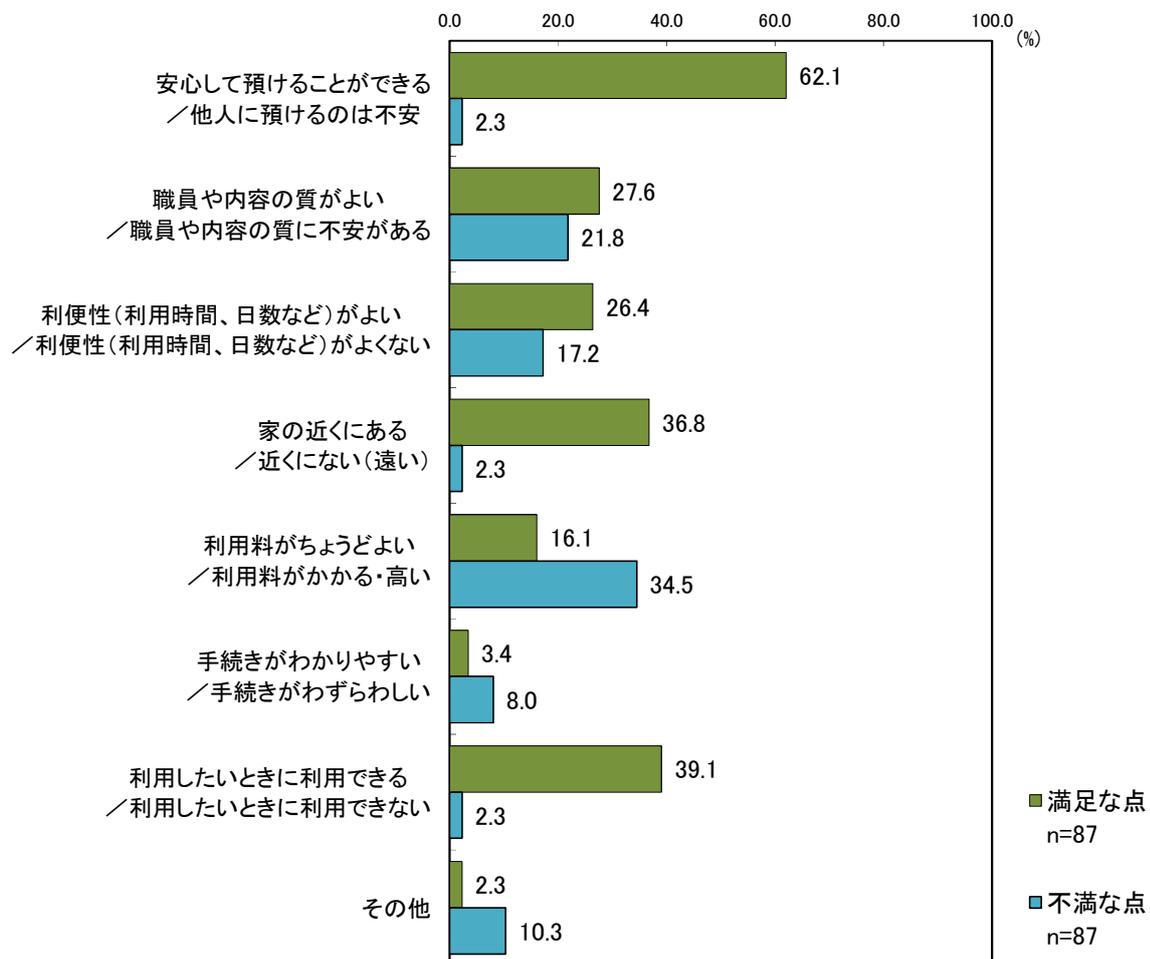
小学生児童保護者の学童保育（放課後児童クラブ）の満足度（利用している人のみ）をみると、「まあ満足」の35.6%が最も高く、これに「普通」の31.0%、「少し不満」の16.1%が続いています。「とても満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』は44.8%で、「少し不満」と「とても不満」を合わせた『不満』は、23.0%となっています。

現在、利用している学童保育（放課後児童クラブ）の満足な点と不満な点をみると、満足な点では「安心して預けることができる」の62.1%が最も高く、これに「利用したいときに利用できる」の39.1%、「家の近くにある」の36.8%が続いています。これに対し、不満な点をみると、「利用料がかかる・高い」の34.5%が最も高く、これに「職員や内容の質に不安がある」の21.8%、「利便性（利用時間、日数など）」の17.2%が続いています。

■ 現在、利用している学童保育の満足度（学童保育を利用している人のみ回答）



■ 現在、利用している学童保育の満足点／不満点（学童保育を利用している人のみ回答）



(5) 子育てに必要な支援・対策

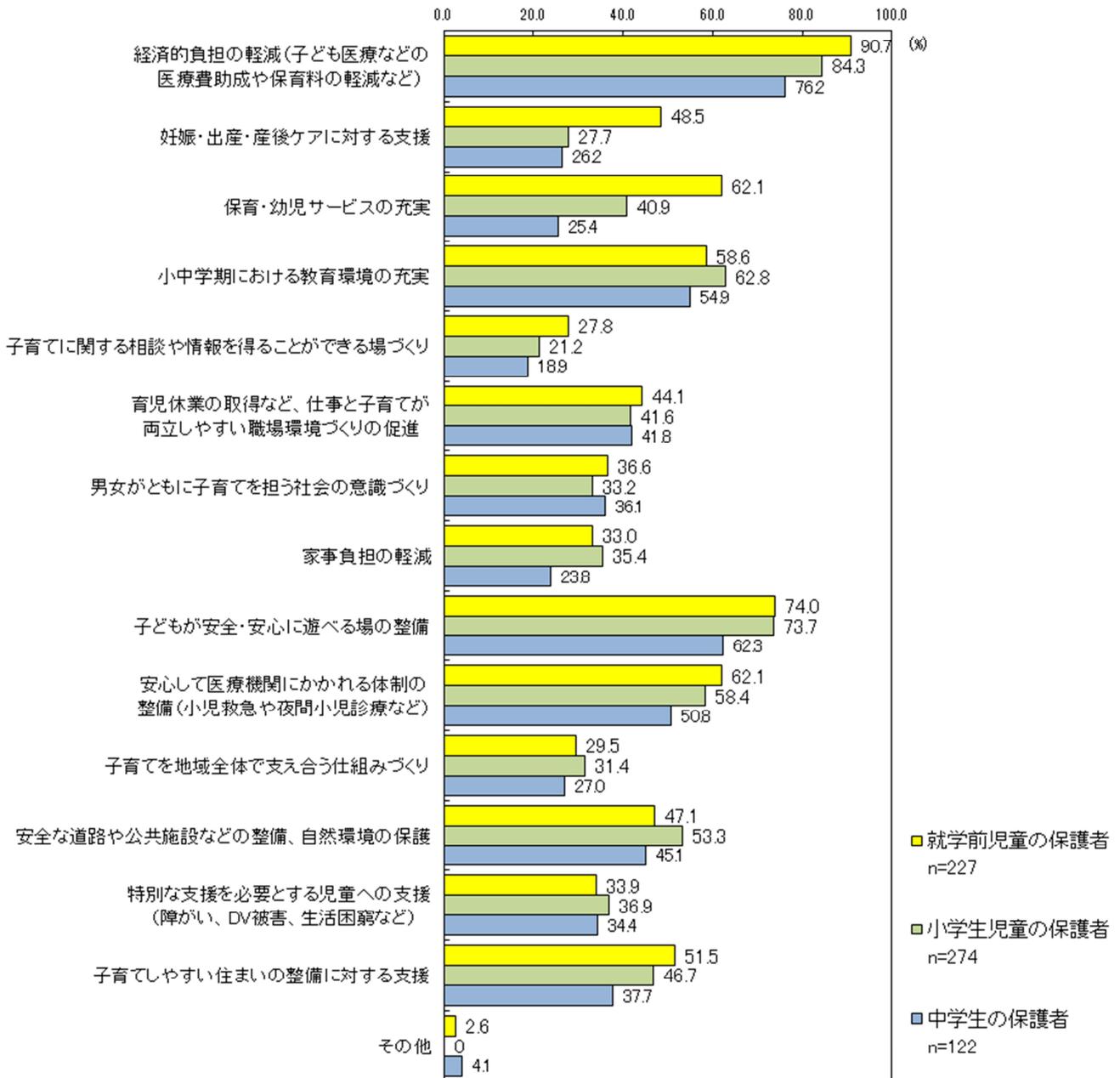
※ 就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者対象

保護者対象の調査結果をみると、子育てに必要な支援・対策としては、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者のいずれも、「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」の割合が最も高く、これに「子どもが安全・安心に遊べる場の整備」が続いています。割合が3番目に高くなっている選択肢は、就学前児童の保護者では「保育・幼児サービスの充実」と「安心して医療機関にかかれる体制の整備（小児救急や夜間小児診療など）」、小学生の保護者と中学生の保護者では「小中学期における教育環境の充実」となっています。

就学前児童、小学生、中学生とこどもの年代が上がるにつれて割合が減少している選択肢は、「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」、「保育・幼児サービスの充実」、「子育てに関する相談や情報を得ることができる場づくり」、「安心して医療機関にかかれる体制の整備（小児救急や夜間小児診療など）」、「子育てしやすい住まいの整備に対する支援」となっています。

【就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者との比較】

■子育てに必要な支援・対策



(6) 小学生及び中学生保護者の経済的な状況

① 経済的な理由で経験したこと

※ 小学生保護者、中学生保護者対象

小学生及び中学生の保護者を対象とした調査結果によると、小学生、中学生の保護者のいずれも「あてはまるものはない」の割合が50%以上となっています。実際に経験した内容をみると、小学生、中学生の保護者のいずれも「貯金がなくなった」が最も高く、これに「家賃や光熱水道費、もしくは税金や保育料、学費等の支払いが遅れた」が続いています（小学生の保護者では「借金した」も同率で2番目に高い割合となっています）。

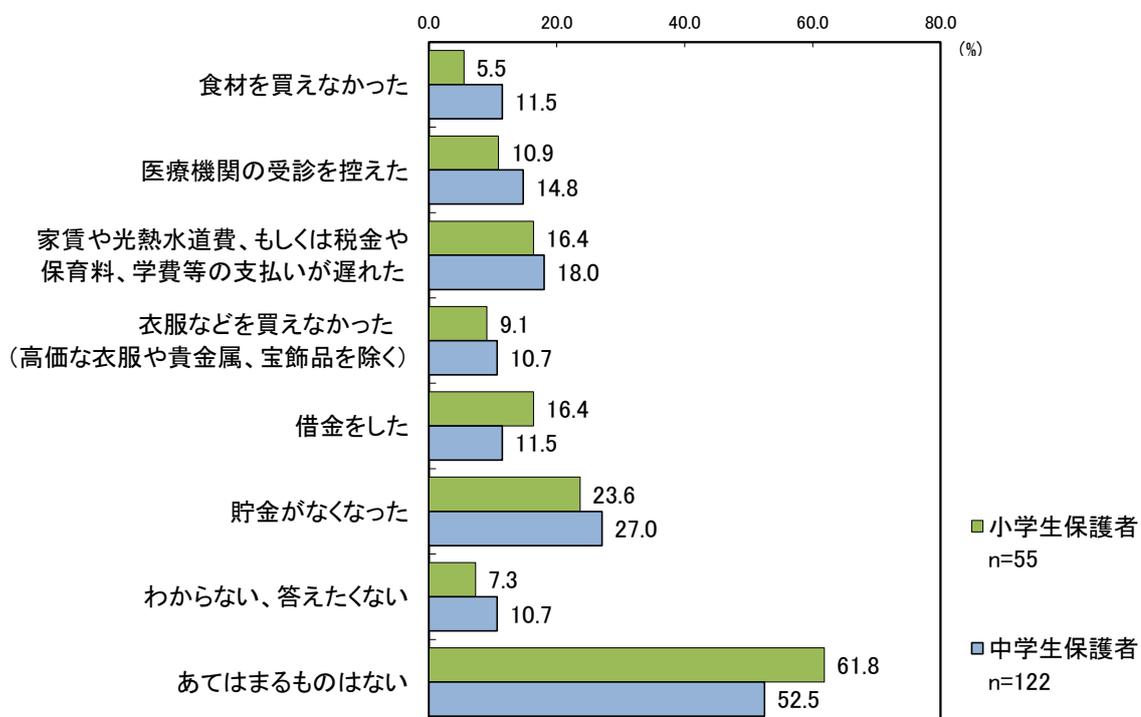
小学生保護者、中学生保護者別にみた割合の高い上位3項目（「あてはまるものはない」を除く選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学生保護者

- 「貯金がなくなった」(23.6%)、「家賃や光熱水道費、もしくは税金や保育料、学費等の支払いが遅れた」(16.4%)、「借金した」(16.4%)

■ 中学生保護者

- 「貯金がなくなった」(27.0%)、「家賃や光熱水道費、もしくは税金や保育料、学費等の支払いが遅れた」(18.0%)、「医療機関の受診を控えた」(14.8%)



② 経済的な理由でこどもの希望がかなわなかったこと

※ 小学生保護者、中学生保護者対象

小学生及び中学生の保護者を対象とした調査結果によると、小学生、中学生の保護者のいずれも「あてはまるものはない」の割合が50%以上となっています。実際に経験した内容をみると、小学生、中学生の保護者のいずれも「家族旅行ができなかった」が最も高く、これに「学習塾や習い事に通えなかった」が続いています。

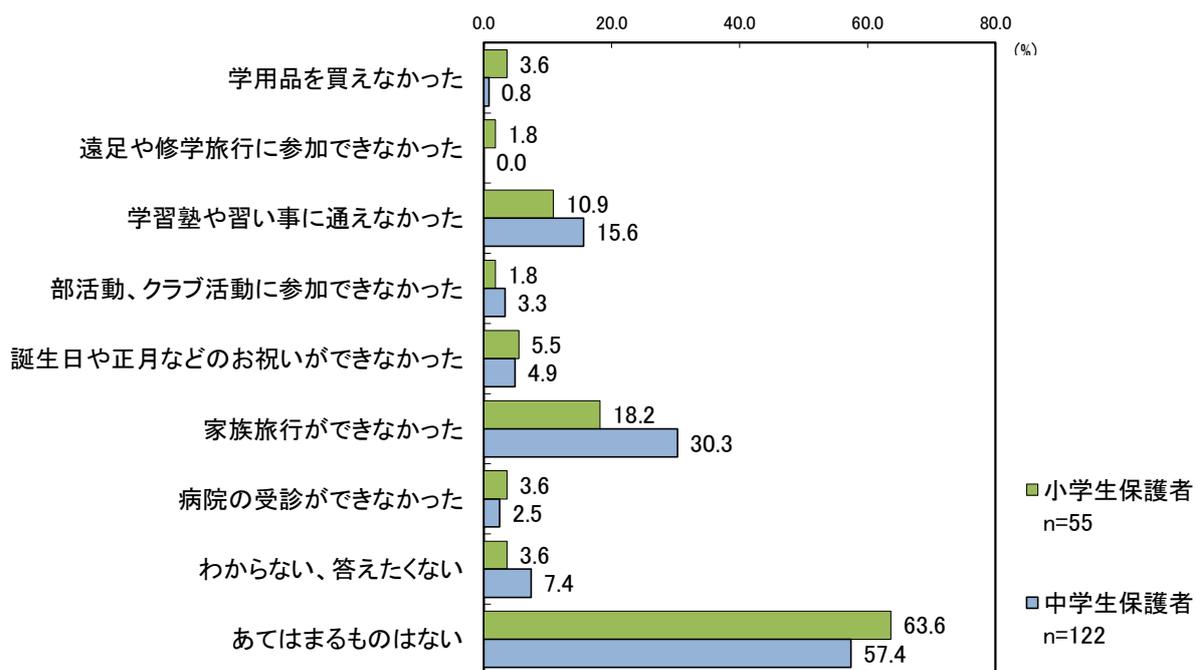
小学生保護者、中学生保護者別にみた割合の高い上位3項目（「あてはまるものはない」を除く選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学生保護者

- 「家族旅行ができなかった」（18.2%）、「学習塾や習い事に通えなかった」（10.9%）、「誕生日や正月などのお祝いができなかった」（5.5%）

■ 中学生保護者

- 「家族旅行ができなかった」（30.3%）、「学習塾や習い事に通えなかった」（15.6%）、「わからない、答えたくない」（7.4%）



③ 負担が大きいと感じている教育にかかる費用

※ 小学生保護者、中学生保護者対象

小学生及び中学生の保護者を対象とした調査結果で負担感が大きいとした内容をみると、小学生、中学生の保護者のいずれも「学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育の費用）」が最も高く、これに「習い事の費用」が続いています。

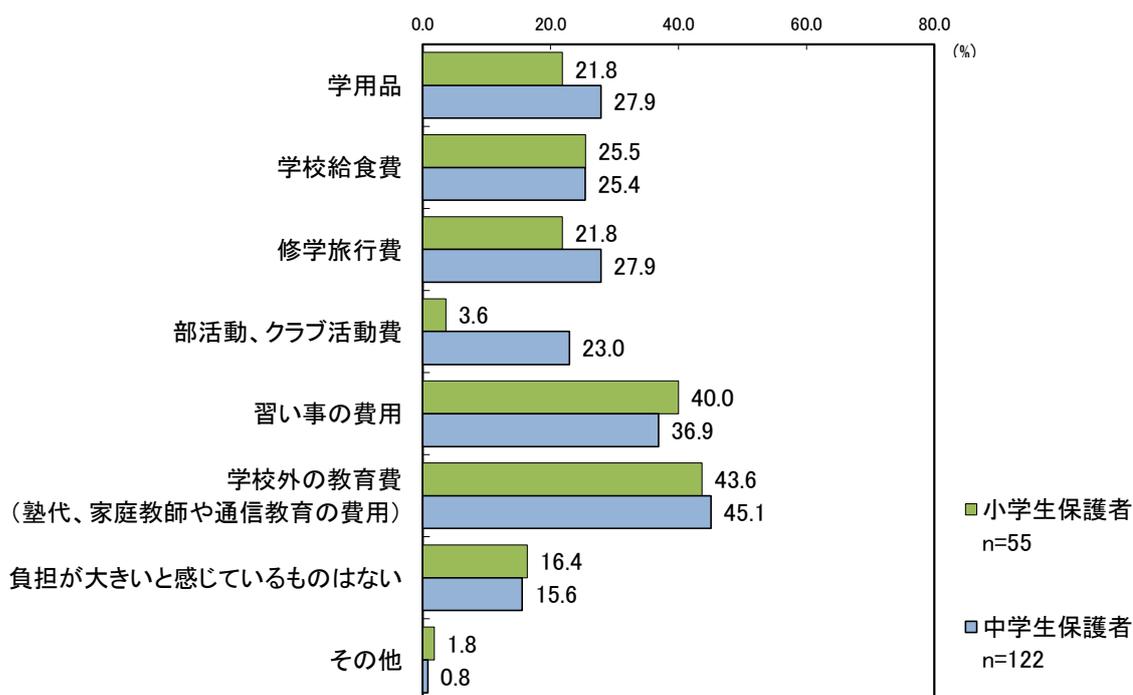
小学生保護者、中学生保護者別にみた割合の高い上位3項目（「あてはまるものはない」を除く選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学生保護者

- 「学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育の費用）」（43.6%）、「習い事の費用」（40.0%）、「学校給食費」（25.5%）

■ 中学生保護者

- 「学校外の教育費（塾代、家庭教師や通信教育の費用）」（45.1%）、「習い事の費用」（36.9%）、「学用品」（27.9%）、「修学旅行費」（27.9%）



(7) 学校での生活について

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生対象

こども対象の調査結果をみると、学校での生活については、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者のいずれも、「以下のようなことはあまりない」の割合が50%台で最も高くなっています。

学年別にみた割合の高い上位3項目（「以下のようなことはあまりない」を除く選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学1年生～小学3年生

- 「忘れ物が多い」（19.7%）、「ちこく・早たいをすることが多い」（11.5%）、「学校を休んでしまうことが多い」（8.8%）

■ 小学4年生～小学6年生

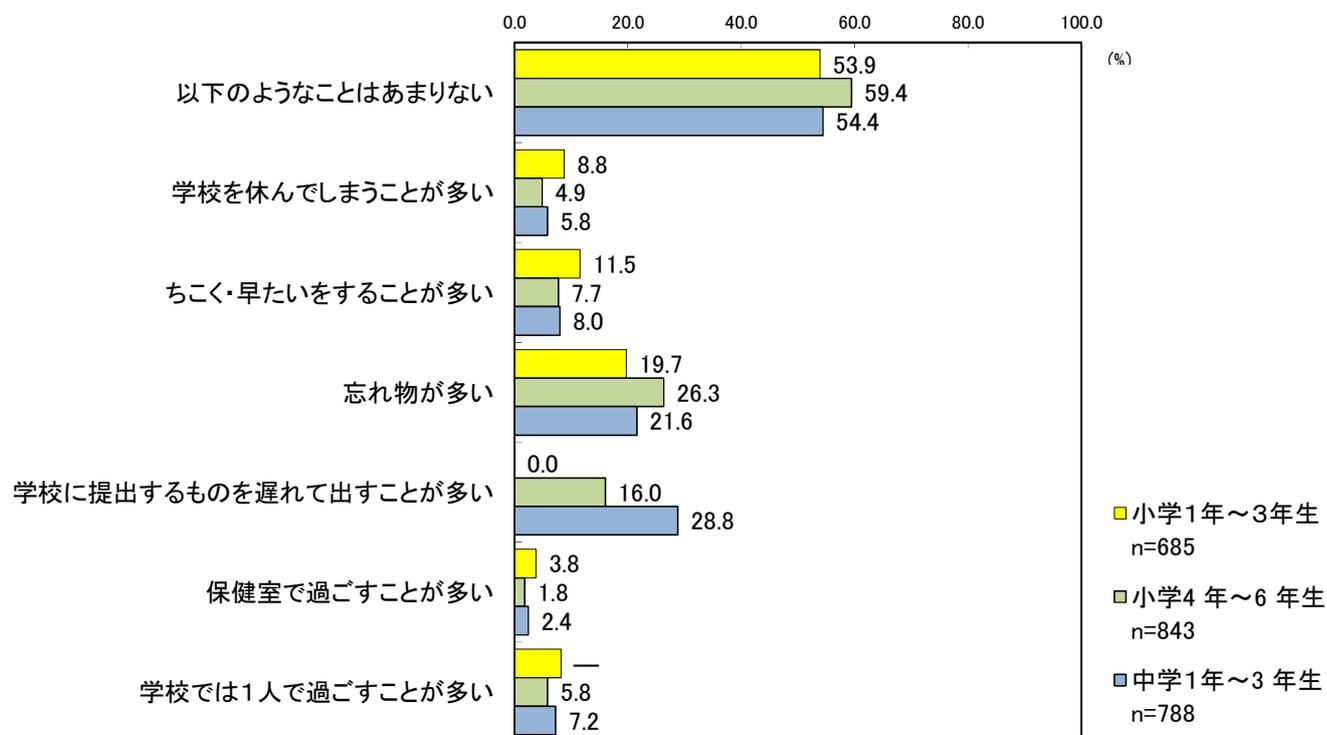
- 「忘れ物が多い」（26.3%）、「学校に提出するものを遅れて出すことが多い」（16.0%）、「ちこく・早たいをすることが多い」（7.7%）

■ 中学1年生～中学3年生

- 「学校に提出するものを遅れて出すことが多い」（28.8%）、「忘れ物が多い」（21.6%）、「ちこく・早たいをすることが多い」（8.0%）

【小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生との比較】

■ 学校での生活



(8) 居場所とインターネットの利用状況について

● 居場所について

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民対象

こども及び若者対象の調査結果をみると、居場所については、小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民のいずれも、「自分の家（部屋以外）」と「自分の部屋」の割合が高くなっています。

学年及び若者別にみた割合の高い上位5項目（選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学1年生～小学3年生

- 「自分の家（部屋以外）」（58.1%）、「自分の部屋」（40.4%）、「学校」（26.9%）、「親せきの家」（24.2%）、「友だちの家」（20.6%）

■ 小学4年生～小学6年生

- 「自分の家（部屋以外）」（67.0%）、「自分の部屋」（56.3%）、「親せきの家」（33.5%）、「学校」（29.5%）、「友だちの家」（24.7%）

■ 中学1年生～中学3年生

- 「自分の部屋」（77.2%）、「自分の家（部屋以外）」（60.9%）、「親せきの家」（28.0%）、「学校」（25.1%）、「インターネット空間」（22.7%）

■ 15歳～39歳の市民

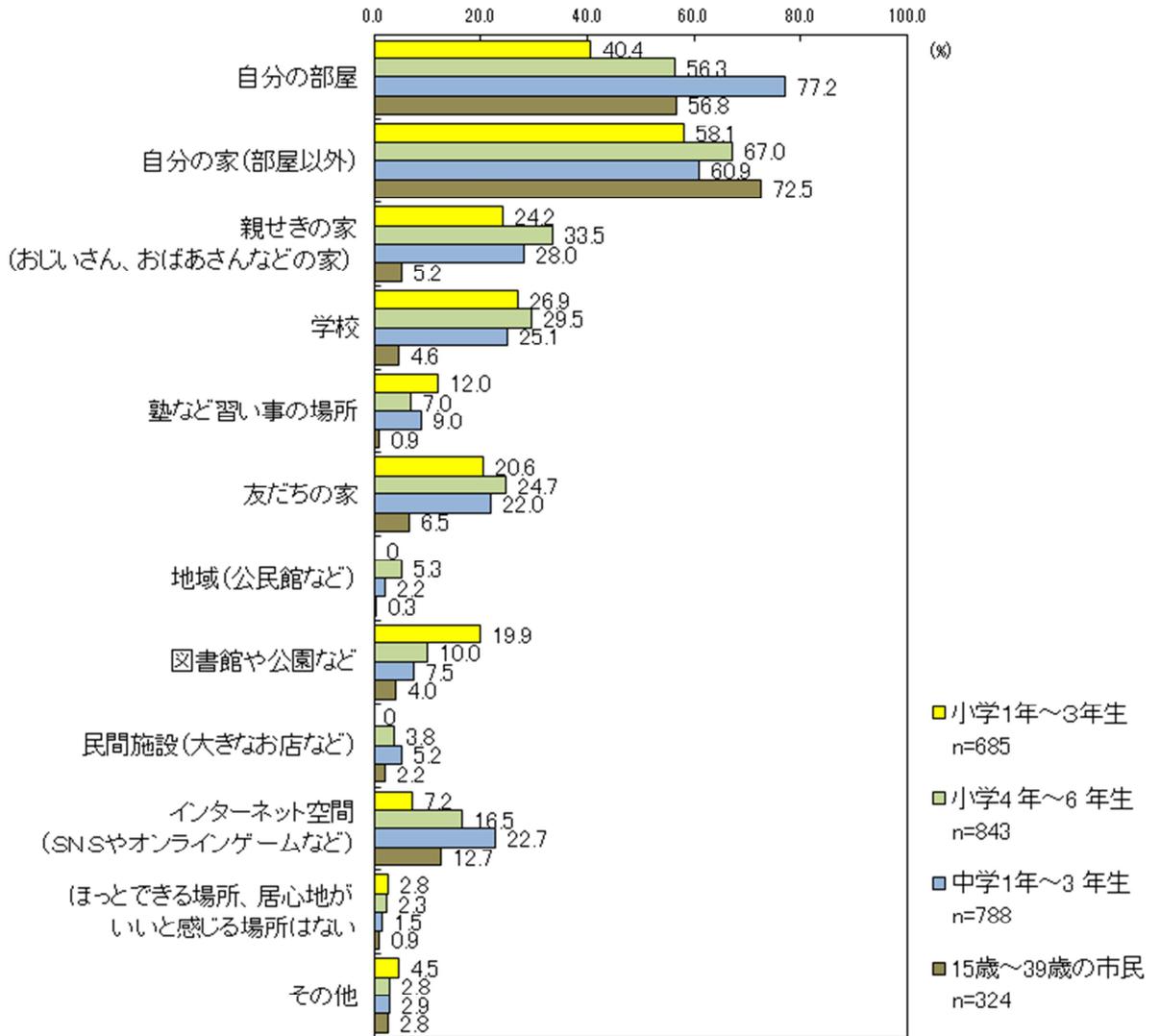
- 「自分の家（部屋以外）」（72.5%）、「自分の部屋」（56.8%）、「インターネット空間」（12.7%）、「友だちの家」（6.5%）、「親せきの家」（5.2%）、

また、「インターネット空間」を選択した割合を学年及び若者の間で比較すると、「中学1年生～中学3年生」の22.7%が最も高く、以下、割合が高い方から、「小学4年生～小学6年生」（16.5%）、「15歳～39歳の市民」（12.7%）、「小学1年生～小学3年生」（7.2%）の順となっています。

このほか「図書館や公園など」を居場所として選択した人の割合は、学年や年齢が上がるほど低くなっています。

【小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳市民との比較】

■居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所）

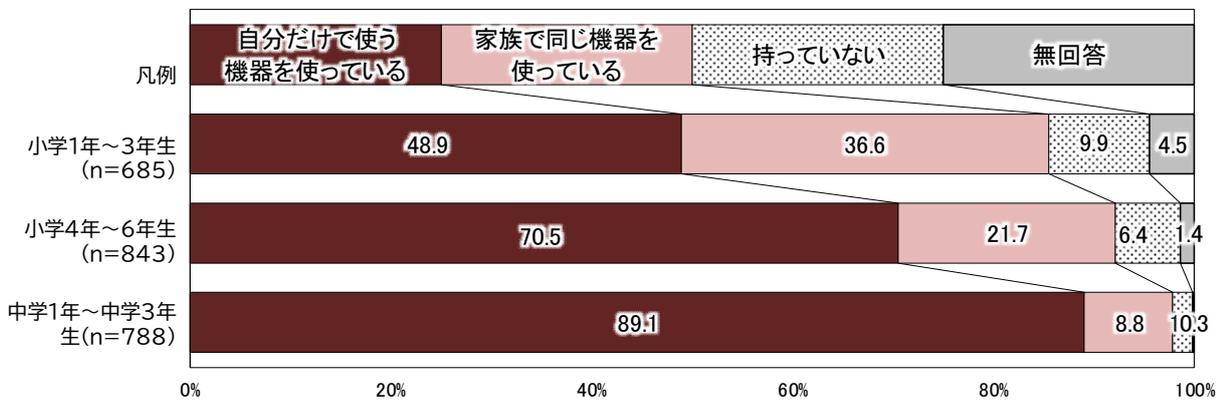


● インターネットを使える機器の所有状況

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生対象

インターネットを使える機器の所有状況をみると、「自分だけで使う機器を使っている」は中学1年生～中学3年生の89.1%が最も高く、これに小学4年生～小学6年生の70.5%、小学1年生～小学3年生の48.9%が続いており、学年が高いほど所有率が高くなっています。「家族で同じ機器を使っている」では、小学1年生～小学3年生の36.6%が最も高く、これに小学4年生～小学6年生の21.7%、中学1年生～中学3年生の8.8%が続いています。

「自分だけで使う機器を使っている」と「家族で同じ機器を使っている」を合わせた『機器を使っている』は、中学1年生～中学3年生の98.9%が最も高く、以下、小学4年生～小学6年生の92.2%、小学1年生～小学3年生の85.5%の順となっています。



● 使っている SNS

※ 小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生対象

使っている SNS をみると、小学4年生～小学6年生よりも中学1年生～中学3年生の方が、それぞれの SNS において使用している割合が高くなっています。

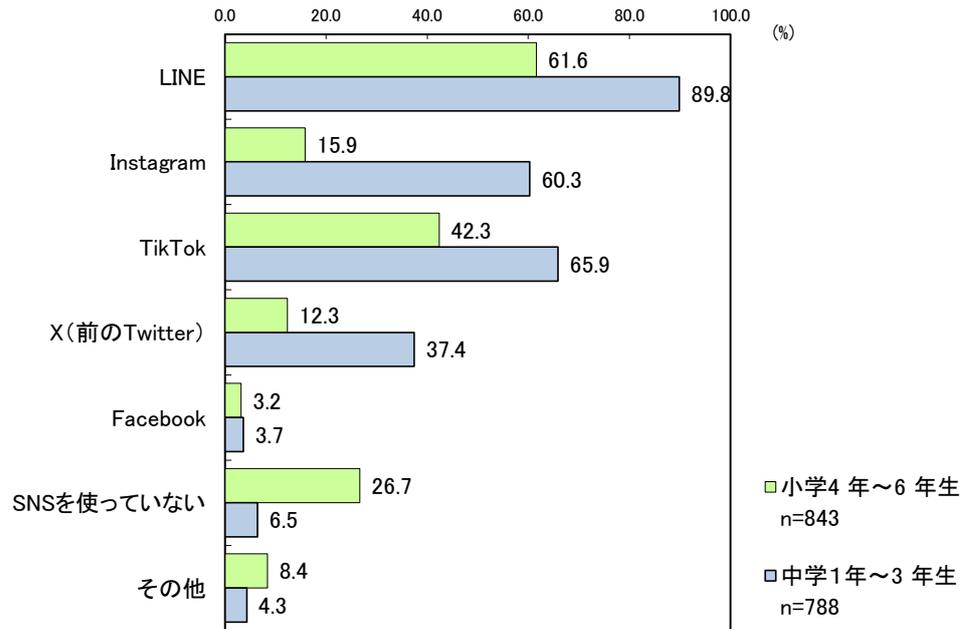
学年別にみた割合の高い上位3項目は、以下のとおりです。

■ 小学4年生～小学6年生

- 「LINE」(61.6%)、「TikTok」(42.3%)、「SNS を使っていない」(26.7%)

■ 中学1年生～中学3年生

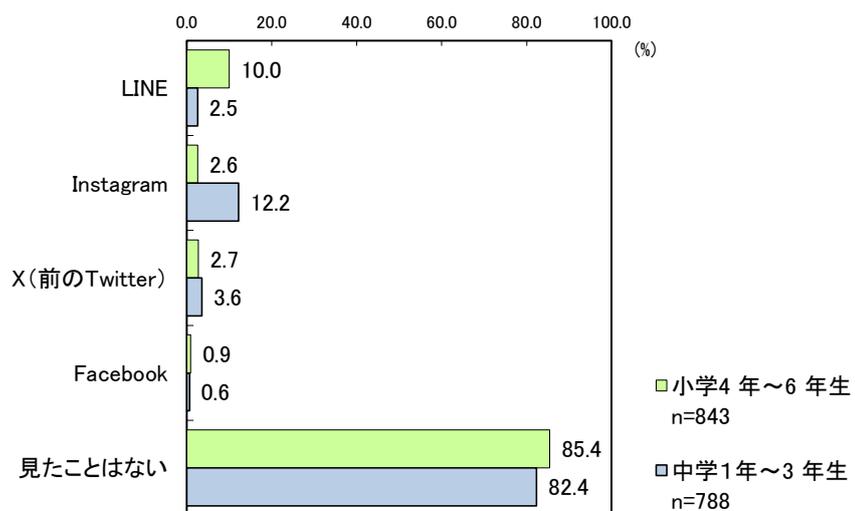
- 「LINE」(89.8%)、「TikTok」(65.9%)、「Instagram」(60.3%)



● 中間市公式 SNS の閲覧状況

※ 小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生対象

中間市公式 SNS の閲覧状況を見ると、小学4年生～小学6年生と中学1年生～中学3年生のいずれも、「見たことはない」が80%台となっています。小学4年生～小学6年生では「LINE」が10.0%、中学1年生～中学3年生では「Instagram」が12.2%で、それぞれ最も高くなっています。



(9) ヤングケアラーについて

① 「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」の認知度

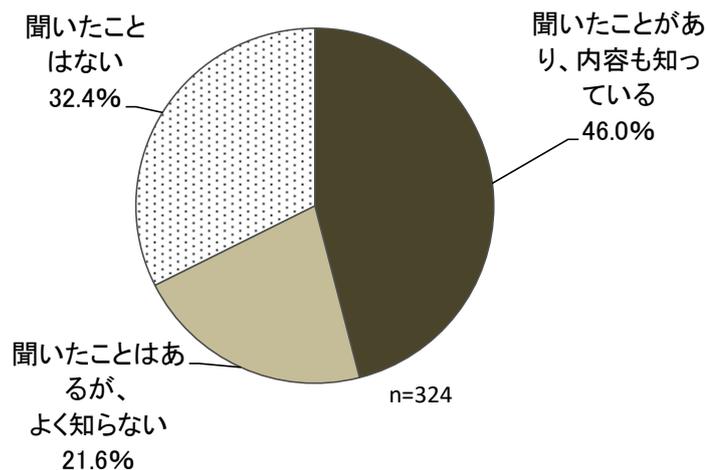
※ 15歳～39歳の市民対象

15歳～39歳の市民対象調査の結果によると、「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」の認知状況については、「聞いたことがあり、内容も知っている」の46.0%が最も高く、「聞いたことはない」の32.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」の21.6%となっています。「聞いたことがあり、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた認知度は、67.6%となっています。

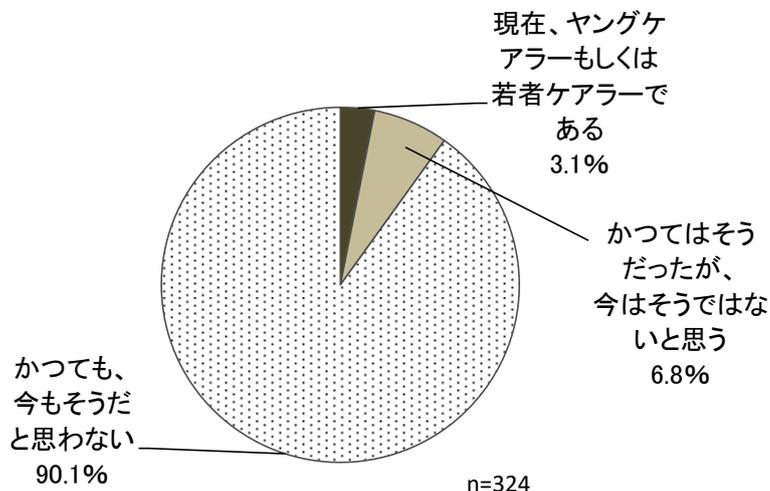
また、回答者本人が「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」に該当するかについては、「現在、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーである」が3.1%、「かつてはそうだったが、今はそうではないと思う」が6.8%となっています。

【15歳～39歳市民との比較】

■ 「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」の認知度



■ 「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」にあてはまるか



② あなたが中心となってお世話している人

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民対象

こども及び若者対象の調査結果をみると、あなたが中心となってお世話している人については、小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民のいずれも、「自分が中心となってお世話をしている家族はいない」の割合が最も高くなっています。また、この選択肢の割合は学年や年齢が高くなるほど高くなっています。

学年及び若者別にみた割合の高い上位3項目（選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学1年生～小学3年生

- 「お母さん」(28.9%)、「きょうだい」(26.4%)、「お父さん」(19.9%)

■ 小学4年生～小学6年生

- 「お母さん」(28.9%)、「きょうだい」(26.2%)、「お父さん」(19.7%)

■ 中学1年生～中学3年生

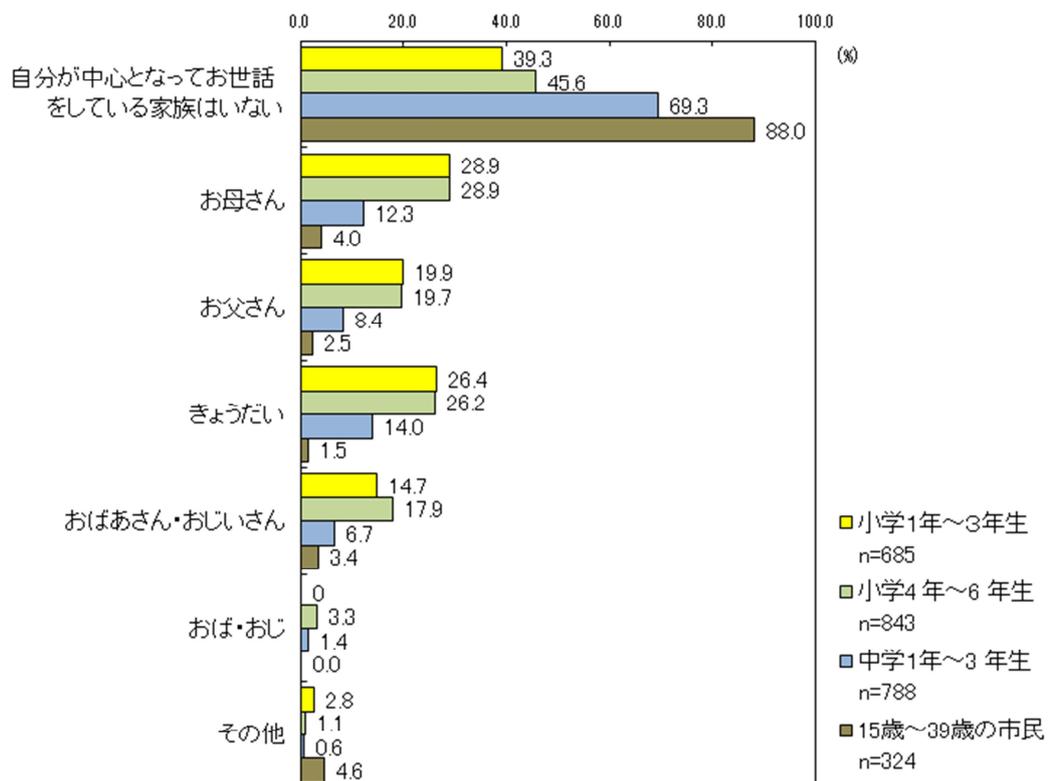
- 「きょうだい」(14.0%)、「お母さん」(12.3%)、「お父さん」(8.4%)

■ 15歳～39歳の市民

- 「その他」(4.6%)、「お母さん」(4.0%)、「おばあさん・おじいさん」(3.4%)

【小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳市民との比較】

■ あなたが中心となってお世話している人



③ あなたが中心となってお世話している人へのお世話の内容

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民対象

こども及び若者対象の調査結果をみると、回答者が中心となってお世話している内容については、小学1年生～小学3年生を除きいずれも、「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」の割合が高くなっています。また、15歳～39歳の市民では「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」と並んで「病院に一緒に行く」の割合が最も高くなっています。

学年及び若者別にみた割合の高い上位5項目（選択肢）は、以下のとおりです。

■ 小学1年生～小学3年生

- 「買い物や散歩に一緒に行く」（33.4%）、「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」（23.6%）、「入浴やトイレのお世話」（16.4%）、「病院に一緒に行く」（9.2%）、「薬の管理」（5.5%）

■ 小学4年生～小学6年生

- 「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」（51.3%）、「買い物や散歩に一緒に行く」（31.9%）、「見守り」（26.6%）、「話を聞く」（26.1%）、「きょうだいのお世話や送り迎え」（23.1%）

■ 中学1年生～中学3年生

- 「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」（49.2%）、「見守り」（39.0%）、「話を聞く」（36.2%）、「買い物や散歩に一緒に行く」（32.2%）、「きょうだいのお世話や送り迎え」（21.5%）

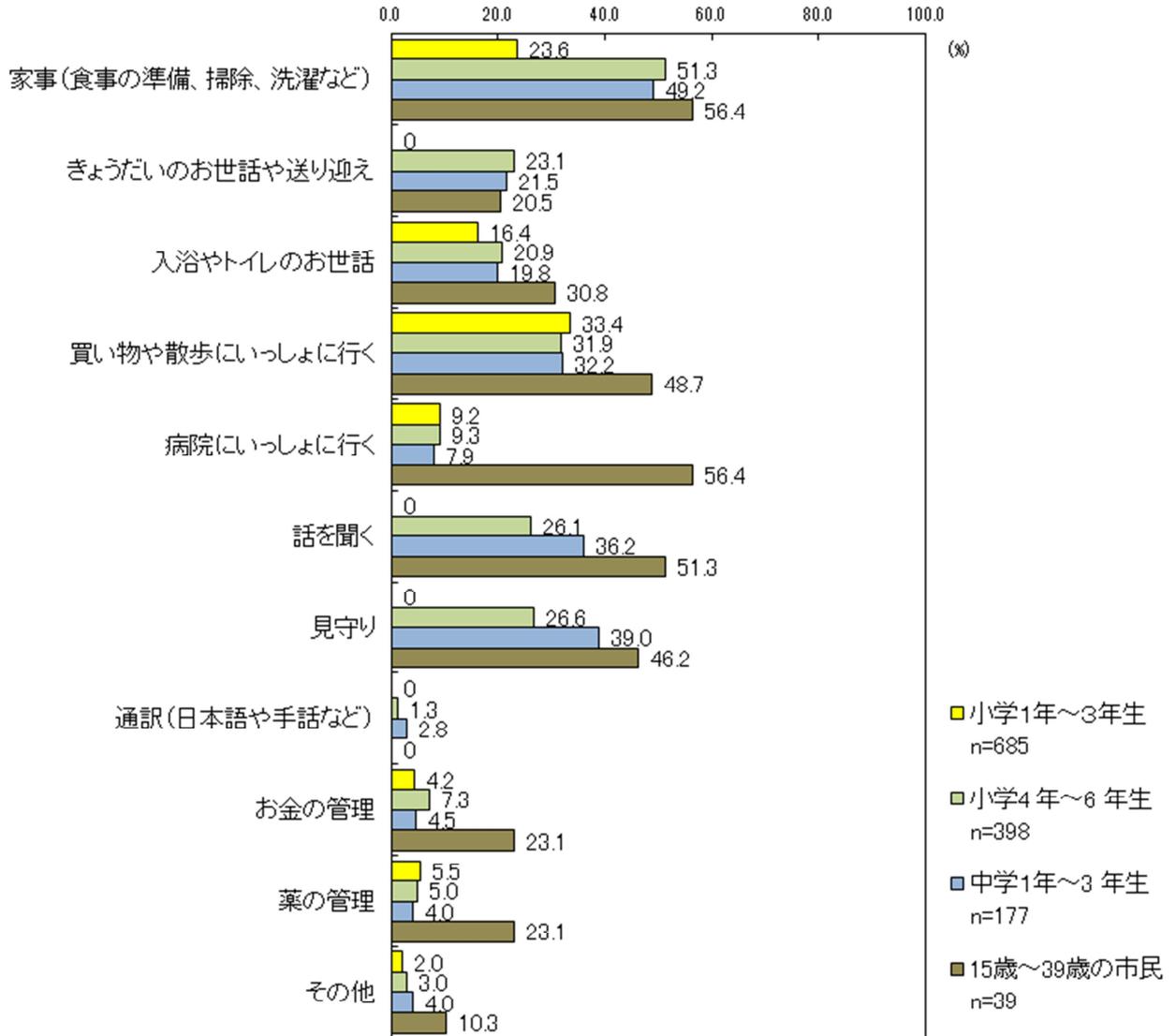
■ 15歳～39歳の市民

- 「家事（食事の準備、掃除、洗濯など）」（56.4%）、「病院に一緒に行く」（56.4%）、「話を聞く」（51.3%）、「買い物や散歩に一緒に行く」（48.7%）、「見守り」（46.2%）、「きょうだいのお世話や送り迎え」（21.5%）

また、「見守り」（26.6%）、「話を聞く」を選択した人の割合は、学年や年齢が上がるほど高くなっています。

【小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳市民との比較】

■あなたが中心となってお世話している人へのお世話の内容



(10) 中間市での今後の居留意向

※ 小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民、小学生保護者、中学生保護者対象

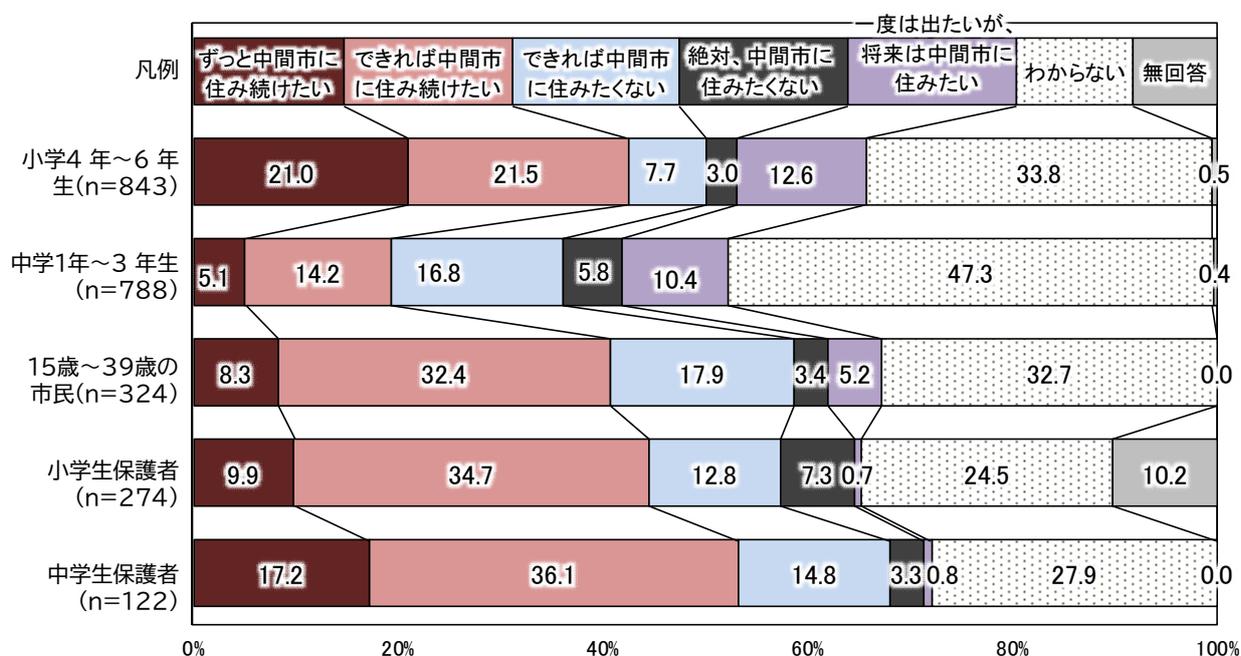
小学生、中学生、15～39歳の市民、保護者対象の調査結果による中間市での今後の居留意向をみると、『住みたい（「できれば中間市に住みたい」または「ずっと中間市に住みたい」）の割合は、「中学生保護者」の53.3%が最も高く、以下、割合が高い方から、「小学生保護者」（44.6%）、「小学4年生～6年生」（42.5%）、「15歳～39歳の市民」（40.7%）、「中学1年～3年生」（19.3%）の順となっています。

また、「一度は出たいが将来は中間市に住みたい」の割合は「小学4年生～6年生」が12.6%、「中学1年～3年生」が10.4%となっており、進学や就職等でいったん中間市を離れても、いずれは中間市に戻りたい意向があることがわかります。

一方、『住みたくない（「できれば中間市に住みたくない」または「絶対、中間市に住みたくない」）の割合は「中学1年生～3年生」の22.6%が最も高くなっています。以下、割合が高い方から順に、「15歳～39歳の市民」（21.3%）、「小学生保護者」（20.1%）、「中学生保護者」（18.1%）、「小学4年生～6年生」（10.7%）の順となっています。また、「中学1年～3年生」では「わからない」の割合が47.3%で他の学年や他の層の割合を大きく上回っています。

【小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳市民、小学生保護者、中学生保護者】

■ 居留意向



(11) 家庭や学校生活、中間市の印象について

※ 小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生対象

小学1年生～小学3年生対象の調査結果をみると、『好き（「とても好き」または「好き」）』の割合は、「家庭」の87.2%が最も高く、これに「中間市」の79.1%、「学校生活」の71.4%が続き、「学校生活」の割合が比較的低くなっています。一方、『好きではない（「あまり好きではない」または「まったく好きではない」）』の割合では、「学校生活」の17.5%が最も高くなっています。

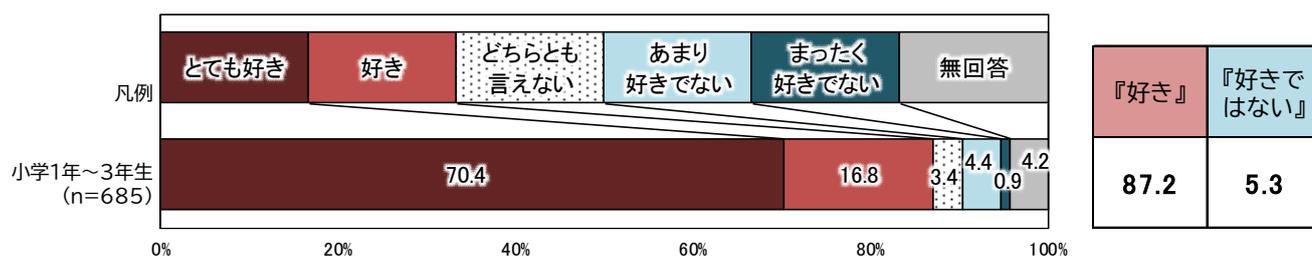
小学4年生～小学6年生対象の調査結果をみると、『満足（「とても満足」または「満足」）』の割合は、「家庭」の82.3%が最も高く、これに「中間市」の75.8%、「学校生活」の74.7%が続き、これらの学年でも「学校生活」の割合が比較的低くなっています。

中学1年生～中学3年生対象の調査結果をみると、『満足（「とても満足」または「満足」）』の割合は、「家庭」の78.2%が最も高く、これに「学校生活」の70.1%、「中間市」の50.0%が続いています。これに対し、『満足していない（「満足していない」または「まったく満足していない」）』の割合は、「中間市」の12.1%が最も高く、「学校生活」の5.7%。「家庭」の4.1%が続いています。

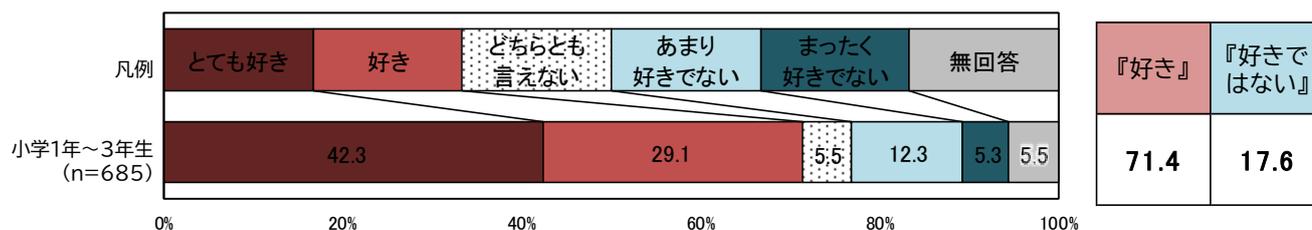
小学4年生～小学6年生と中学1年生～中学3年生の結果を比較すると、中学1年生～中学3年生の満足度が低く、特に「中間市」に対する満足度が「どちらともいえない」の割合が37.2%と高くなっております。そのため、『満足（「とても満足」または「満足」）』の割合が50.0%と低くなっているところが特徴です。

【小学1年生～小学3年生】

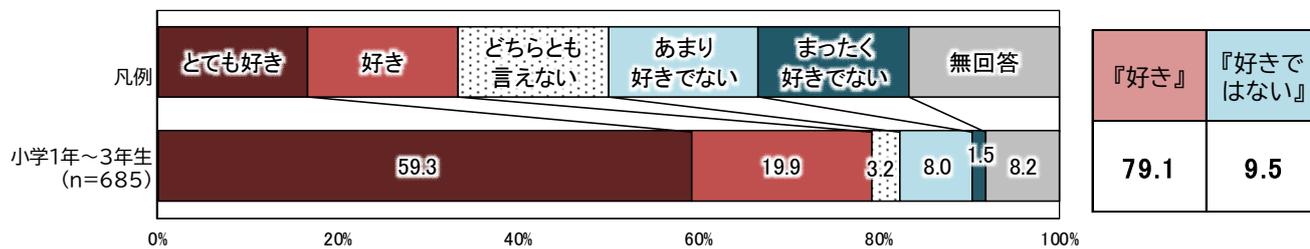
■ ① 家庭について



■ ② 学校生活について

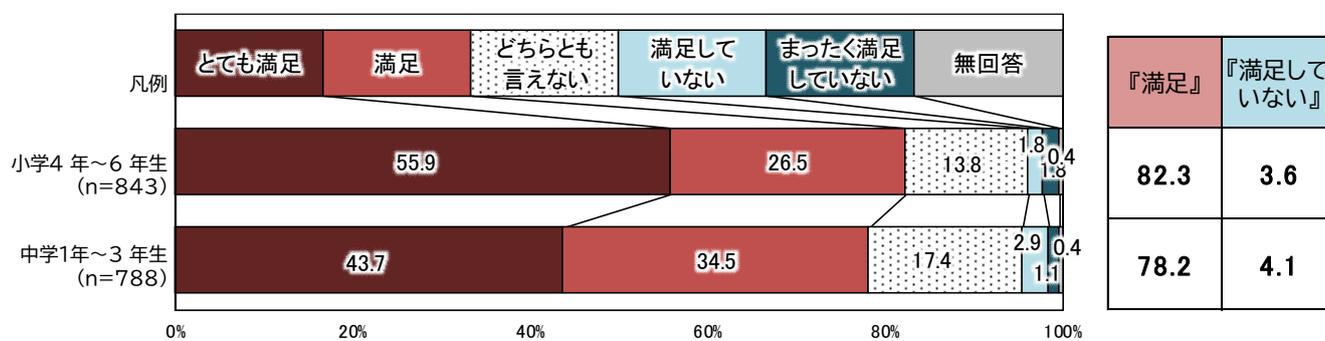


■ ③ 中間市について

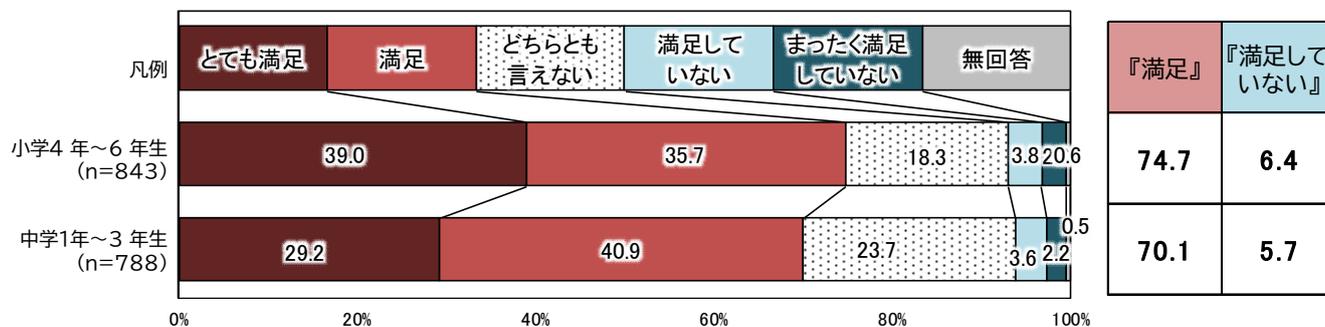


【小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生】

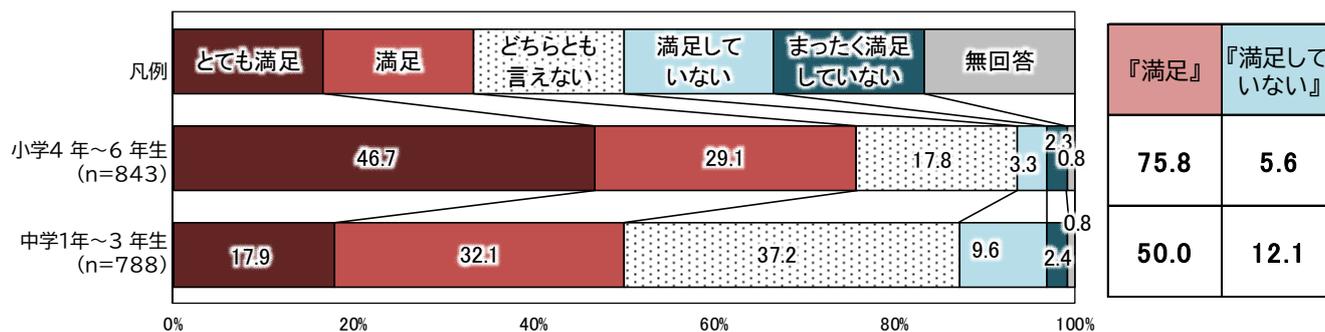
■ ① 家庭について



■ ② 学校生活について



■ ③ 中間市について



(12) 主なアンケート調査結果のまとめ

これまで、こどもやその保護者、若者を対象としたアンケート結果の中から、こどもの権利についての認知度、子育て環境の満足度、保護者の就労状況とサービスの利用状況、子育てに必要な支援・対策、小学生及び中学生の学校での生活状況、小学生及び中学生、若者の居場所、中間市での居住意向などについての結果を掲載しました。主な特徴は以下のとおりです。

● こどもの権利についての認知度について

こどもの権利（「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」の4つの権利）の認知度については、本市の将来を担う中学生において、認知度が78.3%となっており、他の市民層と比べ高い割合となっているのが特筆事項です。

● 子育て環境や支援に対する満足度について

子育て環境や支援に対する保護者の満足度の平均値をみると、こどもの年齢が低いほど満足度が低く、育児の大変さや不安などがその背景の1つにあることがうかがえます。

● 保護者の就労状況とサービスの利用状況について

保護者の就労状況とサービスの利用状況をみると、就学前児童の保護者の父親のフルタイム就業割合は94.8%、その母親はパート・アルバイトやフルタイムで就業している人の割合が78.4%で5人のうち4人の母親が何らかのかたちで就労しており、多くの子育て世帯が共働きであることが示されています。

本市の女性の年齢階級別労働力率（国勢調査）をみても、5年前、10年前と比べ女性で就業している人の割合が各年代で上昇していることがわかっており（18ページ参照）、これらの共働きの世帯の増加を背景に、日常的な幼稚園・保育園等のサービスを利用している人の割合は、令和6年度では81.1%に達しています。このサービスの利用状況と今後の利用意向をみると、通常の保育時間外に在籍している子どもを預かる、幼稚園の預かり保育に対する利用意向が高いことが特徴的となっています。

小学生児童保護者の就労状況とサービスの利用状況をみると、父親のフルタイム就業割合は93.8%、その母親は休業中を含め80%が就労しており、就学前児童の保護者と同様に多くの子育て世帯が共働きであることが示されています。

この層の小学生における平日の小学校終了後の過ごし方としては、「自宅」の70.4%が最も高く、これに「習い事」の35.4%、「学童保育」の31.8%が続いており、こどもの自宅以外の居場所として習い事や学童保育が重要な位置づけにあることがうかがえます。ちなみに、小学生児童保護者の学童保育に対する利用意向をみると、「低学年の間は利用したい」21.2%、「高学年になっても利用したい」19.7%であり、合わせて40.9%が利用意向を持っています。

● 子育てに必要な支援・対策について

子育てに必要な支援・対策として「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」が最上位となりましたが、具体的に経済的な理由で経験した人

の内容をみると、小学生、中学生の保護者のいずれも「貯金がなくなった」が最も高く、これに「家賃や光熱水道費、もしくは税金や保育料、学費等の支払いが遅れた」が続いています（小学生の保護者では「借金した」も同率で2番目に高い割合となっています）と、厳しい経済環境で過ごしている世帯が少なくないことがうかがえる結果となっています。

● 居場所について

居場所について、こども及び若者対象の調査結果をみると、小学1年生～小学3年生、小学4年生～小学6年生、中学1年生～中学3年生、15歳～39歳の市民のいずれも、「自分の家（部屋以外）」と「自分の部屋」の割合が高くなっているほか、「ほっとできる場所、居心地がいいと感じる場所はない」との回答も各層で0.9～2.8%の割合となっています。また、「図書館や公園など」の割合については年齢が高くなるほど減少傾向（小学1～3年生 19.9%⇒15～39歳市民 4.0%）を示し、「インターネット」は小学生から中学生まで年齢が高くなるほど増加傾向（小学1～3年生 7.2%⇒中学1～3年生 22.7%）を示しているところが特徴であり、インターネットが小中学生にとって居場所の一つとなっていることがうかがえます。

● インターネットを使える機器の所有状況について

インターネットを使える機器の所有状況をみると、「自分だけで使う機器を使っている」と「家族で同じ機器を使っている」を合わせた『機器を使っている』は、中学1年生～中学3年生の98.9%が最も高く、以下、小学4年生～小学6年生の92.2%、小学1年生～小学3年生の85.5%の順となっており、こどもの生活の中で重要な位置づけを占めていることがわかります。使っているSNSは、小学4年生～小学6年生が「LINE」（61.6%）、「TikTok」（42.3%）。中学1年生～中学3年生が「LINE」（89.8%）、「TikTok」（65.9%）、「Instagram」（60.3%）となっています。

● ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについては、国や県が取り組むべき重要な課題として対応策を検討し実施しているところです。15歳～39歳の市民対象調査の結果によると、「聞いたことがあります、内容も知っている」と「聞いたことはあるが、よく知らない」を合わせた認知度は、67.6%となっています。また、回答者本人が「ヤングケアラー」または「若者ケアラー」に該当するかについては、「現在、ヤングケアラーもしくは若者ケアラーである」が3.1%、「かつてはそうだったが、今はそうではないと思う」が6.8%となっており、本市でも少数ながらヤングケアラーの存在が認められます。

● 今後の居住意向について

今後、本市内の若い世代が、今後市内での生活に満足し愛着を持って住み続けていくようなまちづくりが非常に重要な取組みとなります。

小学生、中学生、15～39歳の市民、保護者対象の調査結果をみると、『住みたい（「できれば中間市に住みたい」または「ずっと中間市に住みたい」）の割合は、「中学生保護者」の53.3%が最も高く、次に割合が高い方から、「小学生保護者」（44.6%）、「小学4年生～6年生」（42.5%）、「15歳～39歳の市民」（40.7%）、「中学1年～3年生」（19.3%）の順となっています。中学生の居住意向が低くなって

いますが、「一度は出たいが将来は中間市に住みたい」の割合が「中学1年～3年生」が10.4%となっており、進学や就職等でいったん中間市を離れても、いずれは中間市に戻りたい意向があることもがわかることがわかります。

また、中学生では「わからない」の割合が47.3%であり、現時点の意向を決めていない人が多いことがわかります。中学生に対する本市に愛着を持ってもらう取組みが必要であることが示唆されています。

4. サービス提供事業者意向調査の概要

(1) 調査概要

中間市のこどもを対象としたサービスを提供している事業者を対象に、事業の運営や提供サービスの状況、こどもを取り巻く状況についての現状やお考えなどをうかがい、中間市の今後の子ども・子育て支援行政を効果的に行うための基礎資料とし、令和7年度からの「中間市こども計画」に反映させていただくことを目的に、アンケート調査を実施しました。

・ 調査地域

- ・ 中間市全域

・ 調査対象

- ・ 中間市のこどもを対象としたサービスを提供している事業者

・ 調査方法

- ・ 調査票配布・回収

・ 調査期間

- ・ 令和6年9月24日～同年10月21日

・ 有効回収数

- ・ 12事業所

【提供している子育て支援サービスについて】

	事業所数
幼稚園	4
幼稚園の預かり保育	3
認可保育所	4
事業所内保育施設	0
企業主導型保育	1
その他の認可外の保育施設	0
小規模な保育施設	1
認定こども園	2
家庭的保育	0
居宅訪問型保育	0
ファミリー・サポート・センター	0
その他	1

・ 調査項目

- ・ 事業所の概要について
- ・ 事業の運営について
- ・ 子どもを取り巻く状況について

(2) 調査結果から得られた課題

● 事業運営の現状と課題

事業運営を進めていく上での課題としては、12事業所中9事業所が「従事者の確保が難しい」を挙げており、保育士等の人手不足の解消が重要な課題であることがわかります。保護者からの子育てサービス等に関連する要望については、保育料や延長保育料、一時預かり保育料のキャッシュレス化、病後児保育の必要性と看護師等の人材確保、兄弟姉妹の同一保育所入所、支援を必要とするこどもに対応するための職員の確保等が挙げられています。

また、行政に望む支援としては、低額な保育料の維持と拡充、医療費の負担軽減、放課後のこどもの居場所づくり、病院と病後児の預かりサービスの充実などが挙げられており、サービス提供の柔軟性及び拡充と、より質の高いサービスの確保が求められています。

● こども・若者を取り巻く課題についての認識と提案

こども・若者たちの様子で何か気になっていることについては、こども、若者、大人が十分な睡眠を取れていないことに危機感を抱いているという意見があり、保護者に睡眠の大切さを訴えていく必要性が指摘されています。また、核家族化や少子化、地域と家庭とのつながりの希薄化、共働き家庭の一般化により、放課後のこどもの過ごし方が課題であるとの認識で、こどもの居場所づくりの重要性を指摘する意見がありました。

スマホなどのメディアの使い過ぎ（睡眠時間の減少の要因）に対する指摘があった半面、インターネットやモバイルデバイスを使いこなす、こどもや若者が活躍できる場の提供の必要性について言及する意見もありました。また、こどもの貧困については、習い事や旅行などの体験が少ないことを解消するバス遠足の実施や、園だよりの配布などにより十分な親子の時間の確保と朝ごはんの大切さを働きかけているとの回答がありました。

5. 子育て・教育関係団体意向調査の概要

(1) 調査概要

中間市で活動している子育てや教育関係の団体を対象に、活動内容やこどもを取り巻く状況についての現状やお考えなどをうかがい、中間市の今後の子ども・子育て支援行政を効果的に行うための基礎資料とし、令和7年度からの「中間市こども計画」に反映させていただくことを目的に、アンケート調査を実施しました。

- ・ 調査地域

- ・ 中間市全域

- ・ 調査対象

- ・ 中間市で活動している子育てや教育関係の団体

- ・ 調査方法

- ・ 調査票配布・回収

- ・ 調査期間

- ・ 令和6年10月3日～同年11月12日

- ・ 有効回収数

- ・ 17団体

【団体の支援内容】

支援内容	団体数	支援内容	団体数
子育て支援	2	校区まちづくり支援	1
障がい児支援	3	こども食堂	1
学童保育	4	若者就労支援	1
学習支援	1	ひとり親支援	1
生活困窮支援	2	その他	3

- ・ 調査項目

- ・ 団体の活動目的・対象者について
- ・ 子どもを取り巻く状況について

(2) 調査結果から得られた課題

● 子育て支援と親育ちの視点から取り組んでいることの課題

「子育て支援」に取り組む際の課題としては、コロナ禍で中断していた親子教室の再開、雨天時の学童保育のスペースと支援員やボランティアなど多様な人材の確保、こどもの多様な個性への対応、働く保護者に対応したサービスの開始と終了時間の拡張など、人材確保やスペースの確保などの運営上の課題とともに事業の質の向上に関わる課題が挙げられています。

「親育ち支援」に取り組む際の課題としては、こどもに対する後方支援のほか、親が相談しやすい雰囲気づくり、親子クッキング・親子で楽しむコンサート・お話会ができる場所の確保、親に読んでもらえる学童通信の工夫などが挙げられています。

● 中間市が充実していることと不足していること

子育てやこどもが育つ環境について中間市が充実していることについては、近隣にはない児童発達支援センターがあること、こども家庭センターがあるなど行政の組織が充実していることのほか、学童保育などで親の状況に応じた細かい対応がなされていることが挙げられています。また、自然が豊かで大小の公園が多だけでなく公営住宅が多いことやまとまった商業施設があることなど生活環境が整っていることも挙げられています。

一方、中間市で不足していることについては、緊急避難場所としての短期入所サービスを市外の施設に頼っていること、ファミリーサポートセンターがないことなど、サービスや行政の制度のさらなる充実を求める意見がありました。

● こども・若者を取り巻く課題についての認識と提案

こどもや若者たちの様子で何か気になっていることについては、不登校や引きこもり対策として学校や地域の事業所の連携による情報共有と働きかけができる仕組みづくり、年代を問わない多様な人が集う安心・安全な居場所（小学校単位で）、気軽に相談できる居場所づくりのほか、異年齢のこども同士がふれあう機会の充実などの提案もなされています。

6. グループヒアリングによる調査の概要

<調査概要>

このヒアリングは、市内の小学6年生や高校生のお考えなどをうかがい、令和7年度からの「中間市こども計画」に反映させていただくことを目的に実施しました。

■調査対象

- 1) 中間市内の小学6年生：中間東小学校6年生 72人
- 2) 中間市内の高校生：中間高校2・3年生 17人

■調査日と調査場所

- 1) 令和6年11月6日 中間東小学校 体育館
- 2) 令和6年11月19日 中間高校 講義室

※ いずれも、NPO法人中間市地域活性化協議会のご協力のもと実施しました。

■調査方法

ワールドカフェ形式による意見交換（全4ラウンド）を行いました。

ワールドカフェとは、少人数に分かれたテーブルで自由に対話し、他のテーブルとメンバーを交替して対話を続ける手法のことです。結果として、参加した全員の意見や知識を集める効果があります。決まった結論を出したり、課題を解決したりする目的ではなく、参加者全員が意見を交わしてお互いの理解を深め、新たな気づきを得ることが目的です。

(1) 小学生対象のワールドカフェ

■テーマ：「こんな居場所があったらいいな」

■目的：こどもたちが理想とする居場所についての意見を自由に出し合う。

■多く出された意見の概要

- ①自然環境や公園
- ②スポーツ・アクティブな活動の場
- ③リラックス・静かな空間
- ④公共施設や文化的施設
- ⑤娯楽施設や店舗
- ⑥動物とのふれあい
- ⑦無料で利用できるサービス

■分析結果からみたこども（小学生高学年）の居場所

ワールドカフェを通じて、6年生が理想とする居場所には、多様なアクティビティと自由なアクセスが重視されていることがわかりました。今後、これらのニーズを取り入れた居場所づくりを進めることで、こどもたちが快適に過ごせる場所が増え、地域全体の活性化にも繋がることが期待されます。

①無料で利用できるオープンなスペース

無料で利用できる公園やスポーツ施設、Wi-Fiや自転車貸し出しなど、自由にアクセスできる場所を提供することで、経済的負担を軽減し、多くのこどもが気軽に利用できる環境を整えることが望まれます。

②多様な体験が可能な複合施設

スポーツ、勉強、リラックス、動物とのふれあい、文化体験が一箇所のできる複合施設の構築が理想的です。これにより、こどもたちが一日を通じて充実した時間を過ごすことが可能となります。

③自然環境との調和

広い公園や動物と触れ合える場所の提供も、こどもたちの情緒やリラックス効果に貢献するため、自然を感じられる環境づくりが重要です。

④学びと遊びのバランス

図書館や博物館、アクティビティを楽しめる場所など、学びと遊びが調和する施設を提供することで、こどもたちの知的好奇心を育むと同時に、リラックスや気分転換ができる場を作ることが求められます。

（2）高校生対象のワールドカフェ

■テーマ：「自分たちの居場所、地域に役立つ場所について考える」

■目的：高校生が理想とする場所を自由に発想し、地域社会にとって有益な施設や空間の具体的な提案を引き出す。各班が独自に構想した理想の施設・都市設計プランを発表する。

■多く出された意見の分析結果

①頻出意見の傾向

「居場所・無料・勉強・相談・公園」のキーワードが共起しており、「無料でアクセス可能な学習スペース」や「相談できる環境」が理想的な居場所として求められていることが明確になりました。また、「無料で学べる場所」「勉強できる場所」が強いニーズとして浮かび上がりました。

②地域性の反映

個人からの意見では「公共施設」や「交流の場」を重視する姿勢が見られました。

■提案の共通点と特徴的なアイデア

高校生たちは「一箇所でさまざまな活動ができる空間」を望んでおり、特に多機能で多世代に対応する施設の構想が強調されました。

①複合施設

異なる目的で利用可能な「多機能性」を重視した施設が求められています。

②公園型都市計画

公園を中心に据えた設計が共通しており、緑地や自然環境への配慮が見られます。

③娯楽と利便性の両立

幅広い年齢層が楽しめる施設（スポーツ、動物園、飲食施設など）が盛り込まれています。

■分析結果からみたこども（高校生）の居場所

ワールドカフェでは、高校生たちが理想とする居場所や地域に役立つ施設について自由な発想を示し、具体的な提案を生み出しました。

地域に役立つ施設として、共通して見られる特徴は、スポーツ、学び、癒し、文化体験など、異なる目的を同時に満たす「多機能性」を重視した複合施設が求められていることです。

また、緑地や公園を中心とした設計が共通しており、自然環境を大切にしつつも、娯楽や学びの要素を融合させた都市計画の重要性が示唆されました。

地域性や多世代のニーズに対応する視点も重要であり、高校生の意見は主に「若者向け」でしたが、中には高齢者や障がい者を含む多世代が共存できるような施設についての意見も見られました。特に「コミュニティカフェ」や「スポーツと学びの複合施設」といった地域の交流を促進する場所や、「動物とのふれあいを通じた学びの場」といった癒しの要素が、地域社会にとって重要な役割を果たす可能性が高いと考えられます。

7. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況 ※各年度3月末時点、市外の施設へ通園する児童を含む

①利用児童数の推移

令和5年度における認可保育所入所児童数は458人、幼稚園入園児童数は389人となっており、保育所入所児童数、幼稚園入園児童数とも減少傾向にあります。なお、就学前児童数も年々減少しています。

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認可保育所	684	686	638	629	458
認可認定こども園	147	150	147	146	286
認可小規模保育園	19	20	20	38	45
幼稚園	496	480	449	419	389
就学前児童数	1,687	1,636	1,534	1,486	1,403

②-1 認可保育所の利用状況

令和5年度における保育所入所児童数は458人となっており、減少傾向にあります。定員も減少しています。施設数は、令和5年度に1箇所が認定こども園となったため、4施設となっています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	施設数	箇所	5	5	5	5	4
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	720	720	720	650	540
	入所児童数	人	684	686	638	629	458
公立保育所	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	150	150	150	150	150
	入所児童数	人	106	102	108	106	101
私立保育所	施設数	箇所	4	4	4	4	3
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	570	570	570	500	390
	入所児童数	人	578	584	530	523	357

②-2 認定こども園の利用状況

令和5年度から認定こども園が2箇所となり、こども園入所児童数は286人となっています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	施設数	箇所	1	1	1	1	2
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員(教育部分)	人	15	15	15	15	30
	定員(保育部分)	人	160	160	160	160	280
	入所児童数(教育部分)	人	11	9	10	13	33
	入所児童数(保育部分)	人	136	141	137	133	253
公立	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員(教育部分)	人	0	0	0	0	0
	定員(保育部分)	人	0	0	0	0	0
	入所児童数(教育部分)	人	0	0	0	0	0
	入所児童数(保育部分)	人	0	0	0	0	0
私立	施設数	箇所	1	1	1	1	2
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員(教育部分)	人	15	15	15	15	30
	定員(保育部分)	人	160	160	160	160	280
	入所児童数(教育部分)	人	11	9	10	13	33
	入所児童数(保育部分)	人	136	141	137	133	253

②-3 認可小規模保育園の利用状況

令和4年度から認可小規模保育園が2箇所に加え、入所児童数は45人となっています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	施設数	箇所	1	1	1	2	2
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	18	18	18	37	37
	入所児童数	人	19	20	20	38	45
公立	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	0	0	0	0	0
	入所児童数	人	0	0	0	0	0
私立	施設数	箇所	1	1	1	2	2
	対象児童	人	0~5歳児				
	定員	人	18	18	18	37	37
	入所児童数	人	19	20	20	38	45

● 幼稚園の利用状況

令和5年度における幼稚園入園児童数は389人となっており、減少傾向にあります。定員に対する入園児数は毎年4割台となっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数	箇所	6	6	6	6	6
対象児童	人	3~5歳児				
定員	人	1,070	860	860	860	860
在園児数	人	496	480	449	419	389

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①延長保育事業（時間外保育事業）

現在、市内の認可保育所及び認定こども園全てにおいて事業を実施しています。実利用人数をみると増減を繰り返しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	458	300	379	411	377

※各年度3月末現在

②-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

実利用人数は増減を繰り返しています。開設箇所数は、令和2年度から1箇所減り、7箇所です。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	399	391	377	355	374
開設箇所数	箇所	8	7	7	7	7

※各年度3月末現在

②-2 放課後こども教室

令和2年度は実績がなく、令和3年度から地域学校協働活動へ事業を引き継ぐことにより、事業は廃止となっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	146	実施なし	-	-	-
延べ利用人数	人日	2,344		-	-	-

※各年度3月末現在

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在、「鞍手乳児院」（鞍手町）、「報恩母の家」（岡垣町）で実施体制を確保しており、令和4年度から延べ利用人数が増加しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	2	15	7	43	76

※各年度3月末現在

④地域子育て支援拠点事業

現在、市内に2箇所設置されており、延べ利用人数はコロナ感染症の影響により令和2年度と3年度に減少しましたが、令和4年度以降大幅に増加しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	9,620	5,104	5,686	9,897	10,498
	くるり	8,608	4,417	4,680	7,455	8,155
	子育てサロン	1,012	687	1,006	2,442	2,447

※各年度3月末現在

⑤一時預かり事業

現在、市内の4保育所及び6幼稚園で実施されています。延べ利用人数は令和3年度の26,004人をピークに、その後、減少傾向にあります。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	17,903	17,843	26,004	25,962	23,689

※各年度3月末現在

⑥病児・病後児保育事業

現在、遠賀中間医師会おんが病院（病児保育）、さくら保育園（病後児保育）において実施体制を確保しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	6	4	4	5	2
	さくら保育園	0	0	3	4	0
	おんが病院	6	4	1	1	2

※各年度3月末現在

⑦各種妊婦健康診査

妊婦健康診査、乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦歯科健康診査については、下記健診を実施しています。妊婦歯科健康診査と2歳健康診査の受診率が低くなっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
妊婦健康診査	受診数	3,213	2,824	2,825	2,518	2,526	
妊婦歯科健康診査	受診率	15.0	13.9	19.7	19.3	26.0	
産婦歯科健康診査	受診率	83.2	—	79.0	83.4	77.7	
乳児健康診査	4か月健康診査	受診率	98.0	92.8	96.3	98.0	99.5
	7か月健康診査	受診率	98.2	90.8	102.8	98.7	96.8
	1歳6か月健康診査	受診率	96.5	94.5	95.5	99.1	98.6
	3歳児健康診査	受診率	93.9	97.6	92.9	94.9	96.3
乳児歯科健康診査	1歳6か月健康診査	受診率	95.7	93.8	95.1	98.7	97.7
	2歳児健康診査	受診率	80.6	—	50.7	49.2	69.6
	3歳児健康診査	受診率	92.2	96.7	91.8	94.6	95.5

※各年度3月末現在

⑧乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は200人台で推移しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	257	234	228	214	200
延べ訪問件数	件	309	274	265	275	306

※各年度3月末現在

⑨養育支援訪問事業

令和4年度以降、訪問人数は200人台、延べ訪問人数は1,500件前後で推移しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	138	122	173	280	292
延べ訪問件数	件	1,149	807	977	1,493	1,545

※各年度3月末現在

⑩子育て応援訪問事業

令和4年度以降、訪問人数は、200人台で推移しています。未就園児童数が年々減少しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	310	296	409	287	212
延べ訪問件数	件	430	489	612	461	325

※各年度3月末現在

⑪子育て世帯訪問支援事業

子育て・家事等に対して不安や負担を抱えた妊産婦や子育て家庭を訪問し、子育てや家事等の支援を実施し、養育環境を整えます。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問実世帯数	件	—	—	—	—	3
延べ訪問件数	件	—	—	—	—	12

※各年度3月末現在

⑫産後ケア事業

令和3年度から開始した事業です。利用者数、延べ利用件数のいずれも増加傾向にあります。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数	人	—	—	3	5	20
延べ利用件数	件	—	—	3	11	40

※各年度3月末現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、第2期中間市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「地域の和による 子育てを支えるまち なかま」を引き継ぐとともに、子ども・若者の権利の尊重や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上、若者に関する施策の充実といった要素を加えた、だれひとり取り残さない、「こどもまんなか」社会を目指すものとなっています。

<基本理念>

すべてのこどもが夢や希望をもち
笑顔があふれるまち なかま
～だれひとり取り残さない！「こどもまんなか」社会をめざして～

上記の基本理念を実現するため、以下の5つの視点に基づいて計画を推進します。

- こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、こどもの最善の利益を考慮する。
- こども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する。
- こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する。
- こども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でこども・若者の成長を支える。
- 多様性と包摂性に溢れた「だれひとり取り残さない」社会の実現に向けて、すべてのこども・若者の生命・権利・未来を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざす。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

本計画の推進に当たっては、前述の基本理念を念頭に置きながら、これまでこども・子育て支援事業計画の推進に向け取り組んできた基本的な視点と目標を見直し、だれひとり取り残さない「こどもまんなか」社会の中で、「すべてのこどもが夢や希望をもち笑顔があふれるまち なかま」を目指します。

① こどもの権利…すべてのこどもの権利を保障する

すべてのこどもと若者が、心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を保障するための取組を進めます。

また、こども基本法やこども権利条約の精神にのっとり、こどもと若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めます。

② 育ち、学び、遊び、体験

…こどもを安心して産み育て健やかな成長を育む

健康でゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支えます。

③ 安心と希望

…きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する

経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることのない、すべての人が希望を持てるまちづくりを進めます。このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障がい等、本人たちだけでは対応が困難な課題を抱え、支援を必要としているこどもや若者、家庭に対して、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこどもや若者が、置かれた環境に関わらず希望を抱いて健やかに育つことができるよう取り組みます。

④ 若者と未来

…若者の生活を支え、希望に応じた未来を支援する

すべての若者が夢や希望を持って育っていけるよう、その自立を支援するとともに、一人ひとりの未来への希望を尊重しながら、出会いや結婚に関する支援を行うとともに、本市への移住や定住の促進に取り組みます。また、自らの生き方を模索し確立しようとする中で、不安や悩みを感じる若者やその家族を支援し、希望ある未来に向けて進んでいけるよう取り組みます。

⑤ 地域力

…子どもたちの育ちを地域社会全体で支援する

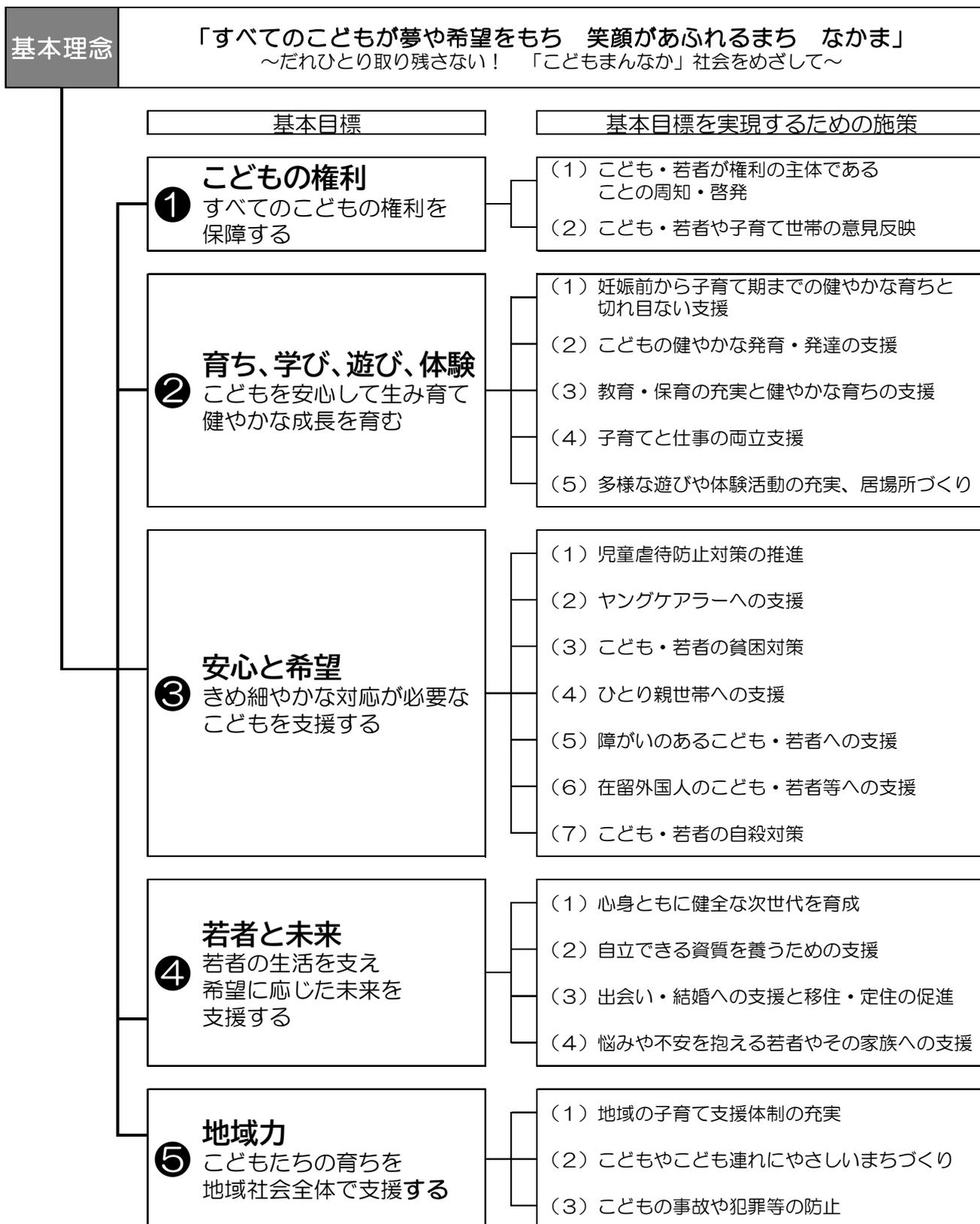
こどもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切になります。

少子化が進む中、子どもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となります。

そこで、本計画では、次代を担う宝である、子どもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって取組を進めます。

3. 計画の体系

5つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標を設定することとします。



第4章 施策の展開

基本目標① こどもの権利

…すべてのこどもの権利を保障する

すべてのこどもと若者が、心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を保障するための取組を進めます。

また、こども基本法やこども権利条約の精神にのっとり、こどもと若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を持っています（「こども基本法」、「こどもの権利条約」参照）。すべてのこども・若者が希望を持ってすこやかに育つことができるよう、こども・若者自身や周りのおとなに対する周知・啓発等を推進します。

◎ 具体的施策

① こども・若者の権利に関する周知・啓発

- こども・若者自身が自らの権利を自覚し理解を深めることができるよう、本計画や「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」、これらの計画の指針となる「こども基本法」、「こどもの権利条約」の内容等、こどもの権利について、パンフレットの作成・配布等による周知・啓発や出前講座や研修等の学習機会の提供等を推進します。

【主な担当課】 こども未来課、人権男女共同参画課、生涯学習課、学校教育課

② こども・若者の周りのおとなに対する情報提供や研修等

- 保護者や保育士、教職員等、こども・若者の周りのおとなが、こども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、研修等の様々な機会や広報を活用して周知・啓発を推進します。
- 教職員に対して人権等に関する研修を継続的に実施する等、学校におけるこども・若者の権利侵害の未然防止に努めるとともに、人権教育の充実を図ります。

【主な担当課】 人権男女共同参画課、こども未来課、生涯学習課、学校教育課

(2) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法では、こどもが意見を表明する権利（意見表明権）と意見の尊重は基本理念とされており、また、こども施策を策定したり実施したりする際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが、地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約でも、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを掲げています。

「自分の意見がきちんと受け止められた」、「自分の意見が社会を変えた」という経験は、こども・若者にとって大きな成長の糧となります。そして、こども・若者や子育て世帯の声を聴くことは、ニーズを的確にとらえ、施策の実効性を高めるために不可欠です。

このため、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。また、こども・若者の意見表明権を市全体で保障するため、周知・啓発を推進します。

◎ 具体的施策

① こども・若者の意見表明権に関する周知・啓発

- 本計画やこども基本法、こどもの権利条約に関する周知・啓発と合わせて、こどもの意見表明権の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。
- 市のホームページや SNS に、こども・若者の意見形成・表明を支援するコーナーを新設し、こども・若者の意見形成・表明のきっかけとなるような情報を分かりやすく提供します。

【主な担当課】 こども未来課、企画課、学校教育課、生涯学習課、人権男女共同参画課

② こども・若者の意見形成・表明に関する支援

- より多くのこども・若者や子育て世帯の声を聴く方策について検討するとともに声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法についても検討を進めます。
- さまざまな年齢層のこどもやその支援を行う団体等を対象にグループヒアリングの機会を設け、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための取組を検討します。また、こども・若者の意見表明を支援するファシリテーターの育成に努めます。
- 市長や市議会議員との意見交換を通して市政や議会活動への関心と理解を深める「座談会」や、市政に関して中学生や高校生の意見・提案を聴く「モニター制度」等の開催について検討します。

【主な担当課】 こども未来課、企画課、学校教育課、生涯学習課、人権男女共同参画課

基本目標② 育ち、学び、遊び、体験

…こどもを安心して生み育て健やかな成長を育む

健康でゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、健やかな成長を支えます。

(1) 妊娠前から子育て期までの健やかな育ちと切れ目のない支援

妊娠前から子育て期まで切れ目なく、健康管理、情報提供、相談支援、子育て支援サービスの提供、不妊・不育症に悩む人への支援等を行うことにより、保護者が不安や孤立感を抱くことなく、健康に、ゆとりを持って、安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。また、こどもの医療費の無償化を始めとして、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

◎ 具体的施策

① 妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援の実施

- 「中間市こども家庭センター」 me mom room（みまもるーむ）にて、妊娠期から子育て期のさまざまな悩みやニーズに対して、助産師、保健師、栄養士が相談に応じます。必要に応じて、専門機関と連携してそれぞれの家庭にあった支援を行い、一人ひとりに寄り添います。

【主な担当課】 こども未来課

② 母子健康手帳の早期交付及び妊婦健診の推進

- 妊娠満 11 週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。
- 妊娠期の母子の健康を守るとともに、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦健康診査の費用助成を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

③ 乳幼児訪問事業の充実

- 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診の未受診者及びその他の母子保健事業で継続支援が必要な人に必要に応じて他機関と連携を図りながら面談等を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

④ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

- 妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、パパとママの育児クラブ（母親学級・両親学級）等を通して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ 妊産婦に対する支援の充実

- 個別の支援を要する妊産婦に対する支援プランの作成や家庭訪問、相談対応等を充実し、安全・安心な妊娠・出産の支援を図ります。
- 産後の心身の休息がとれるよう、助産院等産後ケア事業契約施設での宿泊、通所、訪問型の産後ケア事業に取り組みます。

【主な担当課】 こども未来課

⑥ 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

- 母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑦ 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実

- こども未来課での相談支援はもとより、母子保健事業としての各種相談や、こども家庭センターにおける子育て相談、子育て講座等の充実を図り、子育ての相談や情報提供、学習機会の充実に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑧ 子育ての仲間づくりの促進

- 関係機関と連携し、様々な乳幼児健康診査などの機会を利用して、こども家庭センターや子育てサロン等の親子で参加できる場を紹介し、子育ての仲間づくりを促進します。
- こども家庭センターのぐるり広場を利用して、子育ての仲間づくりができるよう、その援助・促進を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑨ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

- 市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

【主な担当課】 福祉支援課

⑩ ホームページやガイドブック等の充実

- 子育てに関する地域の情報を広く適時提供するため、市のホームページや母子手帳アプリ等により子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するために、こども家庭センター発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑪ 小児救急医療体制の充実

- 医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。
- 県の小児救急医療電話相談の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

⑫ 出産・子育て応援給付金の支給

- 子育て世帯への経済的支援のため、妊娠の届出後とあかちゃん訪問終了後に出産・子育て応援給付金を給付します。

【主な担当課】 こども未来課

⑬ **こども医療費の助成**

- こどもの医療費助成については、県の助成基準を上回る助成を行い、こどもの健康の増進、子育て世帯の負担の軽減を図ります。

【主な担当課】 健康増進課

⑭ **保育料の補助**

- 保育料は国が定める基準よりも安く設定し、今後も引き続き保護者の経済的負担軽減に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑮ **特定不妊治療に対する助成**

- 不妊症・不育症治療の県の助成制度の広報に努めます。
- 市独自の助成事業を令和5年度から開始しました。全て保険診療外となった体外受精や顕微授精に要する費用について、その一部を助成します。

【主な担当課】 こども未来課

(2) こどもの健やかな発育・発達の支援

細かいケアを必要とする乳幼児に対しては、健康診査、予防接種、事故防止、歯の健康づくり等、保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。

◎ **具体的施策**

① **乳幼児健康診査の充実**

- 各種乳幼児健康診査の際、未受診者の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。
- 育児の不安や悩みに応えられるようにスタッフのスキルアップや事業内容を充実するとともに、保護者が安心して健診を受けられる体制づくりを進めます。

【主な担当課】 こども未来課

② 予防接種の推進

- すべてのこどもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって感染症を免れるよう、広報なかまや赤ちゃん訪問及び乳幼児健康診査等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

③ 乳幼児期の事故防止に関する啓発

- 母子保健手帳交付時に、たばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。

【主な担当課】 こども未来課

④ 歯の健康づくりの充実

- 各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

- 各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、福祉支援課

⑥ 発達障がいに対応できる相談体制の整備

- LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいや様々な特性に対応できる相談体制の整備を図ります。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課、福祉支援課

⑦ 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

- こどもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとするこどもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育、家庭学級等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。
- 乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査や子育て講座等を利用した学習機会の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

⑧ 食育の推進

- 自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力（食事の自己管理能力）を養うため、保護者向けの「食の教室」を実施するなど、食習慣の形成時期である乳幼児期からの食育を推進します。
- 学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課、教育総務課

(3) 教育・保育の充実と健やかな育ちの支援

乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれのライフステージで様々に成長するこども・若者を、保育所・認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域との連携のもと、切れ目なく支援します。

◎ 具体的施策

① 教育・保育施設の充実

- 「施設型給付」、「地域型保育給付」による、認定こども園や地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育事業）といった教育・保育施設の拡充を推進します。
- 必要な教育・保育の提供体制を確保するため、私立保育所や認定こども園、小規模保育事業所の改修等の整備に努めます。

- さくら保育園において、保育環境の改善及び園児の健康・安全管理のため、和式トイレの洋式化やカメラの設置、空調、照明、調理設備をはじめ床張替や門扉の改修等により、機能強化を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

② 教育・保育の質の向上

- 保育士等を対象に、人権擁護（虐待防止）やこどもの安全管理等を目的とした研修の充実を図ります。
- 保育施設の登降園管理や保護者連絡等のシステムを導入することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質の向上に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

③ 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

- 地域の保育ニーズを毎年把握し、待機児童が発生しない体制づくりを進めます。
- 子育てに関する相談の窓口として保育コンシェルジュを配置するとともに、保護者への各種サービスに関する情報提供や相談支援を行います。
- 月一定時間までの枠内で、就労条件を問わず、保育所等を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、令和8年度からの本格実施に向け、受け皿となりうる施設への働きかけ等、準備を進めます。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施を検討します。子育て援助活動支援事業とは、会員登録した地域住民が、一時的にその自宅でこどもを預かったり送迎などを行うサービスのことです。市は、預かりを行う会員と預かる会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【主な担当課】 こども未来課

④ 放課後児童対策の充実

- 共働き家庭などの児童を対象とした放課後児童クラブにおいて、さまざまな体験活動等を行う機会を提供し、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。
- スポーツ少年団などを対象に学校体育館や運動場の開放を進めます。

【主な担当課】 生涯学習課、こども未来課

⑤ 一時預かりの充実

- 従来、保育所等で実施されていた一時預かり事業を幼稚園まで広げており、認定こども園・保育所・幼稚園等での実施を充実します。

【主な担当課】 こども未来課

⑥ 子育て短期支援の推進

- 保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等において必要な保護を行う子育て短期支援を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑦ 病児・病後児保育の推進

- 病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する病児・病後児保育を推進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑧ 保育実践の改善・向上

- 国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育所の自己評価を推進し、保育の成果の検証とその客観性・透明性の確保に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

⑨ 青少年活動の推進とリーダーになる若者の育成

- 地域におけるこどもたちが連帯感や協調性、責任感などを学ぶ場として、子ども会活動の推進を図ります。また、中間市子ども会育成連絡協議会との連携を深めながら、こどもたちが自主的に活動する機会醸成をはぐくむため、こどもたちの中からジュニア・リーダーを募り、リーダーを対象とした研修会を開催します。

【主な担当課】 生涯学習課

⑩ 教育内容の充実

- 児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。
- 習熟度別少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む姿勢を養います。
- 教職員に対する、人権教育、情報教育、環境教育、キャリア教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題に関する研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

(4) 子育てと仕事の両立支援

長時間労働を前提とした働き方は特に男性の間で根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、保育所等における一時預かり等の保育関連サービスの充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスや共働き・共育てに関する周知・啓発を推進します。

◎ 具体的施策

① 育児休業制度活用促進の啓発

- 企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関して支給される、両立支援助成金の制度などを企業にPRし、その活用を促進します。
- 雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。

【主な担当課】 商工観光課

② 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

- 事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰

団気の醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。

- 行動計画について、公表と従業員への周知が義務となっている企業に対し、あらゆる機会をとらえてこども基本法や次世代育成支援対策推進法の内容周知を図ります。

【主な担当課】 商工観光課、こども未来課、人権男女共同参画課

③ 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

- 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

【主な担当課】 人権男女共同参画課

④ 男性の育児への積極的参加の促進

- 妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、パパとママの育児クラブなど、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ 男女共同参画意識の啓発

- 「中間市男女共同参画プラン」に基づき、家庭、地域、職場での固定的性別役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

【主な担当課】 人権男女共同参画課、生涯学習課、学校教育課

⑥ 祖父母に対する啓発

- 祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。

【主な担当課】 こども未来課

(5) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくり

様々な遊びや体験活動は、こども・若者のすこやかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力などの能力を養うとともに、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、様々な体験活動の充実を図ります。

① 体験的な学習機会の拡充

- 特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。
- 児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、産業界及び行政機関の連携・協力のもとに小・中学校におけるキャリア教育を推進します。

【主な担当課】 学校教育課

② 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- 学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。
- 定期的なオープンスクール（学校公開）の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

【主な担当課】 学校教育課

③ 児童会や生徒会活動等の充実

- 児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、・中学校において・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

④ こどもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

- こどもの「豊かな心」「健やかな身体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てるうえで、遊びや自然体験はたいへん効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やします。
- 地区公民館等をこどもの遊び場として開放するとともに、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会を提供します。
- 「夏休みニュースポーツ教室」等で、こどもと家族の交流を図り、親子の相互理解やふれあいを促進します。

【主な担当課】生涯学習課、安全安心まちづくり課

⑤ 子ども会活動の活性化

- 少子化等に伴い、単一子ども会での活動が困難になっているため、「中間市子ども会育成連絡協議会」と連携し、近隣の子ども会同士や小学校区単位での活動を増やすためのイベントを開催することにより、子ども会活動の活性化を図ります。

【主な担当課】生涯学習課

⑥ こどもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供

- 市及び近隣市町村で開催されるイベントや地域活動へのこどもや親の参加を促進するため、こども向けの情報紙や広報なかま、市ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。

【主な担当課】生涯学習課、こども未来課、企画課

⑦ ボランティア活動への参加促進

- こども自身が社会の一員としての自覚をもち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できるおとなや仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

【主な担当課】生涯学習課

⑧ 地域への愛着を高める活動の促進

- 郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、こどもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

【主な担当課】生涯学習課

⑨ 読書活動の推進

- おとなが読書の大切さ・楽しさを知り、こどもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。
- 7か月健診時に絵本を配布するブックスタート事業で、本に親しむきっかけを作ります。また、認定こども園、保育所、幼稚園、学校におけるこどもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。
- 小学校では、読み聞かせや図書の紹介などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。
- ゆとりのある快適な読書スペースを確保するなど、学校図書館等の環境を整備するとともに、各学級における読書環境の整備に努めます。

【主な担当課】生涯学習課、学校教育課、教育総務課、こども未来課

⑩ こども・若者の居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブについて、保育の質の向上を目的に、支援員等への研修の充実を図ります。また、運営の安定を図るため、支援員等の処遇改善に引き続き取り組みます。
- 市内のこども食堂や学習支援団体について、市のホームページや広報なかまなどで紹介することで活動の周知を図り、運営費の助成など支援を行います。
- 養育環境等に課題を抱えるこどもの居場所づくりとして、「児童育成支援拠点事業」の実施を検討します。

【主な担当課】こども未来課

基本目標③ 安心と希望

…きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する

安心してこどもを生き育てることができるようなまちづくりを進めます。このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障がい等、本人たちだけでは対応が困難な課題を抱え、支援を必要としているこどもや若者、家庭に対して、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこどもや若者が、置かれた環境に関わらず希望を抱いて健やかに育つことができるよう取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策の推進

いじめや虐待は、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、予防、早期発見、早期対策が必要です。いじめや虐待の予防・防止教育を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を整えます。不登校の原因は様々であり、「不登校＝問題行動」ではないという認識を持った上で支援を行っていきます。

◎ 具体的施策

① 児童虐待の予防及び早期発見

- 妊産婦及び子育て世帯への支援体制の充実により、育児不安の軽減を図るとともに、養育支援訪問事業等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

② 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待に対し、医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「中間市要保護児童対策地域協議会（中間市はばたけ子ども・ネットワーク）」での活動を充実するとともに、連絡会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。また、研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

③ いじめの解消

- 児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

③ こどもの相談に対するカウンセリング機能の充実

- いじめ・不登校には心のケアが必要なため、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員やスクールカウンセラー等の配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。

【主な担当課】 学校教育課

④ 不登校児童生徒への対応の充実

- 中間市適応指導教室（くすの木学級）における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。
- 家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。

【主な担当課】 学校教育課

⑤ 虐待被害に遭ったこどもの支援の推進

- 児童相談所等の専門機関と連携し、心のケアによる立ち直りを支援していくとともに、「中間市要保護児童対策地域協議会（中間市はばたけ子ども・ネットワーク）」の関係機関の協力により、児童が所属する学校園等の関係者とも連携しながら児童を見守るなど、虐待の再発を防止し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。
- こどもたちの立ち直りの各段階において、切れ目のない継続的な支援を推進するため、関係機関と連携した対応を強化します。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課

⑥ 養育支援訪問事業の充実

- 養育が適切に行われるよう、家庭訪問により、養育に関する助言等を行い、育児不安の解消を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。

【主な担当課】 こども未来課

(2) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来おとなが担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。ケアが日常化・長時間化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなる、重大な権利侵害です。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。また、支援者向けマニュアルの整備等を通して、支援体制の強化に努めます。

◎ 具体的施策

① 多機関連携による支援

- 中間市こども家庭センター、学校等の関係機関の連携のもと、ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに、適切な支援につなげます。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課

② 育児・家事の支援

- ヤングケアラーの身体的・精神的負担の軽減を図るため、乳児のお世話をするヤングケアラーのいる家庭にヘルパーを派遣し、育児・家事の支援を行います。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課

(3) こども・若者の貧困対策

中間市内にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、こども・若者の権利が保障されていない状況があります。こども・若者の貧困は、各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そのため、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

◎ 具体的施策

① 教育の支援

- 生活が困窮している世帯に対して就学援助費を支給する等、教育費負担の軽減を図るとともに、低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯のこどもを対象とした学習支援の実施を検討します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学校の相談体制をととのえるとともに、教育・福祉等関係機関が連携し、貧困世帯の把握と困りごとの解決を図ります。

【主な担当課】 学校教育課、こども未来課

② 生活の安定のための支援

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護費の給付や、住宅確保に関する支援等、経済的に困窮する世帯の生活を安定させるための支援に取り組みます。また、市内のこども食堂に対する支援や NPO 法人と連携したフードパントリーの実施等により、生活が困窮している世帯のこどもや保護者の食事に関する選択肢を増やします。
- 生活が困窮している世帯の自立を支援するため、保護者の意思を尊重した自立支援計画を作成し、必要に応じてハローワーク等と連携した就労支援に加え、セミナーやしごと体験等による就労準備支援、就職のための住居確保の支援、家計改善のための支援等、生活の改善や自立に向けた伴走型支援を実施します。
- 生活が困窮している世帯のこどもの居場所づくりを行い、学習支援や生活習慣の改善を行うだけでなく、様々な体験を通して子どもが社会性を身につけるよう支援を行います。

【主な担当課】 生活支援課、こども未来課、福祉支援課

(4) ひとり親世帯への支援

貧困の課題を抱えているひとり親家庭は少なくありません。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親世帯のこども・若者、そして保護者の生活を守るためには、それぞれの世帯が抱える様々な課題や個別のニーズをくみ取り、支援につなげていく必要があります。

そのため、それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

◎ 具体的施策

① ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。
- 福岡県ひとり親サポートセンターによる出張相談を活用することにより、ひとり親家庭からの就労の相談や養育費に関する相談に対応します。

【主な担当課】 こども未来課

② ひとり親家庭に対する生活支援の充実

- ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を促進するため、一定の要件のもと、修学や支度金などの資金の借受けが可能な母子父子寡婦福祉資金貸付等の制度について、周知を行います。

【主な担当課】 こども未来課

③ ひとり親家庭等に対する医療費の助成

- ひとり親家庭の親及びこどもや、父母のいないこども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

【主な担当課】 健康増進課、こども未来課

④ ひとり親家庭に対する就業支援の充実

- ひとり親家庭の親が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。
- ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援プログラムを策定し、課題の解決方法などをアドバイスしながら、個々に応じた就労の支援を行います。

【主な担当課】 子ども未来課

(5) 障がいのある子ども・若者への支援

障害者の権利に関する条約や子ども基本法の趣旨を踏まえ、障がいのある子ども・若者や発達に特性のある子ども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要する子どもと他の子どもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。また、就労に向けた支援を行います。

慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれている子どもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

◎ 具体的施策

① 障がい児理解のための啓発

- 障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、広報なかまや、各種イベントを利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。

【主な担当課】 福祉支援課、子ども未来課

② 療育相談支援体制の充実

- こころやからだの発達の遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、既存の児童発達支援センターに加え、市内に整備することを目指します。
- 当該センターや中間市療育支援センター「親子ひろばリンク」を中心に、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、障がいに対する気

づきから障がい受容、療育を経て就労に至るまでの一貫した総合的な支援のあり方を研究・実践します。

【主な担当課】 こども未来課、福祉支援課

③ 障がい児保育等の充実

- 可能な限り保護者の望む認定こども園や保育所、幼稚園等での受け入れを行うようにするとともに、こどもの心身の状況を正確に把握し、こどもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

④ 教育相談・就学指導体制の充実

- 多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのあるこどもの個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

⑤ 特別支援教育の充実

- 障がいのあるこども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。
- 教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、障がいの多様化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

【主な担当課】 学校教育課

⑥ 交流学習等の推進

- 障がいのあるこどもと障がいのないこどもとの交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

【主な担当課】 学校教育課

⑦ 心身障がい児とその家族に対する支援の充実

- 心身に障がいのある子どもやその養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。
- 在宅の心身に障がいのある子どもに対するホームヘルプサービス等、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある子どもを日常的に介護する保護者等の一時的な休息を確保するため、放課後や長期休暇中に適切な運営ができる社会福祉法人等に委託し、障がいのある子どもを預かり、社会に適応するために日常的な訓練を行う機会の提供に努めます。

【主な担当課】 福祉支援課、健康増進課

(6) 在留外国人の子ども・若者等への支援

子ども基本法が対象とする「子ども・若者」には、日本で生まれ育った日本国籍の子ども・若者だけではなく、在留外国人の子ども・若者や、海外から帰国した子どもも含まれています。

このため、在留外国人の子ども・若者等、特に日本語の使用に支障のある子ども・若者について、学校や保育所・認定子ども園、放課後児童クラブでの受け入れの促進を図るとともに、若者への就労支援を行います。

◎ 具体的施策

① 子育て・教育に関する支援

- 保育所・認定子ども園、放課後児童クラブ等において、必要に応じて配布文書の多言語化を行うとともに、日本語の不自由な保護者も安心して施設を利用できるよう努めます。
- 学校については、日本語指導の充実、バイリンガル指導員等の派遣、希望する学校への多言語翻訳機の設置など、受け入れ体制の整備を進めます。また、義務教育を受ける機会を保障するとともに、教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ります。

【主な担当課】 子ども未来課、学校教育課

② 就労に関する支援

- 市役所内の窓口において、在留外国人の若者や保護者等に対して、ハローワーク求人情報等就労に必要な情報を提供します。

【主な担当課】 商工観光課

(7) こども・若者の自殺対策

小中高生における自殺者数は全国的に増加傾向にあります。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう取り組む必要があります。

このため、相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

◎ 具体的施策

① 相談支援体制の充実

- 学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、市役所内等の相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えたこども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを進めます。また、関係機関のネットワークを強化し、地域における相談支援や見守り、地域づくり等を推進します。

【主な担当課】 学校教育課、こども未来課、健康増進課

② 自殺予防に関する教育や周知・啓発

- SOS の出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。また、問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう、身近な人の悩みや SOS に気付き、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。

【主な担当課】 学校教育課、こども未来課、健康増進課

基本目標④ 若者と未来

…若者の生活を支え希望に応じた未来を支援する

すべての若者が夢や希望を持って育っていけるよう、その自立を支援するとともに、一人ひとりの未来への希望を尊重しながら、出会いや結婚に関する支援を行い、本市への移住や定住の促進に取り組みます。また、自らの生き方を模索し確立しようとする中で、不安や悩みを感じる若者やその家族を支援し、希望ある未来に向けて進んでいけるよう取り組みます。

(1) 心身ともに健全な次世代を育成

生命の大切さやこどもを生き育てることの意義を理解した、心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちをつくります。

そのため、生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくることができるための支援を行います。

◎ 具体的施策

① 生命の大切さに関する教育の推進

- 幼いときから自然や人とのふれあいを楽しみ、生命のすばらしさ、大切さを実感させ、自他の生命を尊重する心を培います。
- 道徳科の授業等を通して、生命のすばらしさに気づかせ、自他の生命の尊重を基本とした活動のできるこどもの育成に努めます。

【主な担当課】 こども未来課、学校教育課

② 学校における性教育等の充実

- こどもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、人や自然の命の営みを理解し、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけさせます。
- 中学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させます。特に生命の誕生や命の尊さについて正しく理解させる等性教育の充実を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

③ 学校における健康教育の充実

- 学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。

【主な担当課】 学校教育課

④ 思春期相談の充実

- スクールカウンセラーや少年相談センターの「ヤングテレホン」で相談しやすい体制を維持しつつ、自殺やいじめなど深刻化、多様化する青少年の悩みに適切に対応できるよう、相談担当者のスキルアップを図るとともに、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。

【主な担当課】 学校教育課、安全安心まちづくり課

⑤ 青少年の非行防止と有害環境の浄化

- 中間市少年相談センター補導員による巡回パトロールで青少年の不良行為を防止するとともに、白いポストからの有害図書の回収など、有害環境の浄化に努めます。

【主な担当課】 安全安心まちづくり課

(2) 自立できる資質を養うための支援

他者との関わり合いの重要性等を理解した、心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちをつくります。

そのため、社会の一員として自立できる資質を養うための支援を行います。

◎ 具体的施策

① こどもの自立促進に向けた教育の充実

- こどもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、職場やボランティアの体験学習など、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課、学校教育課

② 青少年健全育成に対する市民意識の高揚

- 市民組織である「青少年市民育成会議」と連携して、「少年の主張大会」や「青少年健全育成講演会」などを行うことにより、家庭や学校、地域が一体となって青少年を健全にはぐくむための市民意識の高揚を図ります。

【主な担当課】 生涯学習課

③ 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援

- 小・中・高の不登校のこどもやニート、引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、関係機関と連携して、成長過程において切れ目なく継続的に支援するための取組を、国や県などの動向を踏まえながら検討します。

【主な担当課】 生涯学習課、学校教育課、安全安心まちづくり課

(3) 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進

若者のライフスタイルや価値観は様々であり、家族の在り方や家族を取り巻く環境もまた様々です。若者一人ひとりの決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、無用な圧力を与えたりすることは、決してあってはなりません。その上で、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

また、地域経済の担い手を確保し、雇用と経済的基盤の安定を図るため、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

◎ 具体的施策

① 人生設計・出会い・結婚への支援

- 若者が自らの将来について考え、必要な知識や情報を学ぶ機会をつくるため、人生設計に関する講義やワークショップの開催を検討します。
- 結婚を希望する若者を支援するため、出会いイベントの実施等、出会いの機会の創出に取り組むことを検討します。
- 結婚を機に本市で新生活をスタートする新婚世帯に対して、住宅や引越に係る費用の補助等の支援を検討します。

【主な担当課】 子ども未来課、都市計画課

② 移住・定住の促進

- 市のホームページやパンフレット等を通じて、本市の魅力を広く発信するほか、若者等に係る支援策を紹介し、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

【主な担当課】 企画課、子ども未来課、都市計画課

(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

若者が、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で、家族や友人、パートナーのこと、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のこと等、様々な不安や悩みを抱えます。こういった不安や悩みが一因となり、ひきこもりの状態になる人も少なくありません。

悩みや不安を抱える若者、とりわけひきこもりの状態になった若者が、自らをいたずらに傷つけることなく、自らのペースで歩みを進められるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

◎ 具体的施策

① 気軽に相談できる体制の整備

- 市の各窓口において、年齢や状況に関わらず広く相談を受けることができるよう努めます。
- 相談者本人及びその家族等に対して、まずは少しずつ関係性をつくるように連絡や面談、訪問等を行います。その中で本人及びその家族等の意思を尊重しながら、必要に応じて適切な制度や支援につなげます。

【主な担当課】 福祉支援課、こども未来課、健康増進課

基本目標⑤ 地域力

…こどもたちの育ちを地域社会全体で支援する

こどもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援と環境整備が大切になります。

少子化が進む中、こどもたちは地域の様々な人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支える頼りがいのある存在となります。

このため、本計画では、次代を担う宝である、こどもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって取組を進めます。

(1) 地域の子育て支援体制の充実

安心とゆとりをもってこどもを生み育てることができる豊かな子育て環境をつくるため、家庭、学校、企業、団体、地域社会や行政等がそれぞれの役割を自覚し、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えることができるまちを進めます。

◎ 具体的施策

① 利用者支援の充実

- こども及びその保護者や妊産婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、子育て支援員等のサポーターを配置するなど利用者支援の充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

② 地域情報提供体制の整備・充実

- こども家庭センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、認定こども園や保育所等と連携を図りながら、子育てに係る支援や相談に関しホームページ等に掲載し、情報提供の体制整備・充実を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

③ **子育て支援ネットワークの構築**

- こども家庭センターの機能を強化し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた総合的なネットワークの構築、支援を図ります。

【主な担当課】 こども未来課

④ **地域の交流ができる場の拡充**

- 保育所、幼稚園、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地区公民館等についても、自治会等への理解を求めながら、こどもと親の利用を促進します。
- 保育所、幼稚園等において、高齢者とのふれあいができる行事等の計画を促進します。

【主な担当課】 こども未来課

⑤ **民生委員・児童委員、主任児童委員等との交流支援**

- 子育て家庭が、地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員や主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援します。

【主な担当課】 福祉支援課

⑥ **子育ての仲間づくりの促進**

- 乳幼児健康診査などの機会や、こども家庭センターや子育てサロン等の親子で参加できる場で、子育ての仲間づくりを促進します。

【主な担当課】 こども未来課

(2) こどもやこども連れにやさしいまちづくり

すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、公共施設や鉄道駅、歩道等のバリアフリー化を図り、妊婦やこども連れの人も安全・安心に移動できるまちづくりを推進します。

◎ 具体的施策

① 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

- 公共施設においては、こども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

【主な担当課】 施設所管課

② こどもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

- こどもや妊婦、ベビーカー利用のこども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

【主な担当課】 建設課

(3) こどもの事故や犯罪等の防止

こどもが傷を負ったり、命を失う事件や事故が後を絶たない中、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもの命を守る取組を推進します。

◎ 具体的施策

① こどもが安全に遊べる公園等の整備

- 遊具の点検体制を強化して事故を未然に防ぐとともに、公園内樹木を適正に整理して見通しのよい明るい公園の維持に努めます。

【主な担当課】 建設課

② 安全な通学路の確保

- 通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、また公安委員会に働きかけて、スクールゾーンの整備を促進し、さらにはドライバー及び近隣者のマナーの向上の意識を高めるため道路パトロールを強化するなど、PTA等と連携を図りながら安全な通学路の確保に努めます。

【主な担当課】 建設課、教育総務課、学校教育課

③ 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

- 市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、こどもを交通事故から守れるよう、通学安全協力員をはじめ、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

【主な担当課】 安全安心まちづくり課

④ 地域ぐるみによる防犯活動の推進

- こどもの非行防止のために、市民ボランティア「ふるさとみまわり隊」を中心に市内巡回に努めます。また、青色パトロールカー等によるきめ細かい巡回実施に努めます。
- 中間市防犯協会を中心に、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため、啓発活動や防犯キャンペーンを実施します。

【主な担当課】 安全安心まちづくり課

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて定める必要があります。

本市では、各事業の実施状況も踏まえ、区域を設定します。

(1) 教育・保育提供区域

本市における「地域子ども・子育て支援事業」等に係る提供区域は、市全域を基本として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

■ 主な事業の区域設定と理由 ■

事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域	市役所やこども家庭センターで実施している。
地域子育て支援拠点事業	市全域	現在、こども家庭センター（くるり広場）及び子育てサロンで市全域を対象に実施している。
妊婦健康診査	市全域	対象者が希望する医療機関で受診するものである。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	市内の対象者の居宅に訪問をしており、こども家庭センターが市全域を対象に実施するものである。
養育支援訪問事業	市全域	養育支援が必要な対象者を訪問する事業であり、市全域を対象に実施するものである。
子育て短期支援事業	市全域	現在、市外2か所で市全域を対象に実施している。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域	現在、本市では実施していないが、事業の性格上、市全域を対象とするものである。
一時預かり事業	市全域	現在、市内4園で市全域を対象に実施している。
延長保育事業	市全域	施設等の開所時間の前後に行う事業である。
病児保育事業	市全域	現在、市内市外各1か所で、病児保育及び病後児保育の実施体制を確保している。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区 (6区域)	各小学校の在校児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とする。

子育て世帯訪問支援事業	市全域	こども家庭センターが市全域を対象に実施している。
児童育成支援拠点事業	市全域	現在、本市では実施していないが、事業の性格上、市全域を対象にする。
親子関係形成支援事業	市全域	
妊婦等包括相談支援事業	市全域	こども家庭センターが市全域を対象に実施している。
乳児等通園支援事業	市全域	現在、本市では実施していないが、事業の性格上、市全域を対象にする。
産後ケア事業	市全域	こども家庭センターが市全域を対象に実施している。

2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

(2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満のこどもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強いこども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望しているこども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保	保育所

	育所等での保育を希望している子ども	認定こども園 地域型保育
--	-------------------	-----------------

※令和6年4月1日時点の実績（実人数）

実績時点		令和6年4月1日時点		
1号 認定	2号 認定	3号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児
332	416	48	131	129

(3) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及び就学前児童数の推計、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めました。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度					
		1号 A	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い B	左記以外 C	0歳児 D	1歳児 E	2歳児 F
量の見込み (a)		203	110	392	82	125	125
確保 方策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）（④を除く）	344					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）（④を除く）		0	473	105	146	153
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	450					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（*1）（⑧を除く）			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠（*2）			0	0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	6	6
	小規模保育				6	6	6
家庭的保育				0	0	0	
居宅訪問型保育				0	0	0	
事業所内保育				0	0	0	
(b) - (a)		591	-110	81	35	33	40

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上（⑧を除く）。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		令和8年度					
		1号 A	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い B	左記以外 C	0歳児 D	1歳児 E	2歳児 F
量の見込み (a)		192	104	371	79	122	120
確保 方 策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）（④を除く）	350					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）（④を除く）		0	497	108	147	160
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	450					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（*1）（⑧を除く）			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠（*2）			0	0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	6	6
	小規模保育				6	6	6
家庭的保育				0	0	0	
居宅訪問型保育				0	0	0	
事業所内保育				0	0	0	
(b) - (a)		608	-104	126	41	37	52

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上（⑧を除く）。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等を行っていない。

		令和9年度					
		1号 A	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い B	左記以外 C	0歳児 D	1歳児 E	2歳児 F
量の見込み (a)		179	97	346	77	118	117
確保 方 策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）（④を除く）	350					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）（④を除く）		0	497	108	147	160
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	450					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（*1）（⑧を除く）			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠（*2）			0	0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	6	6
	小規模保育				6	6	6
家庭的保育				0	0	0	
居宅訪問型保育				0	0	0	
事業所内保育				0	0	0	
(b) - (a)		621	-97	151	43	41	55

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上（⑧を除く）。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等を行っていない。

		令和10年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
A	B	C	D	E	F		
量の見込み (a)		173	94	335	76	116	113
確保 方策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）（④を除く）	350					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）（④を除く）		0	497	108	147	160
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	450					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（*1）（⑧を除く）			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠（*2）			0	0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	6	6
	小規模保育				6	6	6
家庭的保育				0	0	0	
居宅訪問型保育				0	0	0	
事業所内保育				0	0	0	
(b) - (a)		627	-94	162	44	43	59

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上（⑧を除く）。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外	0歳児	1歳児	2歳児
A	B	C	D	E	F		
量の見込み (a)		167	91	323	75	113	111
確保 方策 (b)	① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）（④を除く）	350					
	② 特定教育・保育施設（認定こども園・保育所）（④を除く）		0	497	108	147	160
	③ 確認を受けない幼稚園（④を除く）	450					
	④ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		0	0			
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）				0	0	0
	⑥ 長時間預かり保育運営費支援事業		0	0	0	0	0
	⑦ 届出保育施設（*1）（⑧を除く）			0	0	0	0
	⑧ 企業主導型保育施設の地域枠（*2）			0	0	0	0
	⑨ 特定地域型保育				6	6	6
	小規模保育				6	6	6
家庭的保育				0	0	0	
居宅訪問型保育				0	0	0	
事業所内保育				0	0	0	
(b) - (a)		633	-91	174	45	46	61

*1 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設のみ計上（⑧を除く）。

*2 計上にあたり、市町村と施設設置者との間で覚書の締結等は行っていない。

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】 こどもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

【需給調整のための考え方】

- 量の見込み及び確保量の単位が「施設数」と設定されているため、その方法を用います。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保量】

単位：施設数

○ 基本型

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	か所	3	3	3	3	3	3
確保方策	か所	3	3	3	3	3	3

○ 地域子育て相談機関

(基本型の財政支援を受けていない相談機関含む)

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

○ 特定型

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

○ こども家庭センター

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

- 実施箇所は3か所：「市役所」、「こども家庭センター」、「さくら保育園」
- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を配置して実施します。
- 市役所に保育コンシェルジュを配置する「特定型」に加え、「こども家庭センター型」を実施しています。

<主な事業>

- ・ 情報収集・提供
- ・ 相談
- ・ 利用支援・援助

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を身近な地域に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：月間延べ回数（人回）、施設数

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人回/月	456	442	444	448	450	452
確保方策	か所	2	2	2	2	2	2

【確保の方策】

- 実施箇所は2か所：「こども家庭センター（くるり広場）」、「子育てサロン」

<主な事業>

- ・サロン事業
- ・子育て講座
- ・育児相談など

(3) 各種妊婦健康診査

【事業内容】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、
 ①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【需給調整のための考え方】

- 量の見込みについては、妊娠の届出件数、妊婦健康診査費助成件数の実績を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ回数（人回）

		(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	対象者数	人	230	230	230	230	230	230
	健診回数	人回	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820
確保方策 (実施体制)				実施場所： 県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる	実施場所： 県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる	実施場所： 県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる	実施場所： 県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる	実施場所： 県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター
- 委託先：福岡県医師会、福岡県助産師会、福岡県助産所会、
1市4町（遠賀4町）の福岡県医師会に未加入の医療機関（1か所）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【需給調整のための考え方】

- 量の見込みについては、過去5年間の利用状況等を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人	220	217	214	211	208	205
確保方策 (実施体制)		/	実施体制： 4人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 4人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 4人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 4人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 4人 実施機関： こども家庭 センター

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター
- 実施体制：母子保健推進員4人、こども家庭センター職員
- 委託先：母子保健推進員（助産師）

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人	300	300	300	300	300	300
確保方策 (実施体制)			実施体制： 7人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 7人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 7人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 7人 実施機関： こども家庭 センター	実施体制： 7人 実施機関： こども家庭 センター

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター
- 実施体制：7人

(6) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	100	100	100	100	100	100
確保方策	人日	100	100	100	100	100	100

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター

(7) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【需給調整のための考え方】

- 現状及び就学前児童数の推移等を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人	0	0	2	4	8	10
確保方策	人	0	0	2	4	8	10

【確保の方策】

- 支援のニーズ等を踏まえ、令和8年度以降の事業の実施を検討します。

(8) 親子関係形成支援事業

【事業内容】児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【需給調整のための考え方】

- 現状及び就学前児童数の推移等を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人	0	0	0	0	19	19
確保方策	人	0	0	0	0	19	19

【確保の方策】

- ニーズ等を踏まえ、令和10年度以降の事業の実施を検討します。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 市内には、本事業を実施する施設がないため、市外の乳児院等に委託しています。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	80	80	80	80	80	80
確保方策	延べ人数	80	80	80	80	80	80
	施設数	2	2	2	2	2	2

【確保の方策】

- 委託先：2か所「鞍手乳児院」、「報恩母の家」

(10) 一時預かり事業

【事業内容】家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

また、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 確保方策については、すべての幼稚園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	25,075	25,062	25,049	25,036	25,023	25,011
1号認定	人日	13,791	13,784	13,777	13,770	13,763	13,756
2号認定	人日	11,284	11,278	11,272	11,266	11,260	11,255
確保方策	人日	25,075	25,062	25,049	25,036	25,023	25,011
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	人日	25,075	25,062	25,049	25,036	25,023	25,011
上記以外 (*)	人日	0	0	0	0	0	0
確保方策	か所	6	6	6	6	6	6
一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	か所	6	6	6	6	6	6
上記以外 (*)	か所	0	0	0	0	0	0

* 私学助成（預かり保育推進事業）による預かり

【確保の方策】

- 実施機関：市内にあるすべての幼稚園
- 実施方法：新制度に移行しない私立幼稚園については「一時預かり事業」ではなく、従来からの私学助成を受けて「預かり保育」として実施する場合があります。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

		(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		人日	755	775	775	775	775	775
確保方策		人日	755	775	775	775	775	775
	一時預かり	人日	755	755	755	755	755	755
	トワイライトステイ	人日	0	4	4	4	4	4
	子育て援助活動支援	人日	0	0	0	0	0	0
確保方策	一時預かり	か所	4	4	4	4	4	4
	トワイライトステイ	か所	2	2	2	2	2	2
	子育て援助活動支援	実施	無	無	無	無	無	無

【確保の方策】

- 一時預かり事業は、市内の保育所で引き続き実施します。トワイライトステイは、市内に本事業を実施する施設がないため、市外の乳児院等（「鞍手乳児院」、「報恩母の家」）に委託します。

③子育て援助活動支援事業（就学時のみ）

【需給調整のための考え方】

- 現状及びニーズ等を踏まえ、見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	0	0	15	15	15	15
確保方策	人日	0	0	15	15	15	15

【確保の方策】

- 実施機関：市
- ニーズ等を踏まえ、令和8年度以降の事業の実施を検討します。

(11) 延長保育事業

【事業内容】保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。現行の延長保育事業は、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園では全園実施しています。

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 確保方策については、すべての保育所で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人	389	389	389	389	389	389
確保 方策	実人数	人	389	389	389	389	389
	施設数	か所	7	7	7	7	7

【確保の方策】

- 実施機関：市内にあるすべての保育所

(12) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【事業内容】病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

		(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		人日	10	12	12	12	12	12
確保方策		人日	10	12	12	12	12	12
	病児保育事業	人日	10	12	12	12	12	12
	子育て援助活動支援	人日	0	0	0	0	0	0
確保方策	病児保育事業	か所	2	2	2	2	2	2
	子育て援助活動支援	実施	無	無	無	無	無	無

【確保の方策】

- 実施機関
病児保育は「遠賀中間医師会おんが病院」、病後児保育は「さくら保育園」

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

【需給調整のための考え方】

- 過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「小学校区」とします。

【量の見込みと確保方策（全校区）】

単位：年間実人数（人）

		(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		人	359	388	396	404	412	420
	1年生	人	136	148	150	152	154	156
	2年生	人	113	119	121	123	125	127
	3年生	人	61	66	68	70	72	74
	4年生	人	37	43	45	47	49	51
	5年生	人	11	11	11	11	11	11
	6年生	人	1	1	1	1	1	1
確保 方策	実人数	人	359	388	396	404	412	420
	施設数	か所	7	7	7	9	9	9

【確保の方策】

- 実施機関
「北学童保育所」、「西学童保育所」、「東学童保育所A」、「東学童保育所B」、
「南学童保育所」、「底井野学童保育所」、「中間学童保育所」
- 利用児童数が多い2か所の学童保育所について、適正な利用規模となるよう、計画期間中に、校舎内の空き教室等を活用し、増設を検討します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、
 出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行
 うとともに必要な伴走型の支援を行います。

【需給調整のための考え方】

- 過去の利用状況等を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：回

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	回	妊娠届出数 230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施回 数690回	妊娠届出数 230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施回 数690回	妊娠届出 数230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施 回数690 回	妊娠届出 数230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施 回数690 回	妊娠届出 数230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施 回数690 回	妊娠届出 数230 1組あたり 面談回数3 回 面談実施 回数690 回
確保方策	回	690	690	690	690	690	690

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター

(15) 乳児等通園支援事業

【事業内容】0歳6か月から満3歳未満児を対象に、月一定時間までの枠内で、就
 労条件を問わず、保育所等を利用できる新たな通園制度です。

【需給調整のための考え方】

- 現状を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

		(単位)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	量の見込み	人日	—	—	4	4	4	4
	確保方策	人日	—	—	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	人日	—	—	5	5	5	5
	確保方策	人日	—	—	5	5	5	5
2歳児	量の見込み	人日	—	—	6	6	6	6
	確保方策	人日	—	—	6	6	6	6

【確保の方策】

- 給付制度化が始まる令和8年度から事業を実施いたします。

(16) 産後ケア事業

【事業内容】 出産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。県内の医療機関や助産院等での宿泊や通所のほか、助産師等による居宅訪問を選んで利用できます。

【需給調整のための考え方】

- 現状を踏まえ、量の見込みを定めました。
- 提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	(単位)	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	90	90	105	105	105	105
確保方策	人日	90	90	105	105	105	105

【確保の方策】

- 実施機関：こども家庭センター

(14) その他地域子ども・子育て支援事業

①実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり	あり

【確保の方策】

- 実施機関：市

②多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入の支援、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり	あり

【確保の方策】

- 実施機関：市

③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

【量の見込みと確保方策】

	R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業実施予定	あり	あり	あり	あり	あり	あり

【確保の方策】

- 実施機関：市

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

5. 産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

6. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 に関する福岡県が行う施策との連携

（１）こども虐待防止対策の充実

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用してこども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことを推進します。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して福岡県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要なこどもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策にかかわる関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、幼稚園、保育所、認定こども園、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

2. 計画の進捗管理

近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、本計画においても、このような変化に適切に対応しながら推進しなければなりません。

そこで、計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、毎年度「中間市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて計画内容を修正するなど、柔軟に対応していきます。

また、基本理念・基本目標の達成状況を把握し評価するための指標を設定します。把握にあたっては、第2章に掲載したアンケート調査によることを基本とします。

成果指標	対象	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
「子どもの権利について知っている」と答えるこども・若者・保護者の割合	小学生	32.4%	向上
	中学生	78.3%	
	若者	68.8%	
	保護者	64.8%	

「中間市子どもを守る条例について 知っている」と答える こども・若者・保護者の割合	小学生	14.0%	向上
	中学生	18.9%	
	若者	9.0%	
	保護者	20.2%	
「家庭での生活に満足している」と思う こどもの割合	小学生	84.8%	向上
	中学生	78.2%	
「学校生活に満足している」と思う こどもの割合	小学生	73.1%	向上
	中学生	70.1%	
「中間市が好きだ、満足している」と 思うこどもの割合	小学生	77.5%	向上
	中学生	50.0%	
「ほっとできる場所、居心地のいい 場所がある」と答える こども・若者の割合	小学生	93.8%	向上
	中学生	95.6%	
	若者	96.3%	
「中間市に住みたい・一度は出ても将来 は中間市に住みたい」と答える こども・若者・保護者の割合	小学生	55.1%	向上
	中学生	29.7%	
	若者	45.9%	
	保護者	49.7%	
「子育て環境や支援に満足している」と 思う保護者・若者の割合	保護者	26.4%	向上
	若者	33.6%	
「子育てに関して気軽に相談できる 相手がいる」と答える保護者の割合	保護者	87.6%	向上
「若者を対象とした相談窓口（機関や 事業）を知っている」と答える 若者の割合	若者	62.0%	向上

※「小学生」の割合は、1～3年生、4～6年生のそれぞれの割合の平均値とし、「保護者」の割合は、就学前・小学生・中学生の保護者のそれぞれの割合の平均値としています。

用語解説

【あ行】

・朝の読書

学校で毎朝読書をする活動で、文部科学省が推進する読書活動のひとつ。「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を原則とした感想文や評価のない自由な読書活動。

・インクルーシブ

障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関わらず、お互いの違いを認め合って共生していくことを目指す考え。

・SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のこと。友だちなどとインターネット上でつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと。

・延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業。

【か行】

・家庭的保育事業

保育者が、保育者の自宅の居室などを保育室として使い、仕事や病気などの理由により家庭で保育できない保護者に代わってこどもを預かる事業。

・企業主導型保育事業

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、単独又は共同で設置・利用する認可外保育施設で行っている事業。

・キャリア教育

こどもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと。

・居宅訪問型保育事業

保育者が、こどもの家庭で、仕事や病気などの理由で保育できない保護者に代わってこどもを預かる事業。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

・合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

・子育て支援員

国が定める「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けることにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

・子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

・子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る事業。

・こども家庭センター

令和4年（2022年）の改正児童福祉法等により、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行う機関。

・こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推

進するためにつくられた法律。

・子ども・子育て支援法

幼児教育・保育や待機児童の解消、地域におけるこども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律。

・こども食堂

地域において、経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれないこどもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を目的に、無料又は低額で食事を提供する場のこと。

・こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこどもに関する施策の基本的な方針を定めたもの。

・こどもの居場所づくりの推進

こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めること。こども・若者本人にとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所・時間・人との関係性であっても居場所となりえることから、こども・若者の声を聴きながら進めることが重要とされている。

・こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

世界中のすべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約。

・子どもの貧困対策の推進に関する法律

生まれ育った環境によってこどもの将来が左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障されるよう、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

・子ども・若者育成支援推進法

教育、福祉、雇用等の分野におけるこども・若者の育成支援に関する取組の総合的な推進や、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を主な目的とした法律。

・子ども・若者計画

こどもや若者の健やかな成長と自立を目的とした施策を体系的に推進するため市町村や都道府県が策定する計画。

【さ行】

・時間の貧困

家事や労働・通勤のために要する時間が多く、休養・余暇やこどもと接する時間が少ない状態。

・事業所内保育

会社の事業所などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育すること。

・次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律。

・児童発達支援センター

障がいのあるこどもを対象に、自立に必要な技能や知識などの習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応するための支援を行うとともに、地域の障がいのあるこどもやその家族への相談対応、保育所等に対して援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

・児童福祉法

児童が良好な環境で生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

・就学前教育・保育

0歳から小学校就学前までのこどもを対象とし、幼稚園、保育所、認定こども園等で行われる教育・保育。

・障害者の権利に関する条約

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するために、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する条約。

・小規模保育事業

主に0歳から2歳児の少人数（6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細やかな保育を行う事業。

・スクールカウンセラー

「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門

家で、学校教育法施行規則第 65 条の 3 で学校職員として位置づけられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教職員に対する相談、教職員への研修等を行う。

・スクールソーシャルワーカー

「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第 65 条の 4 で学校職員として位置づけられている。主に、家庭を含めた幼児、児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校・園への助言を行う。

・青少年市民育成会議

青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織。自治会、子ども会、学校、PTA 等と連携を図りながら、地域に根付いた活動を実施している。

【た行】

・待機児童

保育所・認定こども園については、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みをしているが、利用に至っていない者をいう（保護者が特定の保育所等を希望している等、国の調査要領により待機児童数に含めないこととされている者は除く）。放課後児童クラブについては、クラブへの入所を希望したにもかかわらず、定員に空きがない等の理由により入所できなかった児童をいう。

・地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。中間市では、ハピネスなかま（中間市総合会館）で「くるり広場」として開設し、また、「子育てサロン」を中間市社会福祉協議会に委託して実施しています。

・地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度に基づく財政支援の一つで、小規模保育や家庭的保育などの保育施設に支給される給付費。

・特定不妊治療

不妊治療のうち体外受精及び顕微鏡下で卵子に精子を直接注入する顕微授精のこと。

・特別支援学級

小学校、中学校等において障がい（知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症者・情緒障がい）のある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

・特別支援学校

障がいのある幼児、児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

【な行】

・中間市健康増進計画

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画における母子保健分野を補完し、かつ健康増進法に基づく市町村健康増進計画の性格を持たせた計画。

・中間市高齢者総合保健福祉計画

高齢者の現状や背景をふまえて、福祉サービスの円滑な運営を確保するために、介護予防やいきがい活動を含む高齢者福祉全般にわたる政策目標を定めた計画。

・中間市子ども会育成連絡協議会

「充実した子ども会活動と、子どもたちの笑顔を応援する」ため、こどもが大人と協働できる子ども会活動、規律ある楽しい活動、シニアリーダーがこどもを育てる活動の3つの事項を中心とした活動を行っている組織。

・中間市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法及びこども基本法に基づき、子ども・子育て支援制度に関する事業計画やこども計画の策定と変更、その進捗管理について、行政以外から幅広く意見を聴くための会議。

・中間市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、就学前教育・保育の提供体制の確保や地域における子ども・子育て支援事業など、子ども・子育て支援に関する取組みを定めた計画。

・中間市自殺対策行動計画

自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等に基づく自殺対策計画。

・ 中間市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人を対象とした施策の方向性を定めた計画。障害福祉計画・障害児福祉計画は、障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの供給量等を定めた計画。

・ 中間市総合計画

本市の最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的とした、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画。

・ 中間市男女共同参画プラン

市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。

・ 中間市地域福祉活動計画

地域福祉計画同様、社会福祉法第に規定され、地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の活動や行動目標を示す計画で、市町村社会福祉協議会が策定する計画。中間市では中間市地域福祉計画と一体的に策定している。

・ 中間市地域福祉計画

社会福祉法に規定され、市町村が地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。

・ 中間市適応指導教室（くすの木学級）

さまざまな事情により学校に行きたくても行けない児童生徒に対して、学びの場や居場所を確保し、学校復帰を目指した支援を行う教室。市内の小学校・中学校に通う小学5年生から中学3年生までが対象。

・ 中間市デジタル田園都市構想総合戦略

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、地方創世の取組を継続するとともに、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小などの諸課題に取り組むことを定めた計画。

・ 中間市ふるさとみまわり隊

市内の各自治会で結成している地域の防犯及び青少年の見守りのための組織。

- **中間市要保護児童対策地域協議会（中間市はばたけ子ども・ネットワーク）**

要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図ることを目的とした協議会で、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関で構成されている。

- **中間市療育支援センター**

ことばやからだの発達などに心配のあるこどもの豊かな成長と発達のために、療育支援を行うもので、中間市が中間市社会福祉協議会にその運営を委託している。保護者の悩みや、気になることについて一緒に考え、さまざまな専門スタッフと連携しサポートしている。

- **難病**

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり症状や治療が継続するものとして国が定める疾病。

- **ニート（若年無業者）**

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人。

- **乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師、保健師等が訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぐ事業。

- **乳児等通園支援事業**

0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもであって、月一定時間までの枠内で、就労条件を問わず、保育所等を利用できる新たな通園制度のこと。令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」として位置づけられ、令和8年度から全ての自治体で実施することとされた。

- **認定こども園**

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0歳児から小学校就学前までのこどもを対象に、教育・保育を一体的に提供する施設。

【は行】

- **バイリンガル指導員**

英語と日本語を流暢に話し、指導力や熱意を兼ね備えた講師やインストラクターのことをいう。

・発達障がい

脳の働き方の違いによって、物事の捉え方や行動のパターンに違いがあり、日常生活に支障のある状態をいう。主な種類は、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、注意欠如多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、チック症、吃音。

・パブリックコメント

市が重要な計画や条例などを策定するときに、その趣旨や内容を市民に公表し、提出された意見を考慮しながら最終の意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。

・バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

・ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除く）。

・ファシリテーター

会議等で中立的な立場に立った上で意見をまとめ、より良い結論に導く役割の人。こども・若者の意見表明においては、こども・若者が意見を言いやすい環境をつくり、意見表明をサポートする役割を担う。

・福岡県ひとり親サポートセンター

母子家庭の母親や父子家庭の父親、寡婦及び離婚を考えている方の就業や自立を支援することを目的とし福岡県が実施している事業。

・福岡県こども計画

こどもに関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した福岡県の計画。

・ブックスタート事業

中間市では、7か月健診時に、あかちゃんとのふれあいの時間を共有するための手段と

して、絵本をプレゼントする事業。また、3歳児健診時に、絵本をプレゼントするセカンドブック事業も実施している。

・放課後こども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する事業。

・母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金。

・母子保健を含む成育医療等に関する計画

成育過程にある者の健やかな成長が確保される権利を尊重するとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要なサービスをつなぐ伴送型支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する計画。

・母子・父子自立支援プログラム

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、ひとり親家庭の自立に向け、きめ細かな支援等を行うために策定するプログラムのこと。

【ま・や・ら・わ行】

・慢性疾病（小児慢性特定疾病）

18歳未満を対象に、症状や治療が長期にわたり生活の質を低下させ、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、多額の医療費を要するものとして国が定める疾病。

・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家族のケアを日常的におこなっており、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこども・若者のこと。

・ヤングテレホン

少年少女の悩みや困りごとを相談できる相談窓口のことで、中間市少年相談センターに「ヤングテレホンなかま」を開設している。

・ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう製品や

建物、生活空間を設計する考え方。

• 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

• ライフデザイン

自分の価値観に基づいた生き方や将来どのような人生を送りたいかについて、具体的に思い描くこと。

• ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。仕事と生活の調和。

• 若者ケアラー

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家族のケアを、日常的におこなっており、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこども・若者のこと。18歳以下を「ヤングケアラー」、19歳からおおむね30代までを「若者ケアラー」と呼んでいる。

中間市子ども・子育て会議委員名簿

所 属	氏 名
福岡女学院大学	大迫 秀樹
中間市PTA連合会	山口 議雄
中間市PTA連合会	志道 吉和
遠賀中間地区保育協会	小林 哲治
遠賀中間私立幼稚園連盟	千々和 公麿
中間市小学校長会	池田 辰也
中間市中学校長会	権藤 信慶
福岡県宗像児童相談所	平澤 知巳
中間市社会福祉協議会	安徳 保
社会福祉法人ひかりのさと	下川 はる子
コミュニティ・カフェなかま	白濱 貴子
中間商工会議所	岩崎 憲明
連合福岡遠賀川地域協議会	火山 木綿子
中間市教育委員会学校教育課	船元 幸徳
中間市教育委員会学校教育課	轟 浩二
中間市教育委員会教育総務課	山口 研治
中間市教育委員会生涯学習課	深川 英明
中間市福祉支援課	山本 竜男
中間市健康増進課	八汐 雄樹
中間市人権男女共同参画課	石井 浩司

中間市子ども・子育て会議開催経過

回数	開催日	内 容
第1回	令和6年 8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 第二期中間市子ども・子育て事業計画の令和5年度事業報告について ・ 「中間市こども計画」策定の趣旨・背景について ・ 各種アンケート調査について ・ 今後の策定スケジュールについて
第2回	令和6年 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について ・ 中間市こども計画の骨子案について
第3回	令和6年 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について ・ 中間市こども計画の素案について
第4回	令和7年 1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について ・ 中間市こども計画案について ・ パブリックコメント（意見募集）について
第5回	令和7年 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回中間市子ども・子育て会議議事録の承認について ・ パブリックコメントの結果報告について ・ 中間市こども計画答申案について

※こども計画策定に係る内容を掲載

中間市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日 条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項の市町村こども計画の策定及び変更について、市長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (3) こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本市のこども施策に関し、市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の定数は、20 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 市長は、子ども・子育て会議において特別の事項の調査又は審議をさせるために必要があると認めるときは、委員とは別に、第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうちから臨時委

員を委嘱することができる。

2 臨時委員の定数は、3人以内とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員の報酬は、委員に準ずる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。この場合において、招集の対象となる者は、委員及びその会議の議事に関係がある臨時委員とする。

2 前項の規定による招集は、会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長がこれを行う。

3 子ども・子育て会議は、委員及び第1項の規定により招集された臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 第5条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、前条第1項中「子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。）」とあるのは「部会の会議」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「会長及び第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、市長」とあるのは「部会長及び第8条第3項の規定により読み替えて準用する第5条第3項に規定する委員を定めていないときは、会長」と読み替えるものとする。

(会議等の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、会議に出席した委員及び臨時委員の3分の2以上の同意を必要とする。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において子ども施策を所管する部署において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。